



接続約款変更認可申請書

西設相制第12号
平成28年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぱちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしごんしんわくしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>16 活用型 PHS事業者</td><td>PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者</td></tr> <tr> <td>17 接続型 PHS事業者</td><td>活用型PHS事業者以外のPHS事業者</td></tr> <tr> <td>18～60 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>61 基地局回線</td><td>当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限ります。）との間に設置される端末回線</td></tr> <tr> <td>62 PHS端末</td><td>端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの</td></tr> <tr> <td>63 PHS接続装置</td><td>位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備（遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。）であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの</td></tr> <tr> <td>64 サービス制御局</td><td>PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置</td></tr> <tr> <td>65 サービス制御統括局</td><td>PHS用サービス制御局（サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。）への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置</td></tr> <tr> <td>66 PHS網制御局</td><td>PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局（サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSSP」といいます。）</td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～15 (略)	(略)	16 活用型 PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者	17 接続型 PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者	18～60 (略)	(略)	61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限ります。）との間に設置される端末回線	62 PHS端末	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの	63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備（遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。）であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの	64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置	65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局（サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。）への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置	66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局（サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSSP」といいます。）	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>16～17 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>18～60 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>61～66 削除</td><td></td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～15 (略)	(略)	16～17 削除		18～60 (略)	(略)	61～66 削除	
用語	意味																																
1～15 (略)	(略)																																
16 活用型 PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者																																
17 接続型 PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者																																
18～60 (略)	(略)																																
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限ります。）との間に設置される端末回線																																
62 PHS端末	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの																																
63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備（遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。）であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの																																
64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置																																
65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局（サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。）への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置																																
66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局（サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSSP」といいます。）																																
用語	意味																																
1～15 (略)	(略)																																
16～17 削除																																	
18～60 (略)	(略)																																
61～66 削除																																	

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時点とします。。）を1回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第13章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を1回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第13章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1 第1欄、2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、平成18年度にあっては、当年度の1月に適用される合算番号単価（事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものとします。）、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を用いるものとし、平成19年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定（2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績（平成18年度にあっては年度の実績トラヒックの4分の1とします。）で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第4欄及び第5欄を除きます。) 又は2-11 (第11欄から第21欄を除きます。) に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11 第11欄に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価（事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものとします。）を用いて料金額を再算定（2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第4欄及び第5欄を除きます。) 又は2-11 (第12欄から第20欄を除きます。) に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7 又は2-8 に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能

例	協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ~ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)~(17)-3 (略)	(略)
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金に併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、3分までの料金額及び3分を超える1分までごとの料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が2以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、1の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者（中継事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(19)~(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1 第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11 第19欄、2-1-1-2 第2欄ア欄又は2-13 第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	

例	に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1 第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ~ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)~(17)-3 (略)	(略)
(18) 削除	
(19)~(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1 第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11 第19欄、2-1-1-2 第2欄ア欄又は2-13 第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	

信号分岐端末回線 管理機能又は I P 通信網回線管理機 能に係る料金の適 用		又は I P 通信網回 線管理機能に係る 料金の適用	
---	--	----------------------------------	--

2 料金額

- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区分			単位	料金額	備考
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1 -1のもの	1回線ごとに	1,754円	PHS事業者に適用します。
		イ 保守の区別がタイプ1 -2のもの	1回線ごとに	1,754円	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,254円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,254円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,292円
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,583円
		ウ～エ (略)	(略)	(略)	
		ア イ以外のもの	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
(4) 端末回線伝送機能 (第5					105円

2 料金額

- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区分			単位	料金額	備考
(1) 削除					
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,463円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,463円
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,507円	
		ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,372円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,372円
(4) 端末回線伝送機能 (第5	端末回線により伝送を行う	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,413円	
		イ 4線式のもの	1回線ごとに	2,826円	
		ウ～エ (略)	(略)	(略)	
		ア イ以外のもの	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
					130円

条(標準的な接続箇所) 第1項の表中 第1ー2欄で接続する場合)	機能			② 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	105円		条(標準的な接続箇所) 第1項の表中 第1ー2欄で接続する場合)	機能			② 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	130円		
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合		① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	1,265円			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	1,390円		
					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	1,265円					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	1,390円		
				(2) 電話重置する場合	C A B以外のもの	1回線ごとに	1,303円					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,432円		
					A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	39円					A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	44円		
				(2) 電話重置する場合	B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	39円					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	44円		
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであつて、カッド内に単独収容さ			(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	318円				イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであつて、カッド内に単独収容さ	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	423円
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	② 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	318円	② 保守の区別がタイプ1ー2のもの				(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	1回線ごとに	423円		
					A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1回線ごとに	1,478円	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの				1回線ごとに	1,683円			
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1回線ごとに	1,478円	B 保守の区別がタイプ1ー2のもの				1回線ごとに	1,683円			
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,516円	C A B以外のもの				1回線ごとに	1,725円			

		れてい るもの に限り ます。)		② 電 話重 量す る場 合	A 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	1回線ご とに	<u>252円</u>	
				B 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	1回線ご とに	<u>252円</u>		
(4)-2 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 1－4 欄で接 続する 場合)	下部端末回線により伝送を行 う機能	ア 保守の区別がタイ プ1－1のもの	1回線ご とに	<u>842円</u>				
		イ 保守の区別がタイ プ1－2のもの	1回線ご とに	<u>842円</u>				
		ウ アイ以外のもの	1回線ご とに	<u>867円</u>				
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2－ 3欄で 接続す る場合)	ア 端末回線により伝送を行 う機能(128kbit/sの符号伝 送が可能なものに限りま す。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	1回線ご とに	<u>255円</u>				
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	1回線ご とに	<u>255円</u>				
	イ (略)	(略)	(略)	(略)				

2-1-1-1の2 (略)

		れてい るもの に限り ます。)		② 電 話重 量す る場 合	A 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	1回線ご とに	<u>337円</u>	
				B 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	1回線ご とに	<u>337円</u>		
(4)-2 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 1－4 欄で接 続する 場合)	下部端末回線により伝送を行 う機能	ア 保守の区別がタイ プ1－1のもの	1回線ご とに	<u>930円</u>				
		イ 保守の区別がタイ プ1－2のもの	1回線ご とに	<u>930円</u>				
		ウ アイ以外のもの	1回線ご とに	<u>958円</u>				
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2－ 3欄で 接続す る場合)	ア 端末回線により伝送を行 う機能(128kbit/sの符号伝 送が可能なものに限りま す。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	1回線ご とに	<u>261円</u>				
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	1回線ご とに	<u>261円</u>				
	イ (略)	(略)	(略)	(略)				

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額				
区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	42円	_____
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) ~ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1回線ごとに 1メートルあたり	292円 0.845円	_____
(5) 2-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であつて、基本料の適用時期に現に適用される額	_____

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額				
区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	62円	_____
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) ~ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1回線ごとに 1メートルあたり	301円 0.962円	_____
(5) 2-1-1-1 第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であつて、基本料の適用時期に現に適用される額	_____

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		1回線ごとに月額	
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの 174円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの 182円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 190円	

2-1-2 加算額

区 分		1回線ごとに月額	
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの 175円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの 184円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 188円	

2-1の2 I SM折返し機能

区 分		月額		
I SM折返し機能	I SM交換機により、デジタル非制限モード通信でI SM交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	単位	料金額	備 考
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャネルごとに	1,192円	
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャネルごとに	94,522円	

2-1の2 I SM折返し機能

区 分		月額		
I SM折返し機能	I SM交換機により、デジタル非制限モード通信でI SM交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	単位	料金額	備 考
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャネルごとに	1,238円	
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャネルごとに	98,201円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分				料金額	備 考
光信号電気 信号変換機 能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝 送が可能なもの（以下 「100Mbit/s タイプ」とい います。）	ア 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	123 円		
		イ 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	123 円		
		ウ アイ以 外のもの	127 円		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	696 円		
		イ 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	696 円		
		ウ アイ以 外のもの	717 円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分				料金額	備 考
光信号電気 信号変換機 能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝 送が可能なもの（以下 「100Mbit/s タイプ」とい います。）	ア 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	266 円		
		イ 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	266 円		
		ウ アイ以 外のもの	274 円		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の 区別がタ イプ1－ 1のもの	632 円		
		イ 保守の 区別がタ イプ1－ 2のもの	632 円		
		ウ アイ以 外のもの	651 円		

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分				料金額	備 考
光信号多重 分離機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	294 円		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	294 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	303 円		
	イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	706 円		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	706 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	727 円		

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分				料金額	備 考
光信号多重 分離機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	269 円		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	269 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	277 円		
	イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1－1のもの	694 円		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1－2のもの	694 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	715 円		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0596 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0441 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00002110 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに 0.00002375 円	_____
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00002806 円	_____
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00003249 円	_____

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0641 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0527 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00002408 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに 0.00002781 円	_____
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00003130 円	_____
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに 0.00003636 円	_____

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略） イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	(略) 672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額 <u>23,411円</u>	(略)
				――

2-3～2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	<u>0.845円</u>	――
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	<u>0.845円</u>	

2-5-3-2 （略）

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略） イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	(略) 672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額 <u>34,270円</u>	(略)

2-3～2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	<u>0.962円</u>	――
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	<u>0.962円</u>	

2-5-3-2 （略）

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	292円	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.845円		

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	301円	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.962円		

2-6 通信路設定伝送機能

2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額

2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,890円 7,778円 -
	イ 64kbps以下又は50bit/s以下の符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	71,585円 70,473円 8,303円 7,352円 8,566円 7,495円 8,890円 7,778円
	イ 高速ディジタル伝送が可能なものの	128kbpsの符号伝送が可能なものの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	80,429円 78,200円 11,912円 9,810円 12,146円 10,003円 12,615円 10,386円
	イ 192kbpsの符号伝送が可能なもの 256kbpsの符号伝送が可能なもの 384kbpsの符号伝送が可能なもの 512kbpsの符号伝送が可能なもの 768kbpsの符号伝送が可能なもの 1.152Mbpsの符号伝送が可能なもの 1.536Mbpsの符号伝送が可能なもの 3.072Mbpsの符号伝送が可能なもの 4.608Mbpsの符号伝送が可能なもの 6.144Mbpsの符号伝送が可能なもの	192kbpsの符号伝送が可能なもの 256kbpsの符号伝送が可能なもの 384kbpsの符号伝送が可能なもの 512kbpsの符号伝送が可能なもの 768kbpsの符号伝送が可能なもの 1.152Mbpsの符号伝送が可能なもの 1.536Mbpsの符号伝送が可能なもの 3.072Mbpsの符号伝送が可能なもの 4.608Mbpsの符号伝送が可能なもの 6.144Mbpsの符号伝送が可能なもの	89,139円 85,798円 97,939円 93,481円 115,533円 108,846円 133,123円 124,212円 168,317円 154,943円 221,096円 201,041円 273,876円 247,139円 48,958円 75,659円 78,620円 51,883円 432,222円 385,430円 599,364円 531,404円 757,707円 669,697円 166,582円 105,831円 169,910円 107,943円 176,561円 112,166円
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	80,515円 73,996円 69,885円 66,809円 71,276円 68,140円 74,066円 70,804円 69,885円 66,809円 71,276円 68,140円 74,066円 70,804円
	ウ 1.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	92,852円 80,623円 76,953円 70,801円 78,485円 72,212円 81,554円 75,035円 76,953円 70,801円 78,485円 72,212円 81,554円 75,035円
	ウ 2.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	115,752円 92,928円 89,427円 77,892円 91,211円 79,445円 94,781円 82,552円 76,953円 70,801円 78,485円 72,212円 81,554円 75,035円
	ウ 3.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	138,652円 105,233円 101,901円 84,983円 103,933円 86,678円 108,001円 90,068円 89,659円 78,677円 93,168円 81,754円
	ウ 4.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	158,031円 115,646円 112,573円 91,041円 114,822円 92,858円 119,314円 96,490円 100,829円 85,142円 104,777円 88,472円

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,268円 9,601円 -	
	イ 64kbps以下又は50bit/s以下の符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	82,064円 80,397円 10,645円 9,074円 10,850円 9,249円 11,268円 9,601円 92,941円 89,613円 15,403円 12,261円 15,704円 12,502円 16,308円 12,980円	
	イ 高速ディジタル伝送が可能なものの	128kbpsの符号伝送が可能なもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	192kbpsの符号伝送が可能なもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	103,694円 98,699円 114,534円 107,872円 136,207円 126,217円 157,884円 144,561円 201,234円 181,249円 266,257円 236,282円 331,281円 291,316円 95,743円 58,039円 97,653円 59,194円 101,470円 61,505円 526,354円 456,414円 732,268円 630,687円
	イ 192kbpsの符号伝送が可能なものの	256kbpsの符号伝送が可能なもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,144Mbpsの符号伝送が可能なもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	97,464円 87,932円 83,651円 79,155円 85,316円 80,732円 88,651円 83,887円 83,651円 79,155円 85,316円 80,732円 88,651円 83,887円 114,172円 96,302円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	0.5Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	97,464円 87,932円 83,651円 79,155円 85,316円 80,732円 88,651円 83,887円 83,651円 79,155円 85,316円 80,732円 88,651円 83,887円 114,172円 96,302円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円
	ウ 1.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1.0Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	114,172円 96,302円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円 93,181円 84,189円 95,039円 85,867円 98,755円 89,223円
	ウ 2.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2.0Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	145,205円 111,845円 109,989円 93,129円 112,183円 94,985円 116,569円 98,699円 107,911円 92,175円 110,064円 94,012円 114,367円 97,687円
	ウ 3.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	3.0Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	176,239円 127,389円 124,719円 101,115円 127,210円 103,132円 132,186円 107,164円 122,641円 100,161円 125,087円 102,159円 129,981円 106,153円
	ウ 4.0Mbpsの符号伝送が可能なものの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4.0Mbpsの符号伝送が可能なものの セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	202,497円 140,541円 141,179円 109,707円 143,995円 111,895円 149,632円 116,272円 137,023円 107,799円 139,757円 109,949円 145,225円 114,249円

5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	クラスが下記以外のもの	175, 650円	125, 112円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	123, 105円	96, 959円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	125, 563円	98, 894円
	保守の区別が上記以外のもの	130, 477円	102, 763円
	エコノミークラスのもの	118, 539円	94, 700円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	120, 906円	96, 590円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	125, 640円	100, 369円
	保守の区別が上記以外のもの	125, 640円	100, 369円
	エコノミークラスのもの	118, 539円	94, 700円
	保守の区別が上記以外のもの	120, 906円	96, 590円
(7) 6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	クラスが下記以外のもの	193, 268円	134, 578円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	133, 637円	102, 877円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	136, 303円	104, 930円
	保守の区別が上記以外のもの	141, 641円	109, 036円
	エコノミークラスのもの	127, 549円	99, 865円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	130, 095円	101, 838円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	135, 188円	105, 843円
	保守の区別が上記以外のもの	6, 567円	3, 528円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	5, 367円	2, 918円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	5, 473円	2, 976円
(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	5, 686円	3, 093円
	エコノミークラスのもの	3, 360円	1, 925円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	3, 426円	1, 963円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	3, 560円	2, 041円
	保守の区別が上記以外のもの	482, 187円	289, 816円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	369, 677円	231, 257円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	377, 067円	235, 878円
	保守の区別が上記以外のもの	391, 841円	245, 118円
	エコノミークラスのもの	275, 313円	184, 571円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	280, 814円	188, 258円
(7) 50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	291, 816円	195, 631円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	1, 222円	657円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1, 477円	779円
	保守の区別が上記以外のもの	1, 507円	795円
	エコノミークラスのもの	1, 565円	826円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	634円	363円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	646円	370円
	保守の区別が上記以外のもの	672円	385円
	エコノミークラスのもの	586, 131円	345, 665円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	495, 131円	297, 498円
134.7Mbit/sの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	505, 027円	303, 443円
	保守の区別が上記以外のもの	524, 824円	315, 334円
	エコノミークラスのもの	329, 233円	215, 421円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	335, 814円	219, 725円
	保守の区別が上記以外のもの	348, 976円	228, 333円

5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	クラスが下記以外のもの	223, 981円	151, 303円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	155, 213円	116, 997円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	158, 311円	119, 331円
	保守の区別が上記以外のもの	164, 507円	123, 999円
	エコノミークラスのもの	148, 979円	114, 135円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	151, 953円	116, 411円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	157, 899円	120, 965円
	保守の区別が上記以外のもの	247, 853円	163, 259円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	169, 421円	124, 461円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	172, 804円	126, 944円
(7) 6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	エコノミークラスのもの	179, 567円	131, 911円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	161, 109円	120, 645円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	164, 324円	123, 052円
	保守の区別が上記以外のもの	170, 758円	127, 886円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	8, 465円	4, 239円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6, 944円	3, 522円
	保守の区別が上記以外のもの	7, 085円	3, 592円
	エコノミークラスのもの	7, 361円	3, 734円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	4, 257円	2, 287円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	4, 340円	2, 332円
(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	4, 508円	2, 424円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	620, 243円	349, 785円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	475, 017円	279, 441円
	保守の区別が上記以外のもの	484, 512円	285, 024円
	エコノミークラスのもの	503, 292円	296, 190円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	348, 259円	221, 247円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	355, 220円	225, 666円
	保守の区別が上記以外のもの	369, 138円	234, 504円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	1, 489円	746円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1, 868円	916円
(7) 50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1, 905円	935円
	セカンドクラスの 保守の区別が上記以外のもの	1, 979円	972円
	エコノミークラスのもの	769円	411円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	784円	420円
	保守の区別が上記以外のもの	814円	436円
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	746, 760円	413, 156円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	633, 855円	357, 351円
	保守の区別が上記以外のもの	646, 528円	364, 492円
	エコノミークラスのもの	671, 870円	378, 774円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	413, 587円	256, 227円
134.7Mbit/sの符号 伝送が可能なものの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	421, 853円	261, 345円
	保守の区別が上記以外のもの	438, 383円	271, 583円

2-6-1-2 加算料

区分		料金額	備考
通信路設定伝送点が当社に定める10kmを超える場合の10kmごとの加算料			
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	1, 155円	-	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	70円	1, 155円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	1, 137円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	60円	1, 155円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	70円	1, 090円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	70円	1, 112円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	70円	1, 155円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	150円	2, 311円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	2, 180円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	150円	2, 311円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	220円	3, 466円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	300円	4, 622円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	450円	6, 932円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	590円	9, 243円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	890円	13, 865円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	1, 340円	20, 797円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	1, 780円	27, 730円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	1, 710円	26, 683円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	1, 780円	27, 730円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	3, 120円	48, 527円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	4, 530円	70, 479円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	5, 860円	91, 277円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	2, 370円	59, 487円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	2, 420円	60, 677円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	2, 510円	63, 056円	

区分		料金額	備考
通信路設定伝送点が当社が別に定める10kmを超える場合の10kmごとの加算料			
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	1, 339円	-	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	130円	1, 339円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	270円	1, 364円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	130円	1, 339円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	120円	1, 263円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	1, 288円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	130円	1, 339円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	250円	2, 678円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	2, 526円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	240円	2, 577円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	250円	2, 678円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	380円	4, 016円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	510円	5, 355円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	760円	8, 033円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	1, 020円	10, 710円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	1, 530円	16, 065円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	2, 290円	24, 098円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	3, 050円	32, 131円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	2, 880円	30, 312円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	2, 940円	30, 918円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	3, 050円	32, 131円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	3, 540円	36, 229円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	7, 760円	81, 666円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	10, 050円	105, 764円	
セカンドクラスの保守の区別が上記以外のもの	4, 740円	57, 366円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-1のもの	4, 830円	76, 873円	
セカンドクラスの保守の区別がタイプ1-2のもの	5, 020円	79, 888円	

ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	6,385円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	120円 3,012円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	120円 3,072円	
	エコノミークラス	保守の区別が上記以外のもの	130円 3,193円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	120円 3,012円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	120円 3,072円	
		保守の区別が上記以外のもの	130円 3,193円	
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	480円 11,973円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円 6,024円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円 6,144円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	250円 6,385円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	240円 6,024円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円 6,144円	
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	890円 22,349円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	450円 11,295円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	460円 11,521円	
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	480円 11,973円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	420円 10,542円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	430円 10,753円	
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	450円 11,175円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,300円 32,725円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	660円 16,566円	
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	670円 16,897円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	700円 17,560円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	600円 15,060円	
	(7) 6.0Mbit/sのもの	保守の区別が上記以外のもの	610円 15,361円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	640円 15,964円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	840円 21,084円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	860円 21,506円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	890円 22,349円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	780円 19,578円	
	50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	800円 19,970円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	930円 23,343円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	950円 23,810円	
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	990円 24,744円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,290円 57,469円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,200円 30,120円	
	134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	1,220円 30,722円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,270円 31,927円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,080円 27,108円	
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	1,100円 27,650円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,140円 28,734円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	120円 2,975円	
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	100円 2,396円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円 2,444円
		保守の区別が上記以外のもの	100円 2,540円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60円 1,403円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	60円 1,431円	
		保守の区別が上記以外のもの	60円 1,488円	

ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	8,090円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円 3,816円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円 3,892円	
	エコノミークラス	保守の区別が上記以外のもの	250円 4,045円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	240円 3,816円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円 3,892円	
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	250円 4,045円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	950円 15,169円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	480円 7,632円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	490円 7,785円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	510円 8,090円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	490円 7,785円	
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	510円 8,090円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,780円 28,315円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	900円 14,310円	
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	920円 14,596円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	950円 15,169円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	840円 13,356円	
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	860円 13,623円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	890円 14,157円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,610円 41,461円	
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,260円 20,034円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,290円 20,435円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,340円 21,236円	
	7.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,200円 19,080円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,220円 19,462円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,270円 20,225円	
	8.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,680円 26,712円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,710円 27,246円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,780円 28,315円	
	9.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,560円 24,804円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,590円 25,300円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,650円 26,292円	
	10.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	3,310円 52,584円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,480円 52,584円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,710円 52,584円	
	11.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	3,880円 61,686円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,940円 61,686円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,820円 61,686円	
	12.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	2,040円 32,436円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,080円 33,085円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,160円 34,382円	
	13.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,860円 29,574円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,900円 30,165円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,970円 31,348円	
	14.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	4,520円 71,798円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,400円 38,160円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,450円 38,923円	
	15.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	2,540円 40,450円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,600円 34,344円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,200円 35,031円	
	16.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	2,290円 36,405円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	230円 3,585円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	180円 2,905円	
	17.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	190円 2,963円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	190円 3,080円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	110円 1,670円	
	18.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	110円 1,703円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	110円 1,770円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	40円 631円	
	19.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	50円 808円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	50円 824円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	50円 857円	
	20.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	6,780円 107,802円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	6,920円 109,958円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,190円 114,270円	
	21.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	40円 631円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	50円 808円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	50円 824円	
	22.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	50円 857円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	20円 303円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	20円 309円	
	23.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	20円 321円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	17,810円 283,147円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	14,760円 234,684円	
	24.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	15,060円 239,378円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	15,650円 248,765円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	8,400円 133,560円	
	25.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	8,570円 136,231円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	8,900円 141,574円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	8,900円 141,574円	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額				
区分		料金額	備考	
通信路設定機能	専用回線ノード装置によるもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なものの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なものの 50bit/s以下の符号伝送が可能なものの 64kbit/sの符号伝送が可能なものの 高速ディジタル伝送に係るものの 256kbit/sの符号伝送が可能なものの 384kbit/sの符号伝送が可能なものの 512kbit/sの符号伝送が可能なものの 768kbit/sの符号伝送が可能なものの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なものの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なものの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なものの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,473円 8,092円 70,168円 77,589円 84,882円 92,260円 107,014円 121,770円 151,280円 195,546円 239,812円 372,608円 512,782円 645,580円	-

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額				
区分		料金額	備考	
通信路設定機能	専用回線ノード装置によるもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なものの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なものの 50bit/s以下の符号伝送が可能なものの 64kbit/sの符号伝送が可能なものの 高速ディジタル伝送に係るものの 256kbit/sの符号伝送が可能なものの 384kbit/sの符号伝送が可能なものの 512kbit/sの符号伝送が可能なものの 768kbit/sの符号伝送が可能なものの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なものの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なものの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なものの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円 9,677円 79,956円 88,731円 97,376円 106,108円 123,571円 141,033円 175,957円 228,345円 280,733円 437,894円 603,788円 760,950円	-

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分		1回線ごとに月額	料金額	備考
データ伝送機能 中継局セルリーラー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行なう機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,533円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,565円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,597円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	8,629円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	12,693円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	16,757円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	28,949円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	57,397円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	83,813円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	106,165円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が5Mbit/sのもの	126,485円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	146,805円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	154,933円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	161,029円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	171,189円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	177,285円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	5,439円	
		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	11,108円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	7,126円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	18,870円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が2Mbit/sのもの	13,669円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,647円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	20,049円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	48,721円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	26,085円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの	64,794円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	31,814円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	79,729円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	36,630円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	94,643円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が7Mbit/sのもの	40,979円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	107,283円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	44,311円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	119,902円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	47,521円	
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	131,382円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	51,139円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの	142,862円	

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分		1回線ごとに月額	料金額	備考
データ伝送機能 中継局セルリーラー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行なう機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,357円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,830円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,303円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	10,776円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	15,722円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	20,668円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	35,506円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	70,128円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	102,277円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	129,480円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が5Mbit/sのもの	151,737円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	176,467円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	186,359円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	193,778円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	203,670円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	211,089円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	7,265円	
		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	13,966円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	9,688円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,684円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が2Mbit/sのもの	18,343円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの	40,798円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	26,800円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	60,755円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	34,714円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの	80,712円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	42,035円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	99,261円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	48,242円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	117,783円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が7Mbit/sのもの	53,930円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	133,461円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	58,184円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	149,165円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	62,215円	
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	161,975円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	66,542円	
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	174,811円	

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額 料金額	備考
データ伝送機能 中継局セリリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	789円	
	上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,578円	
	上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,367円	
	上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,156円	
	上限伝送速度が384Kbit/sのもの	4,734円	
	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	6,312円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの	11,046円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの	22,092円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの	32,349円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの	41,028円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの	48,918円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの	56,808円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの	59,964円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	62,331円	
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	66,276円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	68,643円	
クラス2のもの 上限伝送速度が500Kbit/sのもの 上限伝送速度が1Mbit/sのもの 上限伝送速度が2Mbit/sのもの 上限伝送速度が3Mbit/sのもの 上限伝送速度が4Mbit/sのもの 上限伝送速度が5Mbit/sのもの 上限伝送速度が6Mbit/sのもの 上限伝送速度が7Mbit/sのもの 上限伝送速度が8Mbit/sのもの 上限伝送速度が9Mbit/sのもの 上限伝送速度が10Mbit/sのもの	上限伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	1,917円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	4,119円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,572円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,133円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,113円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	12,482円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,590円	
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	18,723円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの	9,934円	
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	24,964円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,158円	
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	30,763円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの	14,028円	
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	36,554円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの	15,717円	
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	41,462円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの	17,011円	
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	46,362円	
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの	18,257円	
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	50,819円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの	19,662円	
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	55,277円	

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額 料金額	備考
データ伝送機能 中継局セリリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	951円	
	上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,902円	
	上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,853円	
	上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,804円	
	上限伝送速度が384Kbit/sのもの	5,706円	
	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	7,608円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの	13,314円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの	26,628円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの	38,991円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの	49,452円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの	58,011円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの	67,521円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの	71,325円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	74,178円	
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	77,982円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	80,835円	
クラス2のもの 上限伝送速度が500Kbit/sのもの 上限伝送速度が1Mbit/sのもの 上限伝送速度が2Mbit/sのもの 上限伝送速度が3Mbit/sのもの 上限伝送速度が4Mbit/sのもの 上限伝送速度が5Mbit/sのもの 上限伝送速度が6Mbit/sのもの 上限伝送速度が7Mbit/sのもの 上限伝送速度が8Mbit/sのもの 上限伝送速度が9Mbit/sのもの 上限伝送速度が10Mbit/sのもの	上限伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	2,454円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,031円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,386円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	8,768円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの	6,714円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	15,349円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	9,966円	
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	23,024円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの	13,010円	
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	30,698円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの	15,825円	
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	37,831円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの	18,212円	
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	44,954円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの	20,399円	
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	50,983円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの	22,035円	
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	57,022円	
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの	23,585円	
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	61,948円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの	25,249円	
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	66,884円	

2-6の3～2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	114円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	117円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	18円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能 ウ(略)	(略) 1案内ごとに	(略) 10.82円	(略) 特定端末系事業者に適用します。
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.82円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

2-6の3～2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	166円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	170円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	22円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能 ウ(略)	(略) 1案内ごとに	(略) 35.61円	(略) 特定端末系事業者に適用します。
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	6.82円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	<u>3.75円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	<u>4.53円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利 用し、番号案内に係る通信を切断す ることなく、その案内先への通信を 実現するための機能	1番号ごと に	<u>16円</u>	_____	_____

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	<u>6.27円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	<u>6.77円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1通信ごとに	<u>907円</u>	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1通信ごとに	<u>216円</u>	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 削除	_____	_____	_____	_____

2-9 削除

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3485 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3847 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	206 円	特定中継事業者に適用します。
(12) D S L 回線管理機能	協定事業者の D S L サービスにおける D S L 回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55 円	_____
	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	69 円	_____
(13) D S L 回線故障対応機能	協定事業者の D S L サービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	30 円	_____
(14) P H S 基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	P H S 事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	69 円	_____
(16) I P 通信網回線管理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4521 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4880 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 削除		_____	_____	_____
(12) D S L 回線管理機能	協定事業者の D S L サービスにおける D S L 回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57 円	_____
	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	66 円	_____
(13) D S L 回線故障対応機能	協定事業者の D S L サービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	27 円	_____
(14) 削除		_____	_____	_____
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	66 円	_____
(16) I P 通信網回線管理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66 円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2－3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>69円</u>	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>69円</u>	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	<u>69円</u>	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	<u>292円</u>	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額		<u>0.845円</u>	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>69円</u>	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2－3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>66円</u>	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>66円</u>	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	<u>66円</u>	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	<u>301円</u>	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額		<u>0.962円</u>	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	<u>66円</u>	_____

2-12 (略)

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～イ (略) ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なものの エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なものの オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額 1ポートごとに月額 1ポートごとに月額	144,263円 147,699円 3,631円

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～イ (略) ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なものの エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なものの オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額 1ポートごとに月額 1ポートごとに月額	192,678円 157,181円 8,016円

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額			
区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,767円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額			
区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	16,973円	_____

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.303
	電力設備	0.868
	伝送機械設備	0.250
	無線機械設備	0.082
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.083

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能 0.035	
		端末系交換機能 (略)	
		中継系交換機能 0.046	
		中継伝送機能 (略)	
		通信料対応設備合計 (略)	
		データ系設備合計 0.079	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能 0.033	
		端末系交換機能 0.044	
		中継系交換機能 0.044	
		中継伝送機能 (略)	
		通信料対応設備合計 (略)	
緑延資産比率		データ系設備合計 0.077	
投資等比率		0.0099	
貯蔵品比率		0.0016	
他人資本比率		0.0072	
自己資本比率		0.466	
他人資本利子率		0.534	
自己資本利益率		0.0115	
有利子負債以外の負債の比率		0.0086	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.067	
利益対応税率		0.0102	
貸倒率		0.4728	
		(略)	

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.305
	電力設備	0.852
	伝送機械設備	0.239
	無線機械設備	0.114
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.061

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能 0.034	
		端末系交換機能 (略)	
		中継系交換機能 0.052	
		中継伝送機能 (略)	
		通信料対応設備合計 (略)	
		データ系設備合計 0.082	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能 0.031	
		端末系交換機能 0.043	
		中継系交換機能 0.046	
		中継伝送機能 (略)	
		通信料対応設備合計 (略)	
緑延資産比率		データ系設備合計 0.080	
投資等比率		0.0091	
貯蔵品比率		0.0015	
他人資本比率		0.0069	
自己資本比率		0.460	
他人資本利子率		0.540	
自己資本利益率		0.0103	
有利子負債以外の負債の比率		0.0066	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.073	
利益対応税率		0.0085	
貸倒率		0.4560	
		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>並びに</u> 2－2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) PHS基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第11欄及び第13欄の支払いについては、 <u>それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。</u>

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>及び</u> 2－2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) V P N 工事費	ア 当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,565 円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,194 円	
(11) P H S 基地局回線設置工事費	P H S事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	P H S事業者に適用します。
(12) P H S 基地局回線移転工事・収容替え工事費	P H S事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア P H S事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ P H S事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、P H S接続装置の回線の増設を伴わない場合に限ります。

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) V P N 工事費	ア 当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,569 円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,199 円	
(11)~(12) 削除				

(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1（P H S 基地局回線機能を除きます。）に規定する機能及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	第5条（標準的接続箇所）表中第1欄の相互接続点（その場所がその専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所である場合を除きます。）ごとに専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	_____	(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1に規定する機能及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	第5条（標準的接続箇所）表中第1欄の相互接続点（その場所がその専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所である場合を除きます。）ごとに専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	_____
(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1（P H S 基地局回線機能を除きます。）及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	相互接続点ごとに専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____	(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	相互接続点ごとに専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,747円	特定中継事業者に適用します。	(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,749円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,137円	特定中継事業者に適用します。	(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,141円	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに 1,484円 廃止の場合 1回線ごとに 1,350円	特定中継事業者に適用します。	(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに 1,486円 廃止の場合 1回線ごとに 1,352円	特定中継事業者に適用します。
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合 1回線ごとに 平日昼間 4,153円 平日夜間 4,788円 平日深夜 5,514円	特定中継事業者に適用します。	(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合 1回線ごとに 平日昼間 4,159円 平日夜間 4,795円 平日深夜 5,522円	特定中継事業者に適用します。

	メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用			土日祝 日昼夜間	4,969円			メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用		土日祝 日昼夜間	4,977円	
				土日祝 日深夜	5,696円					土日祝 日深夜	5,703円	
			廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,279円				平日昼間	3,284円	
					平日夜間	3,781円				平日夜間	3,787円	
					平日深夜	4,355円				平日深夜	4,360円	
					土日祝 日昼夜間	3,924円				土日祝 日昼夜間	3,930円	
					土日祝 日深夜	4,498円				土日祝 日深夜	4,504円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		751円	特定中継事業者に適用します。	(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	752円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不継結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不継結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用します。	(20) 特定中継事業者契約不継結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不継結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,870円	特定端末系事業者に適用します。	(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに	6,881円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(22)～(24)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額 (ア) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円	移転先事業者に適用します。	(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	1ルーティング番号登録工事費	平日昼間	1,119円	移転先事業者に適用します。
				平日夜間	1,289円					平日夜間	1,291円	
				平日深夜	1,484円					平日深夜	1,486円	
				土日祝 日昼夜間	1,337円					土日祝 日昼夜間	1,339円	
				土日祝 日深夜	1,533円					土日祝 日深夜	1,535円	
	(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン	平日昼間		684円		(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン		平日昼間	685円	

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	789円 908円 818円 938円			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	790円 909円 820円 939円		
			イ (略)	(略)	(略)	(略)			イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,118円 1,289円 1,484円 1,337円 1,533円			ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,119円 1,291円 1,486円 1,339円 1,535円	
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		1ルーティング番号ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	580円 669円 770円 694円 796円			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		1ルーティング番号ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	581円 670円 771円 695円 797円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,252円 1,443円 1,662円 1,498円 1,717円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,254円 1,446円 1,665円 1,500円 1,719円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
		(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティング番号	平日夜間	580円				(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティング番号	平日夜間	581円		

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 669円 平日深夜 770円 土日祝日昼夜間 694円 土日祝日深夜 796円			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 670円 平日深夜 771円 土日祝日昼夜間 695円 土日祝日深夜 797円			
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 2,235円 平日夜間 2,577円 平日深夜 2,968円 土日祝日昼夜間 2,675円 土日祝日深夜 3,066円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 2,238円 平日夜間 2,581円 平日深夜 2,972円 土日祝日昼夜間 2,679円 土日祝日深夜 3,070円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 1,008円 平日夜間 1,162円 平日深夜 1,338円 土日祝日昼夜間 1,206円 土日祝日深夜 1,382円			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日夜間 1,009円 平日夜間 1,164円 平日深夜 1,340円 土日祝日昼夜間 1,208円 土日祝日深夜 1,384円			
			イ (略)		(略)	(略)	(略)	イ (略)		(略)	(略)	(略)	
(27) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日夜間 14,568円 平日夜間 16,406円 平日深夜 18,506円 土日祝日昼夜間 16,931円 土日祝日夜間 16,931円				(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	1工事ごとに	平日夜間 14,527円 平日夜間 16,368円 平日深夜 18,469円 土日祝日昼夜間 16,893円 土日祝日夜間 16,893円		

ものに限ります。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用し ている光屋内配線を加工する 場合	1工事ご とに	土日祝 日深夜	19,032円	_____	ものに限ります。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用し ている光屋内配線を加工する 場合	1工事ご とに	土日祝 日深夜	18,994円	_____		
			平日昼 間	10,791円	_____			平日昼 間	10,807円	_____			
			平日夜 間	12,441円	_____			平日夜 間	12,461円	_____			
			平日深 夜	14,329円	_____			平日深 夜	14,348円	_____			
			土日祝 日昼間	12,913円	_____			土日祝 日昼間	12,933円	_____			
			土日祝 日夜間	12,913円	_____			土日祝 日夜間	12,933円	_____			
			土日祝 日深夜	14,800円	_____			土日祝 日深夜	14,820円	_____			
			(ア) 利 用者宅 内の壁 面に既 に設置 された 光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	6,548円	_____		平日昼 間	6,056円	_____			
			① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	6,968円	_____		平日夜 間	6,477円	_____			
			②当社による 当社の回線終 端装置の撤去 とは別に、既 に設置された 光屋内配線の 利用に係る工 事を行う場合	1工事ご とに	7,449円	_____		平日深 夜	6,958円	_____			
ウ 既 に 設 置 さ れ た 当 社 の 光 屋 内 配 線 を そ の ま ま 転 用 す る 場 合	(ア) 利 用者宅 内の壁 面に新 たに光 成端盤 を終端 してい るもの に限り ます。以 下(イ)欄 におい て同じ としま す。)を 利用す る場合	1工事ご とに	土日祝 日昼間	7,089円	_____	ウ 既 に 設 置 さ れ た 当 社 の 光 屋 内 配 線 を そ の ま ま 転 用 す る 場 合	(ア) 利 用者宅 内の壁 面に既 に設置 された 光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	土日祝 日昼間	6,598円	_____		
			土日祝 日夜間	7,089円	_____			土日祝 日夜間	6,598円	_____			
			土日祝 日深夜	7,569円	_____			土日祝 日深夜	7,078円	_____			
			(イ) 利 用者宅 内の壁 面に新 たに光 成端盤 を終端 してい るもの に限り ます。以 下(ア)欄 におい て同じ としま す。)を 利用す る場合	1工事ご とに	8,484円	_____		平日昼 間	7,995円	_____			
			① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	9,200円	_____		平日夜 間	8,713円	_____			
			②当社による 当社の回線終 端装置の撤去 とは別に、既 に設置された 光屋内配線の 利用に係る工 事を行う場合	1工事ご とに	10,020円	_____		平日深 夜	9,532円	_____			
			① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	9,405円	_____		土日祝 日昼間	8,918円	_____			
			②当社による 当社の回線終 端装置の撤去 とは別に、既 に設置された 光屋内配線の 利用に係る工 事を行う場合	1工事ご とに	9,405円	_____		土日祝 日夜間	8,918円	_____			
			① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	10,224円	_____		土日祝 日深夜	9,737円	_____			
			②当社による 当社の回線終 端装置の撤去 とは別に、既 に設置された 光屋内配線の 利用に係る工 事を行う場合	1工事ご とに	7,330円	_____		(イ) 利 用者宅 内の壁 面に新 たに光 成端盤	① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	平日昼 間	6,882円	_____
			① 当社によ る当社の回線 終端装置の撤 去に併せて、 既に設置され た光屋内配線 の利用に係る 工事を行う場 合	1工事ご とに	7,891円	_____		平日夜 間	7,443円	_____			
			②当社による 当社の回線終 端装置の撤去 とは別に、既 に設置された 光屋内配線の 利用に係る工 事を行う場合	1工事ご とに	8,531円	_____		平日深 夜	8,084円	_____			

(32) 光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用 データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1工事ごとに	8,757円	_____	(32) 光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用 データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1工事ごとに	8,770円	_____
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用 工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,333円 平日夜間 4,869円 平日深夜 5,482円 土日祝日昼間 5,025円 土日祝日夜間 5,025円 土日祝日夜 5,635円	_____	(35) 光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用 工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,245円 平日夜間 4,785円 平日深夜 5,402円 土日祝日昼間 4,910円 土日祝日夜間 4,910円 土日祝日夜 5,557円	_____
(36) 光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置 (既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用 キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置 (既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用 キャビネット等設置工事費	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,450円 平日夜間 1,539円 平日深夜 1,641円 土日祝日昼間 1,564円 土日祝日夜間 1,564円 土日祝日夜 1,666円	_____	(36) 光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置 (既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用 キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置 (既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用 キャビネット等設置工事費	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,406円 平日夜間 1,489円 平日深夜 1,584円 土日祝日昼間 1,505円 土日祝日夜間 1,505円 土日祝日夜 1,608円	_____
(37) 光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用 工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 917円 平日深夜 1,965円 土日祝日昼間 1,179円 土日祝日夜間 1,179円 土日祝日夜 2,227円	_____	(37) 光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用 工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 913円 平日深夜 1,954円 土日祝日昼間 1,173円 土日祝日夜間 1,173円 土日祝日夜 2,215円	_____
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1回線ごとに	平日昼間 3,212円	_____	(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1回線ごとに	平日昼間 3,217円	_____

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用		土日祝 日昼間	3,844円	_____
---	--	------------	--------	-------

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用		土日祝 日昼間	3,850円	_____
---	--	------------	--------	-------

2-2 2-1以外の工事費

区 分		单 位	备 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) P H S 接続装置に係る収容替え工事費	P H S事業者に係る基地局回線を遠隔装置からP H S接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をP H S接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのP H S接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1工事ごとに	P H S事業者に適用します。 。

2-2 2-1以外の工事費

区 分		单 位	备 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除			

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	单 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,107円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,041円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,109円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,308円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,376円

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	单 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,116円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,052円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,120円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,319円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,387円

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手續費

区分		単位	手続費の額	備考
(1) PHS基 地局回線 設置手続 費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1回線ご とに	電話サービス 契約約款に規 定する契約料 に相当する額	PHS事業 者に適用し ます。
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲 載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1発行ごと に1掲載あ たり	94円	_____
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載あ たり	211円
(4) 番号情報 データベー ス登録手続 費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ご とに1番 号あたり	222円	_____
(5) お客様情 報照会書作成 手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	中継事業者 又は国際系 事業者に適 用します。
(6) 利用契約 締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約 事業者に適 用します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契 約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	15.01円	みなし契約 事業者に適 用します。
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1回 ごと	9,722円
			平日 夜間	11,209円
			平日 深夜	12,910円
			平日 深夜	9,737円

第2 手續費

2 手續費の額

2-1 手續費

区分		単位	手續費の額	備考
(1) 削除				_____
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲 載手續費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1発行ごと に1掲載あ たり	89円	_____
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	219円	_____
(4) 番号情報 データベー ス登録手続 費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ご とに1番 号あたり	229円	_____
(5) お客様情 報照会書作成 手續費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	中継事業者 又は国際系 事業者に適 用します。
(6) 利用契約 締結手續費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約 事業者に適 用します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契 約者に関する宛名情報提供手續費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	15.30円	みなし契約 事業者に適 用します。
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1回 ごと	9,737円
			平日 夜間	11,227円
			平日 深夜	12,927円
			平日 深夜	9,737円

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	土日 祝日 昼夜 間	<u>11,634円</u>	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	土日 祝日 深夜	<u>13,335円</u>	
	(7) (イ)以外の場合	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 <u>10,290円</u> 平日 夜間 <u>11,864円</u> 平日 深夜 <u>13,664円</u> 土日 祝日 昼夜 間 <u>12,314円</u> 土日 祝日 深夜 <u>14,114円</u>	
	(イ)協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	(イ)協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 <u>7,768円</u> 平日 夜間 <u>8,956円</u> 平日 深夜 <u>10,315円</u> 土日 祝日 昼夜 間 <u>9,296円</u> 土日 祝日 深夜 <u>10,654円</u>	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たつて当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たつて当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,667円</u>	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	(11) 端末回線線路条件調査費	1回線ごとに	<u>1,020円</u>	

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	土日 祝日 昼夜 間	<u>11,652円</u>	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	土日 祝日 深夜	<u>13,352円</u>	
	(7) (イ)以外の場合	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 <u>10,305円</u> 平日 夜間 <u>11,883円</u> 平日 深夜 <u>13,682円</u> 土日 祝日 昼夜 間 <u>12,333円</u> 土日 祝日 深夜 <u>14,132円</u>	
	(イ)協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	(イ)協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 <u>7,780円</u> 平日 夜間 <u>8,970円</u> 平日 深夜 <u>10,329円</u> 土日 祝日 昼夜 間 <u>9,310円</u> 土日 祝日 深夜 <u>10,668円</u>	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たつて当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たつて当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,682円</u>	
	(11) 端末回線線路条件調査費	(11) 端末回線線路条件調査費	1回線ごとに	<u>1,021円</u>	

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	641円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	696円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	947円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	721円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	213円	_____
(15) 光回線設備線路条件調査費	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに 6,205円
			②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに 715円
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	(1) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに 812円
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	1区間ごとに 1,631円
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.02円
			(1) 加算額	光信号端末回線（光局外スピリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合
(16)～(20)	(略)	(略)	(略)	(略)

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	642円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	697円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	948円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	722円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	36円	_____
(15) 光回線設備線路条件調査費	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに 6,214円
			②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに 716円
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	(1) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに 813円
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	1区間ごとに 1,633円
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.03円
			(1) 加算額	光信号端末回線（光局外スピリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合
(16)～(20)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)						
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,637円	_____	
			1 通信用建物ごとの1件ごとに	934円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,936円	_____		
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,183円	_____
			(イ) 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	12,416円	_____
				1 区間ごとに	2,797円	_____
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計に付隨する設計、工事調整、接続に	ア 接続に必要な装置等の設置に付隨する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,874円	_____
				1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,955円	_____

(略)						
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,651円	_____	
			1 通信用建物ごとの1件ごとに	936円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,939円	_____		
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,189円	_____
			(イ) 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	12,434円	_____
				1 区間ごとに	2,801円	_____
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付隨する設計に付隨する設計、工事調整、接続に	ア 接続に必要な装置等の設置に付隨する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,946円	_____
				1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,005円	_____

必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>20,367円</u>	_____		必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>20,397円</u>	_____
	(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>18,211円</u>	_____			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>18,238円</u>	_____
	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,568円</u>			(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,581円</u>	_____
		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,287円</u>			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,299円</u>	_____
		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,534円</u>			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,544円</u>	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,443円</u>			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,452円</u>	_____
	ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,309円</u>	_____			ウ 接続に必要な装置等の撤	(ア) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,318円</u>

		去の結果の確認に要する費用	(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	2,856 円	
		(エ) 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	5,400 円	
(25) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	<p>ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用</p> <p>イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用</p> <p>ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用</p>		1 通信用建物ごとに	7,840 円	
				1 通信用建物ごとに	1,244 円	
				1 通信用建物ごとに	2,331 円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	<p>ア イ以外の場合</p> <p>イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合</p>		1 件ごとに	46 円	
				1 件ごとに	99 円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	<p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合</p>		1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	751 円	
				1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	301 円	

(29) き線点 情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用	1通信用 建物ごと に	<u>17,457円</u>	_____
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1電柱ご とに	<u>721円</u>	_____
(31) メタリック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場 合 イ 現地調査を行う場 合	<u>1,447円</u> <u>13,026円</u>	_____
(32) 接続工 事等時刻指 定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件 ご と に	<u>6,797円</u> <u>16,736円</u> <u>27,846円</u> <u>8,134円</u> <u>17,371円</u> <u>28,763円</u>	_____
(33) 端末回 線情報提 供手續費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	<u>1,496,000円</u>	_____
(34) テープ 分散によ る光信号 端末回線 の確認及 びテープ 分散可否 調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用 (7) 光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (イ) 光局外スピリッタを含まないものと光局外スピリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>2,241円</u> <u>2,748円</u>	_____

(29) き線点 情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用	1通信用 建物ごと に	<u>17,446円</u>	_____
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1電柱ご とに	<u>722円</u>	_____
(31) メタリック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用 ア 机上調査を行う場 合 イ 現地調査を行う場 合	1電柱ご とに	<u>1,449円</u> <u>13,045円</u>	_____
(32) 接続工 事等時刻指 定手續費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件 ご と に	<u>6,807円</u> <u>16,763円</u> <u>27,884円</u> <u>8,146円</u> <u>17,397円</u> <u>28,801円</u>	_____
(33) 端末回 線情報提 供手續費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	<u>1,651,000円</u>	_____
(34) テープ 分散によ る光信号 端末回線 の確認及 びテープ 分散可否 調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用 (7) 光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (イ) 光局外スピリッタを含まないものと光局外スピリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>2,245円</u> <u>2,752円</u>	_____

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) �光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,095円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スピリッタを含まないものと光局外スピリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,608円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,095円</u>	<u>_____</u>
	(イ) 光局外スピリッタを含まないものと光局外スピリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,919円</u>	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	<u>1,290,659円</u>	<u>_____</u>

2-2~2-3 (略)

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,098円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スピリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,098円</u>	<u>_____</u>
	(イ) 光局外スピリッタを含まないものと光局外スピリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,923円</u>	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	<u>1,431,480円</u>	<u>_____</u>

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)～(5) (略)	
(6) (略)	
区分	内 容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)	
(1) (略)	
ア (略)	
①～③ (略)	
④ (略)	
区分	内 容
設備管理運営費比率	0.296
減価償却率	(略)
イ (略)	
(2) (略)	
ア～イ (略)	
ウ (略)	
区分	内 容
取付費比率	受電設備 1.076
	発電設備 0.679
	電源設備及び蓄電池設備 0.865
	空気調整設備 1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備 0.039
自己資本利益率	0.0341
(3) (略)	

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)～(5) (略)	
(6) (略)	
区分	内 容
一般管理費比率	0.106

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)	
(1) (略)	
ア (略)	
①～③ (略)	
④ (略)	
区分	内 容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	(略)
イ (略)	
(2) (略)	
ア～イ (略)	
ウ (略)	
区分	内 容
取付費比率	受電設備 1.069
	発電設備 0.383
	電源設備及び蓄電池設備 0.854
	空気調整設備 1.927
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備 0.032
自己資本利益率	0.0429
(3) (略)	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

2-1 (略)

2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	973円	17,875円
	富山南	735円	15,846円
	和合	215円	13,054円
	水尻	517円	21,733円
	呉羽	870円	6,369円
	富山水橋	337円	10,404円
	富山北	664円	27,846円
	高岡	429円	21,287円
	高岡市外	359円	9,501円
	高岡立野	563円	9,736円
	戸出機械棟	471円	18,277円
	新湊機械棟	459円	19,057円
	堀岡	268円	18,140円
	魚津	412円	20,596円
	水見	475円	10,507円
	富山滑川	575円	12,416円
	黒部別	511円	13,718円
	礪波	704円	13,992円
	小矢部	435円	10,492円
	大沢野別	404円	8,488円
	上滝	258円	10,947円
	上市	264円	9,478円
	入善	427円	5,691円
	婦中	314円	7,670円
	小杉	420円	7,269円
	太閤山	487円	5,981円
	大門	532円	17,006円
	富山平	117円	13,197円
	井波	218円	7,374円
	福野	551円	17,085円
	富山福光	523円	7,501円
	富山岩瀬2	447円	11,613円
	高岡伏木	439円	11,287円
	高岡中田	356円	13,664円
	富山柳田	618円	26,330円
	柿檀野	135円	16,398円
	富山立山	264円	18,308円
	宇奈月	146円	19,517円
	富山朝日	165円	38,218円
	越中八尾	276円	15,815円
	富山古里	550円	21,644円
	城端	401円	9,507円
	富山福岡別	590円	9,417円
	津沢	333円	22,725円
	人吉南	147円	27,096円
石川県	鳴和	1,032円	22,740円
	金石	875円	12,418円
	金沢弥生	1,058円	13,203円
	入江	1,276円	16,998円
	額	1,297円	16,794円
	金沢森本	696円	12,381円
	栗ヶ崎	1,403円	11,134円
	金沢3	899円	26,759円
	七尾	510円	28,819円
	徳田	312円	16,558円
	和倉	928円	8,245円
	石川小松	673円	23,304円
	符津	468円	6,829円
	中海	573円	10,122円
	輪島	373円	25,150円
	珠洲	553円	12,869円
	石川加賀	396円	13,225円
	片山津	262円	10,569円
	山代	291円	18,131円
	羽咋	549円	19,053円
	邑知	300円	7,800円
	松任	530円	14,708円
	山中	1,065円	9,607円
	根上別	467円	15,911円
	寺井2	529円	13,063円
	辰口	669円	8,065円
	鶴来	1,091円	9,690円
	金沢西	1,015円	11,767円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

2-1 (略)

2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	917円	17,857円
	富山南	670円	20,190円
	和合	175円	9,976円
	水尻	457円	23,428円
	呉羽	766円	4,651円
	富山水橋	315円	9,400円
	富山北	570円	24,192円
	高岡	395円	20,543円
	高岡市外	327円	11,836円
	高岡立野	480円	7,087円
	戸出機械棟	411円	18,673円
	新湊機械棟	394円	16,142円
	堀岡	227円	15,020円
	魚津	347円	16,048円
	水見	398円	8,052円
	富山滑川	458円	12,855円
	黒部別	463円	11,885円
	礪波	636円	11,983円
	小矢部	390円	9,977円
	大沢野別	352円	6,206円
	上滝	202円	7,645円
	上市	226円	7,801円
	入善	405円	5,538円
	婦中	309円	12,317円
	小杉	417円	8,607円
	太閤山	442円	3,939円
	大門	490円	15,048円
	富山平	79円	12,464円
	井波	209円	5,792円
	福野	433円	12,966円
	富山福光	444円	6,824円
	富山岩瀬2	413円	9,117円
	高岡伏木	381円	10,226円
	高岡中田	308円	11,034円
	富山柳田	541円	21,763円
	柿檀野	122円	13,400円
	富山立山	228円	14,478円
	宇奈月	127円	16,517円
	富山朝日	134円	34,270円
	越中八尾	254円	16,491円
	富山古里	466円	18,302円
	城端	337円	7,118円
	富山福岡別	453円	5,570円
	津沢	244円	20,324円
	人吉南	21円	23,040円
石川県	鳴和	913円	22,796円
	金石	805円	10,916円
	金沢弥生	906円	13,005円
	入江	1,107円	14,212円
	額	1,095円	13,670円
	金沢森本	622円	19,681円
	栗ヶ崎	1,236円	8,749円
	金沢3	927円	28,374円
	七尾	405円	27,812円
	徳田	253円	13,642円
	和倉	776円	11,322円
	石川小松	576円	21,482円
	符津	428円	14,194円
	中海	503円	8,234円
	輪島	262円	22,813円
	珠洲	252円	10,226円
	石川加賀	340円	10,571円
	片山津	218円	8,570円
	山代	266円	19,119円
	羽咋	458円	16,265円
	邑知	277円	15,954円
	松任	464円	14,464円
	山中	916円	7,875円
	根上別	403円	13,929円
	寺井2	449円	11,572円
	辰口	609円	5,045円
	鶴来	926円	18,130円
	金沢西	883円	18,797円

野々市	751円	11,378円
津幡	554円	7,883円
石川河北	901円	16,352円
志賀	184円	18,525円
押水	184円	15,442円
田鶴浜	375円	19,241円
鳥屋	371円	19,043円
石川中島	234円	20,166円
石川鹿島	290円	18,366円
能都	661円	9,302円
犀川	504円	21,840円
粟津	222円	19,588円
美川	488円	13,367円
七塚木津	214円	16,203円
内灘	601円	24,266円
石川	302円	14,181円
石川高松別	254円	5,369円
富来	205円	24,726円
穴水	380円	14,442円
羽咋志賀別	324円	13,161円
宝立	184円	12,530円
久江	239円	12,721円
鹿西	398円	23,349円
門前	47円	24,133円
柳田	286円	17,346円
石川内浦	151円	19,762円
能都小木	289円	10,992円
金沢2	899円	42,281円
町野	489円	12,870円
鹿島能登島	138円	26,907円

福井県

福井 2	647円	17,890円
福井南	851円	12,489円
麻生津	711円	10,032円
敦賀	790円	17,652円
武生局舎 2	336円	10,543円
福井小浜 2	775円	13,117円
東小浜	482円	28,568円
福井大野	351円	9,215円
福井勝山	390円	17,506円
鲭江	522円	16,366円
鲭江西	260円	32,270円
福井松岡別	636円	7,327円
福井三国	432円	9,890円
芦原	233円	9,501円
丸岡	504円	7,710円
春江別	530円	10,924円
山東	653円	61,753円
上中	421円	19,944円
福井高浜別	812円	13,144円
福井東別	874円	14,231円
福井森田	509円	5,401円
西安居	287円	29,662円
福井坂井	197円	12,103円
福井朝日別	334円	16,039円
福井清水	215円	18,273円
福井	647円	31,884円
足羽別	383円	9,437円
河和田	253円	15,132円
永平寺	462円	20,090円
金津別	356円	10,115円
今立別	463円	8,626円
福井三方別	180円	14,569円
美浜	308円	17,504円
大飯	677円	18,962円
今庄	459円	21,611円
福井河合	255円	4,227円
福井鶴	308円	12,100円
五分市	580円	18,854円
上志比	285円	26,536円
福井池田	504円	23,253円
南条	832円	24,746円
福井宮崎	172円	28,229円
名田庄	205円	19,696円
越前	1,135円	14,032円
荒土	281円	21,540円
細呂木	120円	17,814円
織田	357円	25,819円

岐阜県

野々市	720円	8,808円
津幡	481円	13,407円
石川河北	779円	18,048円
志賀	144円	15,409円
押水	125円	13,728円
田鶴浜	302円	15,764円
鳥屋	326円	15,805円
石川中島	212円	16,170円
石川鹿島	243円	15,566円
能都	499円	25,834円
犀川	392円	17,718円
粟津	220円	15,617円
美川	417円	10,362円
七塚木津	198円	13,114円
内灘	525円	20,714円
石川	260円	11,328円
石川高松別	205円	10,397円
富来	139円	20,659円
穴水	332円	45,173円
羽咋志賀別	225円	10,394円
宝立	118円	10,810円
久江	201円	11,424円
鹿西	318円	16,504円
門前	38円	20,020円
柳田	220円	12,720円
石川内浦	136円	16,529円
能都小木	204円	8,035円
金沢2	927円	38,760円
町野	294円	9,295円
鹿島能登島	378円	22,819円

福井県

福井 2	564円	15,931円
福井南	799円	11,147円
麻生津	554円	9,255円
敦賀	703円	14,881円
武生局舎 2	312円	9,063円
福井小浜 2	682円	14,515円
東小浜	373円	29,938円
福井大野	281円	9,926円
福井勝山	304円	11,132円
鲭江	448円	13,206円
鲭江西	210円	26,486円
福井松岡別	535円	4,647円
福井三国	337円	7,665円
芦原	163円	7,481円
丸岡	416円	14,963円
春江別	417円	8,819円
山東	438円	58,516円
上中	348円	16,323円
福井高浜別	703円	10,926円
福井東別	786円	11,463円
福井森田	418円	8,456円
西安居	130円	26,377円
福井坂井	164円	9,095円
福井朝日別	258円	16,006円
福井清水	184円	18,694円
福井	564円	32,218円
足羽別	347円	6,390円
河和田	194円	11,639円
永平寺	396円	17,306円
金津別	290円	10,844円
今立別	409円	7,807円
福井三方別	162円	16,986円
美浜	190円	27,074円
大飯	606円	30,319円
今庄	413円	18,297円
福井河合	229円	3,222円
福井鶴	259円	15,650円
五分市	505円	15,719円
上志比	251円	21,538円
福井池田	364円	18,792円
南条	564円	19,912円
福井宮崎	141円	23,655円
名田庄	165円	15,820円
越前	883円	11,578円
荒土	221円	23,384円
細呂木	97円	19,880円
織田	192円	21,880円

岐阜県

岐阜	782円	42,181円
岐阜本荘	757円	15,179円
長良	1,015円	23,885円
長森	1,041円	22,744円

岐島加納	1,511円	22,698円
黒野	732円	13,698円
芥見	448円	17,158円
大垣南	908円	14,566円
大垣西	549円	20,879円
大垣丸ノ内南	536円	11,768円
高山第二	2,002円	13,965円
東濃B	428円	20,962円
岐島根本	718円	14,796円
岐島関	616円	8,648円
小金田	430円	15,373円
岐阜中津川	499円	15,240円
瑞浪	348円	11,756円
岐阜羽島	668円	13,494円
恵那	598円	28,400円
恵那B	598円	13,951円
武並	324円	16,978円
中濃	737円	22,127円
土岐	540円	14,576円
各務原	560円	23,335円
鵜沼	797円	8,501円
可児	549円	23,614円
笠松	691円	8,204円
佐波	539円	22,183円
養老	462円	16,854円
垂井	289円	14,804円
揖斐川	157円	10,905円
岐阜北方	918円	11,559円
穂積	1,043円	15,519円
高富	691円	11,448円
郡上八幡	710円	17,106円
美濃白川	261円	11,293円
下呂	621円	18,949円
莊川	51円	17,209円
飛騨古川	793円	7,009円
岐阜神岡	365円	19,637円
一宮川島	474円	8,611円
岐阜戸美	342円	12,214円
岐阜赤坂	528円	7,048円
美濃坂本	265円	14,473円
第一落合	321円	35,421円
美濃	444円	9,210円
羽島南	449円	15,186円
下石	275円	9,204円
新駄知	371円	15,726円
美濃平田	495円	77,237円
養老東	284円	23,087円
岐阜神戸	525円	20,439円
輪之内	303円	86,096円
美濃池田	419円	7,933円
岐阜川辺	335円	15,127円
御嵩	297円	15,341円
笠原	344円	7,422円
陶	238円	5,882円
久々利	222円	14,887円
春里	341円	12,814円
海津	406円	79,562円
南濃	393円	13,226円
岐阜石津	404円	23,911円
揖斐大野	169円	13,989円
本巣	201円	11,855円
武芸川	292円	12,178円
岐阜大和	633円	11,726円
富加	352円	11,687円
八百津	313円	11,506円
美濃坂下	159円	14,729円
付知	266円	10,614円
美濃福岡	306円	12,468円
岩村	372円	5,416円
山岡	335円	15,955円
明智	688円	16,782円
岐阜萩原	1,113円	6,302円
飛騨国府	65円	11,221円
美濃加茂北	101円	19,037円
前宮	403円	8,278円
閑ヶ原	365円	34,036円
岐阜白鳥	626円	29,599円
飛騨細江	271円	42,847円
岐阜粟野	566円	7,262円
美濃牧谷	119円	37,577円
釜戸	200円	18,531円

岐島加納	1,474円	21,053円
黒野	616円	18,713円
芥見	381円	14,200円
大垣南	819円	13,772円
大垣西	450円	17,561円
大垣丸ノ内南	496円	11,106円
高山第二	1,881円	12,799円
東濃B	407円	20,383円
岐島根本	688円	31,972円
岐島関	561円	13,037円
小金田	364円	13,918円
岐阜中津川	414円	15,620円
瑞浪	320円	10,058円
岐阜羽島	595円	16,600円
恵那	544円	24,549円
恵那B	544円	11,294円
武並	277円	15,092円
中濃	793円	19,141円
土岐	523円	15,702円
各務原	523円	30,226円
鵜沼	779円	8,086円
可児	487円	22,183円
笠松	652円	8,671円
佐波	473円	21,134円
養老	370円	13,987円
垂井	246円	13,812円
揖斐川	140円	10,208円
岐阜北方	918円	9,555円
穂積	1,000円	15,009円
高富	610円	9,382円
郡上八幡	650円	13,740円
美濃白川	245円	11,227円
下呂	499円	16,932円
莊川	40円	13,515円
飛騨古川	635円	7,386円
岐阜神岡	266円	17,965円
一宮川島	551円	6,426円
岐阜戸美	306円	16,359円
岐阜赤坂	500円	7,632円
美濃坂本	249円	12,321円
第一落合	255円	30,498円
美濃	404円	8,192円
羽島南	363円	12,212円
下石	253円	8,947円
新駄知	271円	11,460円
美濃平田	434円	64,241円
養老東	265円	19,499円
岐阜神戸	489円	20,194円
輪之内	273円	74,815円
美濃池田	314円	5,530円
岐阜川辺	301円	16,990円
御嵩	266円	14,394円
笠原	308円	5,477円
陶	192円	5,407円
久々利	197円	11,037円
春里	283円	9,922円
海津	366円	67,393円
南濃	340円	13,024円
岐阜石津	341円	20,974円
揖斐大野	159円	11,090円
本巣	131円	29,651円
武芸川	243円	16,764円
岐阜大和	578円	11,936円
富加	311円	11,357円
八百津	267円	11,574円
美濃坂下	148円	13,541円
付知	238円	9,201円
美濃福岡	267円	12,623円
岩村	353円	4,284円
山岡	289円	14,810円
明智	591円	13,901円
岐阜萩原	954円	3,967円
飛騨国府	125円	8,108円
美濃加茂北	77円	16,373円
前宮	381円	22,477円
閑ヶ原	316円	30,984円
岐阜白鳥	549円	27,708円
飛騨細江	171円	35,919円
岐阜粟野	486円	5,279円
美濃牧谷	89円	31,961円
釜戸	177円	17,246円

鶴里	144円	11,041円
上石津	203円	12,861円
名森	389円	84,232円
墨俣	576円	11,531円
岐阜美山	407円	9,634円
谷合	286円	16,363円
武儀	391円	18,931円
高鷲	94円	8,606円
美並	380円	17,423円
七宗	485円	14,525円
東白川	212円	17,236円
加子母	245円	18,696円
蛭川	272円	14,840円
上矢作	188円	18,491円
飛驒小坂	490円	9,400円
飛驒竹原	356円	16,129円
岐阜金山	820円	17,532円
町方	549円	15,734円
久々野	420円	12,868円
奥飛騨温泉	741円	20,954円
根尾	194円	21,988円
蘇原	242円	18,086円
巣南	225円	14,697円
岐阜黒川	261円	16,015円
飛驒河合	171円	23,611円

静岡県

用宗	1,183円	12,493円
静岡長沼	1,953円	10,693円
城北	2,598円	27,405円
静岡八幡	2,327円	22,088円
静岡大谷	558円	14,875円
静岡電々	6,406円	25,918円
浜松	1,120円	28,298円
積志	594円	14,765円
浜松住吉	1,287円	12,226円
三方原	1,018円	7,454円
神久呂	501円	9,171円
中野町	632円	8,544円
白羽	448円	7,771円
芳川	615円	12,234円
都田	578円	29,660円
向宿別	770円	22,872円
増楽	925円	8,352円
下香貫	1,110円	11,138円
沼津高島	1,520円	11,806円
沼津原	1,070円	30,507円
江ノ浦	689円	17,567円
沼津第二	1,778円	18,300円
沼津北	1,994円	35,773円
静岡清水	863円	25,178円
有度	911円	14,402円
江尻	1,704円	11,268円
三保	810円	8,377円
南熱海	552円	8,131円
第二熱海	1,104円	17,981円
三島中郷	1,042円	9,633円
北田町	1,980円	11,323円
富士宮	629円	12,086円
伊東	507円	18,662円
静岡伊東2	507円	12,556円
八幡野	635円	15,449円
静岡島田	1,608円	11,731円
富士	633円	13,818円
平垣	620円	11,093円
富士鈴川	642円	4,414円
富士岡	790円	9,290円
鷹岡	502円	8,785円
磐田	879円	26,927円
焼津	664円	10,332円
大畠	719円	15,879円
掛川	528円	29,570円
伊達方	228円	16,877円
藤枝	1,013円	17,194円
兵太夫	987円	7,630円
御殿場	946円	17,515円
玉穂	619円	10,562円
袋井	1,154円	11,397円
天竜	669円	8,868円
浜北	625円	13,979円
伊東下田	765円	19,094円
裾野	1,240円	10,544円
湖西	908円	15,756円

鶴里	124円	9,959円
上石津	176円	11,085円
名森	337円	112,349円
墨俣	478円	11,615円
岐阜美山	353円	9,041円
谷合	226円	25,389円
武儀	325円	18,272円
高鷲	78円	12,302円
美並	332円	15,845円
七宗	390円	11,283円
東白川	158円	13,999円
加子母	207円	21,801円
蛭川	239円	11,693円
上矢作	146円	14,758円
飛驒小坂	428円	30,856円
飛驒竹原	285円	13,542円
岐阜金山	735円	16,469円
町方	415円	23,359円
久々野	361円	11,309円
奥飛騨温泉	346円	16,810円
根尾	170円	19,240円
蘇原	208円	19,108円
巣南	267円	17,458円
岐阜黒川	221円	17,944円
飛驒河合	131円	19,659円

静岡県

用宗	1,149円	10,619円
静岡長沼	1,887円	9,448円
城北	2,544円	24,659円
静岡八幡	2,408円	19,500円
静岡大谷	480円	12,185円
静岡電々	5,940円	32,881円
浜松	1,078円	25,399円
積志	576円	15,037円
浜松住吉	1,262円	10,574円
三方原	985円	6,324円
神久呂	463円	6,955円
中野町	650円	6,803円
白羽	425円	6,771円
芳川	594円	10,321円
都田	552円	45,507円
向宿別	760円	16,476円
増楽	882円	10,603円
下香貫	942円	9,428円
沼津高島	1,509円	10,238円
沼津原	1,169円	27,454円
江ノ浦	548円	13,043円
沼津第二	1,541円	16,677円
沼津北	1,811円	34,183円
静岡清水	779円	23,258円
有度	796円	12,740円
江尻	1,650円	9,456円
三保	604円	14,946円
南熱海	503円	7,091円
第二熱海	999円	16,399円
三島中郷	1,015円	19,755円
北田町	1,915円	10,565円
富士宮	430円	13,166円
伊東	479円	23,239円
静岡伊東2	479円	16,914円
八幡野	538円	12,566円
静岡島田	1,016円	11,692円
富士	932円	13,216円
平垣	563円	10,576円
富士鈴川	535円	3,567円
富士岡	658円	6,476円
鷹岡	470円	6,422円
磐田	847円	18,918円
焼津	527円	7,599円
大畠	689円	14,985円
掛川	497円	31,786円
伊達方	216円	13,388円
藤枝	1,008円	15,010円
兵太夫	986円	5,510円
御殿場	930円	15,041円
玉穂	573円	9,465円
袋井	1,103円	11,289円
天竜	625円	6,734円
浜北	599円	12,919円
伊東下田	668円	14,601円
裾野	1,223円	9,660円
湖西	889円	13,209円

河津	645円	17,422円
南伊豆	256円	21,155円
仁科	1,429円	8,492円
伊豆長岡	1,120円	13,710円
修善寺大仁	857円	19,773円
新函南	1,194円	23,588円
中土狩	1,657円	9,071円
大井川	473円	23,468円
榛原	491円	15,038円
吉田町	532円	10,629円
浜岡	354円	22,790円
掛川菊川	820円	18,884円
引佐	643円	11,009円
静岡美和	549円	9,729円
服織	1,162円	47,108円
静岡沼津	1,659円	25,062円
富士大渕	471円	12,111円
湯ヶ島	897円	13,226円
青羽根	1,365円	19,805円
静岡岡部	941円	11,323円
静岡金谷	443円	10,703円
舞阪	612円	13,552円
新居	632円	13,778円
細江	494円	10,021円
伊左地	500円	10,556円
館山寺	436円	18,443円
静岡興津	1,186円	6,843円
小島	1,258円	25,739円
上野北山	339円	21,549円
川奈	665円	19,168円
宇佐美	822円	15,568円
富戸	877円	20,790円
初倉	558円	15,626円
富士見台	682円	15,018円
大藤	504円	20,703円
原谷	423円	11,693円
葉梨	584円	18,524円
御殿場神山	696円	13,042円
静岡山梨	604円	12,208円
中瀬	627円	11,652円
宮口	671円	7,143円
沼津御宿	851円	18,015円
新所原	1,005円	9,824円
熱川	328円	15,870円
稲取	464円	26,176円
丹那	310円	13,575円
垂山	1,302円	20,949円
大仁	2,297円	9,164円
中伊豆	287円	14,130円
須走	389円	13,914円
静岡小山	729円	8,565円
芝川	405円	8,889円
御前崎	308円	19,792円
相良	459円	12,281円
地頭方	229円	18,781円
小笠	397円	13,695円
森町	495円	5,474円
浅羽	403円	18,943円
静岡福田	315円	5,814円
竜洋	393円	24,890円
賤機	774円	16,179円
静岡水落	2,181円	24,930円
伊豆山	833円	23,611円
猪之頭	225円	17,961円
上井出	215円	14,133円
箕作	755円	15,574円
入出	259円	12,225円
白須賀	240円	19,164円
伊東松崎	1,595円	20,698円
西伊豆	952円	11,244円
伊豆賀茂	494円	56,631円
静岡戸田	208円	15,987円
土肥	301円	7,853円
富士川	732円	8,212円
富士松野	268円	12,261円
蒲原	1,149円	10,527円
由比	889円	10,332円
静岡川根	898円	21,295円
大須賀	1,067円	18,155円
静岡豊岡	483円	35,424円
三ヶ日	675円	16,564円

河津	584円	14,255円
南伊豆	224円	22,366円
仁科	1,232円	6,801円
伊豆長岡	1,117円	23,595円
修善寺大仁	724円	16,666円
新函南	1,209円	19,725円
中土狩	1,676円	8,283円
大井川	437円	20,392円
榛原	377円	11,828円
吉田町	528円	10,276円
浜岡	325円	22,125円
掛川菊川	764円	16,745円
引佐	613円	24,232円
静岡美和	509円	22,524円
服織	1,154円	43,452円
静岡沼津	1,468円	21,392円
富士大渕	412円	9,183円
湯ヶ島	754円	10,885円
青羽根	1,175円	15,822円
静岡岡部	878円	20,948円
静岡金谷	272円	8,868円
舞阪	505円	11,064円
新居	607円	26,305円
細江	433円	1,072円
伊左地	449円	10,120円
館山寺	401円	16,519円
静岡興津	1,120円	5,059円
小島	1,049円	16,788円
上野北山	302円	20,052円
川奈	624円	18,568円
宇佐美	803円	11,690円
富戸	797円	19,593円
初倉	445円	13,238円
富士見台	595円	11,856円
大藤	462円	18,608円
原谷	388円	10,735円
葉梨	439円	12,923円
御殿場神山	655円	10,546円
静岡山梨	648円	9,879円
中瀬	604円	10,721円
宮口	626円	6,057円
沼津御宿	823円	17,632円
新所原	1,024円	9,133円
熱川	236円	15,151円
稲取	404円	24,052円
丹那	275円	11,620円
垂山	1,207円	16,888円
大仁	2,177円	8,651円
中伊豆	269円	38,681円
須走	337円	13,417円
静岡小山	680円	6,889円
芝川	224円	23,354円
御前崎	266円	15,913円
相良	378円	11,167円
地頭方	98円	14,634円
小笠	370円	12,732円
森町	478円	4,152円
浅羽	309円	24,690円
静岡福田	205円	4,582円
竜洋	334円	24,561円
賤機	732円	19,402円
静岡水落	2,207円	20,555円
伊豆山	719円	19,995円
猪之頭	163円	13,676円
上井出	181円	26,041円
箕作	659円	13,384円
入出	242円	10,208円
白須賀	219円	16,206円
伊東松崎	1,331円	17,554円
西伊豆	1,278円	9,647円
伊豆賀茂	407円	55,196円
静岡戸田	171円	21,782円
土肥	257円	7,121円
富士川	607円	6,235円
富士松野	214円	11,569円
蒲原	948円	7,699円
由比	833円	9,034円
静岡川根	692円	18,088円
大須賀	865円	17,098円
静岡豊岡	440円	23,522円
三ヶ日	581円	13,337円

都筑	535円	19,182円
宮口2	671円	17,681円
掛川城東	208円	21,623円
蘿山高原	130円	13,646円
用沢	454円	17,250円
中川根	537円	11,441円
千頭	426円	11,806円
掛川大東	257円	21,158円
気多	318円	12,984円
天竜佐久間	503円	11,652円
静岡西浦	524円	18,902円
南崎	299円	8,439円
天竜春野	264円	20,903円
愛知県		
千種覚王山	2,365円	29,413円
名古屋東山	1,787円	18,355円
千種第二	2,049円	14,838円
名古屋新東	3,389円	101,629円
布池	(略)	17,308円
矢田	1,947円	15,621円
大曾根	1,520円	25,887円
味鋺	1,430円	11,999円
名古屋山田	1,132円	19,534円
浄心	1,635円	14,890円
笛島	2,294円	47,072円
則武	2,049円	19,059円
名古屋中村	2,151円	25,810円
稻葉地	2,167円	17,691円
名古屋中	1,293円	58,361円
名古屋金山	2,326円	45,600円
新広小路	2,930円	63,779円
滝子	1,959円	18,303円
瑞穂通	1,745円	26,518円
八事	3,217円	17,839円
名古屋中川	1,226円	11,520円
下之一色	1,308円	13,953円
名古屋港	1,037円	29,761円
福永	974円	9,075円
道徳	1,748円	11,489円
笠寺	1,105円	12,335円
大同	1,461円	12,838円
名古屋守山	975円	15,093円
名古屋緑	1,282円	25,185円
平手	2,236円	15,837円
鳴子第二	2,211円	17,884円
名東	1,418円	22,339円
猪子石	2,001円	20,094円
猪高	2,335円	32,934円
天白	2,256円	26,878円
豊橋岩田	1,259円	9,686円
豊橋花田	1,538円	19,739円
豊橋南栄	1,200円	17,781円
豊橋二川	1,057円	7,459円
老津	688円	6,120円
植田	691円	8,307円
札木	579円	17,457円
岡崎	536円	21,259円
羽根	1,949円	14,033円
矢作	491円	11,357円
藤川	888円	4,327円
岩津	1,223円	14,663円
尾張一宮	751円	16,463円
一宮神山	1,569円	8,594円
一宮羽根	618円	14,072円
一宮萩原	536円	15,025円
浅井	553円	11,145円
瀬戸陶栄	472円	9,818円
愛知半田	753円	19,372円
春日井	941円	17,416円
勝川	1,555円	17,925円
高蔵寺分室	616円	19,354円
高蔵寺	1,646円	12,190円
春日井坂下	727円	6,859円
愛知豊川	1,051円	10,489円
御油	1,030円	7,636円
津島藤浪	1,191円	13,611円
碧南2	796円	12,553円
刈谷	807円	18,675円
刈谷境	867円	16,754円
愛知豊田	893円	20,712円
豊田高上	1,856円	13,446円
豊田壽	883円	11,373円

都筑	463円	18,517円
宮口2	626円	13,971円
掛川城東	184円	19,733円
蘿山高原	103円	10,348円
用沢	420円	11,794円
中川根	492円	10,130円
千頭	305円	11,178円
掛川大東	230円	18,071円
気多	273円	12,991円
天竜佐久間	379円	9,608円
静岡西浦	369円	14,945円
南崎	245円	7,343円
天竜春野	254円	19,557円
愛知県		
千種覚王山	2,471円	26,609円
名古屋東山	1,724円	14,675円
千種第二	1,938円	12,178円
名古屋新東	3,444円	93,364円
布池	(略)	22,579円
矢田	1,978円	12,545円
大曾根	1,430円	23,549円
味鋺	1,351円	12,860円
名古屋山田	1,097円	20,137円
浄心	1,600円	13,107円
笛島	2,467円	44,763円
則武	2,212円	17,328円
名古屋中村	2,225円	21,842円
稻葉地	2,130円	15,463円
名古屋中	1,296円	56,449円
名古屋金山	3,052円	40,363円
新広小路	2,746円	57,910円
滝子	2,025円	15,596円
瑞穂通	1,813円	26,241円
八事	3,319円	18,752円
名古屋中川	1,183円	10,024円
下之一色	1,230円	26,619円
名古屋港	1,007円	29,515円
福永	914円	10,133円
道徳	1,712円	10,168円
笠寺	1,071円	13,224円
大同	1,381円	13,235円
名古屋守山	924円	15,647円
名古屋緑	1,204円	21,985円
平手	2,351円	18,768円
鳴子第二	2,241円	14,675円
名東	1,639円	21,343円
猪子石	1,947円	19,662円
猪高	2,378円	29,016円
天白	2,307円	24,434円
豊橋岩田	1,194円	11,670円
豊橋花田	1,334円	19,656円
豊橋南栄	1,194円	15,674円
豊橋二川	1,010円	8,028円
老津	668円	5,563円
植田	669円	5,772円
札木	559円	15,101円
岡崎	772円	31,758円
羽根	1,923円	20,933円
矢作	571円	8,570円
藤川	876円	4,094円
岩津	1,230円	13,970円
尾張一宮	935円	22,335円
一宮神山	1,512円	6,608円
一宮羽根	592円	19,623円
一宮萩原	494円	13,213円
浅井	535円	9,611円
瀬戸陶栄	423円	7,826円
愛知半田	705円	15,903円
春日井	894円	14,195円
勝川	1,536円	17,728円
高蔵寺分室	585円	20,886円
高蔵寺	1,412円	11,137円
春日井坂下	678円	23,366円
愛知豊川	1,029円	9,694円
御油	1,019円	4,785円
津島藤浪	1,089円	11,240円
碧南2	792円	10,563円
刈谷	785円	17,168円
刈谷境	871円	13,793円
愛知豊田	904円	17,748円
豊田高上	1,836円	11,852円
豊田壽	839円	11,591円

猿投2	1,020円	7,289円
豊田高岡	896円	14,470円
豊田上郷	728円	12,809円
刈谷安城2	694円	14,436円
今村	3,651円	7,094円
西尾寄住	1,780円	10,288円
蒲郡2	1,238円	5,944円
大山B	652円	12,821円
犬山羽黒	744円	6,156円
常滑	852円	11,814円
一宮江南2	(略)	6,518円
江南宮田	649円	7,468円
尾西	972円	9,884円
小牧機械棟	649円	28,187円
篠岡	546円	11,937円
小牧桜井	749円	45,143円
稻沢	1,839円	21,753円
豊橋新城	887円	13,244円
上野町	1,045円	8,541円
尾張横須賀B	652円	24,050円
大府	1,411円	7,922円
知多	734円	7,634円
知立2	1,682円	15,592円
尾張旭	1,082円	11,901円
愛知高浜	935円	6,649円
岩倉	1,449円	6,388円
豊明	840円	11,987円
東阿野	1,131円	14,991円
名古屋東郷	1,086円	8,681円
名古屋日進	687円	14,796円
長久手B	1,184円	19,457円
豊山	1,278円	42,642円
西春B	1,693円	8,683円
新川清洲	1,159円	19,536円
江南大口	894円	16,522円
扶桑	886円	5,360円
木曽川B	600円	10,161円
祖父江	638円	14,118円
海部	661円	12,847円
蟹江B	1,110円	15,021円
津島弥富	814円	8,875円
阿久比	586円	8,649円
東浦	799円	10,411円
幸田	1,218円	19,204円
三好	1,589円	7,403円
設楽	113円	12,203円
愛知御津	579円	6,681円
愛知田原2	1,108円	26,591円
渥美	354円	7,495円
広小路	2,930円	24,846円
名古屋万場	892円	16,045円
志段味	780円	12,348円
名古屋大森	1,770円	24,510円
河合	567円	12,247円
矢合	578円	10,313円
平和	565円	18,291円
寺沢	728円	14,266円
豊橋石巻	456円	15,704円
當盤	589円	16,046円
六ツ美	1,091円	50,727円
品野	1,721円	12,332円
水野	497円	18,329円
板山	828円	16,842円
亀崎	885円	8,412円
松平	552円	17,416円
保見	610円	4,951円
豊田駒場	752円	17,388円
刈谷桜井	1,554円	15,693円
刈谷明治	722円	20,528円
平坂	925円	17,230円
室場	586円	12,410円
三河大塚	866円	15,196円
形原	817円	6,057円
小鶴谷	406円	19,296円
尾張大野	900円	10,804円
大海	467円	8,731円
新城富岡	236円	14,803円
加木屋	1,343円	8,897円
永和	781円	10,836円
武豊	916円	8,732円
一色2	585円	11,852円

猿投2	1,088円	10,334円
豊田高岡	913円	11,469円
豊田上郷	736円	9,803円
刈谷安城2	803円	26,781円
今村	2,693円	6,036円
西尾寄住	1,763円	8,128円
蒲郡2	1,191円	4,572円
大山B	650円	10,894円
犬山羽黒	732円	12,152円
常滑	709円	11,530円
一宮江南2	(略)	5,750円
江南宮田	620円	5,381円
尾西	951円	13,329円
小牧機械棟	638円	26,173円
篠岡	527円	15,950円
小牧桜井	698円	39,447円
稻沢	1,746円	21,617円
豊橋新城	789円	11,670円
上野町	1,001円	21,743円
尾張横須賀B	623円	15,647円
大府	1,367円	6,734円
知多	694円	4,681円
知立2	1,514円	12,133円
尾張旭	1,052円	9,352円
愛知高浜	924円	5,434円
岩倉	1,466円	12,110円
豊明	811円	10,326円
東阿野	1,129円	11,980円
名古屋東郷	1,091円	6,460円
名古屋日進	683円	16,177円
長久手B	1,199円	15,984円
豊山	1,198円	38,685円
西春B	1,664円	19,350円
新川清洲	1,217円	25,821円
江南大口	885円	15,286円
扶桑	945円	4,630円
木曽川B	468円	8,181円
祖父江	613円	12,355円
海部	635円	20,247円
蟹江B	1,093円	13,840円
津島弥富	745円	6,529円
阿久比	551円	7,221円
東浦	782円	9,992円
幸田	1,168円	16,450円
三好	1,744円	6,377円
設楽	96円	10,500円
愛知御津	551円	5,856円
愛知田原2	1,059円	29,176円
渥美	630円	6,679円
広小路	2,746円	22,972円
名古屋万場	876円	12,652円
志段味	769円	9,762円
名古屋大森	1,756円	19,383円
河合	550円	9,515円
矢合	553円	16,229円
平和	546円	19,025円
寺沢	698円	11,654円
豊橋石巻	427円	13,256円
當盤	564円	11,281円
六ツ美	1,072円	43,536円
品野	1,648円	19,288円
水野	466円	18,921円
板山	779円	21,360円
亀崎	799円	7,092円
松平	625円	16,867円
保見	584円	3,587円
豊田駒場	735円	15,090円
刈谷桜井	1,509円	15,936円
刈谷明治	725円	20,590円
平坂	867円	14,728円
室場	567円	9,064円
三河大塚	801円	10,865円
形原	766円	4,860円
小鶴谷	314円	16,228円
尾張大野	848円	9,569円
大海	384円	62,278円
新城富岡	242円	13,044円
加木屋	1,299円	5,717円
永和	775円	9,438円
武豊	736円	7,360円
一色2	500円	10,301円

上横須賀	654円	18,114円
三好ヶ丘	1,143円	22,003円
豊田藤岡	574円	10,921円
三河一宮	1,739円	18,621円
小坂井	873円	6,223円
東海栄東西	5,513円	26,990円
豊橋	579円	29,711円
南海部	467円	9,460円
木場	609円	18,342円
鍋田	311円	16,901円
八開	299円	19,222円
南知多	498円	9,647円
師崎	343円	13,375円
愛知豊浜	540円	10,101円
愛知美浜	320円	9,905円
野間	756円	28,991円
吉良	593円	10,571円
幡豆	2,607円	14,247円
豊富	318円	15,691円
下山	90円	11,873円
鳳来大野	1,207円	6,670円
愛知野田	265円	10,984円
赤羽根	269円	20,580円
伊良湖岬	214円	18,758円
刈谷安城	694円	19,366円
尾張横須賀	652円	24,173円
篠島	1,248円	10,957円
日間賀	550円	33,354円
小原	107円	14,524円
小渡	476円	15,814円
東栄	460円	8,641円
稲武	393円	11,445円
鳳来	441円	10,472円
菊井	1,570円	23,765円
足助	900円	13,292円
片田	236円	7,610円
高茶屋	717円	43,070円
一身田	521円	11,576円
津丸之内第4	461円	25,613円
四日市B	531円	14,414円
三ツ谷B	621円	9,023円
四日市富田	789円	11,165円
四日市水沢	310円	19,677円
塙浜	606円	17,820円
室山	569円	9,038円
伊勢志摩2	583円	22,121円
伊勢大湊	496円	10,903円
松阪港	654円	24,685円
松阪南	329円	17,722円
松阪新座	497円	6,255円
桑名	468円	19,600円
七和	713円	9,628円
伊賀上野	615円	28,321円
鈴鹿B館	845円	33,357円
鈴鹿白子	446円	21,932円
庄野	510円	7,900円
名張	529円	13,725円
尾鷲	923円	29,833円
三重亀山	232円	8,791円
鳥羽	332円	11,253円
鳥羽第2	332円	23,740円
熊野第二	1,029円	9,689円
久居	476円	15,008円
員弁	345円	21,340円
菰野	561円	6,974円
三重関	236円	20,674円
伊勢大淀	236円	14,323円
大台	281円	15,252円
阿児	563円	20,195円
津丸之内第3	461円	19,335円
小山田	303円	16,254円
県	305円	11,276円
保々	292円	30,008円
下野	550円	11,512円
伊勢豊浜	230円	16,823円
伊勢南	287円	21,366円
天名	244円	10,141円
伊勢若松	477円	15,873円
東員	207円	30,022円
河芸	387円	18,870円
多氣	165円	23,238円

上横須賀	845円	28,226円
三好ヶ丘	1,096円	18,613円
豊田藤岡	543円	1,840円
三河一宮	1,583円	12,943円
小坂井	794円	5,258円
東海栄東西	5,413円	26,034円
豊橋	559円	27,442円
南海部	458円	8,381円
木場	577円	14,882円
鍋田	344円	27,598円
八開	397円	20,990円
南知多	404円	12,413円
師崎	306円	11,961円
愛知豊浜	408円	8,664円
愛知美浜	250円	7,423円
野間	657円	20,688円
吉良	690円	8,710円
幡豆	1,958円	48,428円
豊富	289円	13,690円
下山	78円	10,360円
鳳来大野	872円	5,988円
愛知野田	241円	9,569円
赤羽根	209円	17,355円
伊良湖岬	175円	17,330円
刈谷安城	803円	19,069円
尾張横須賀	623円	20,966円
篠島	917円	2,116円
日間賀	403円	25,907円
小原	101円	10,616円
小渡	436円	9,362円
東栄	415円	7,089円
稲武	407円	9,975円
鳳来	352円	16,639円
菊井	1,526円	21,390円
足助	968円	10,714円
片田	210円	6,691円
高茶屋	623円	37,411円
一身田	530円	8,495円
津丸之内第4	437円	32,882円
四日市B	509円	16,313円
三ツ谷B	623円	6,808円
四日市富田	680円	8,905円
四日市水沢	282円	22,565円
塙浜	558円	15,873円
室山	532円	7,223円
伊勢志摩2	508円	18,628円
伊勢大湊	445円	17,922円
松阪港	560円	16,195円
松阪南	269円	16,639円
松阪新座	440円	7,848円
桑名	429円	17,828円
七和	673円	7,554円
伊賀上野	524円	23,710円
鈴鹿B館	716円	28,925円
鈴鹿白子	406円	17,459円
庄野	494円	7,131円
名張	447円	15,171円
尾鷲	776円	26,125円
三重亀山	213円	7,309円
鳥羽	269円	9,112円
鳥羽第2	269円	18,683円
熊野第二	824円	9,398円
久居	448円	13,043円
員弁	325円	18,705円
菰野	532円	5,582円
三重関	213円	17,834円
伊勢大淀	209円	19,457円
大台	227円	13,570円
阿児	520円	18,475円
津丸之内第3	437円	15,745円
小山田	282円	14,823円
県	282円	9,152円
保々	268円	26,959円
下野	521円	12,703円
伊勢豊浜	199円	14,900円
伊勢南	239円	18,361円
天名	206円	13,673円
伊勢若松	429円	17,131円
東員	193円	26,355円
河芸	337円	17,643円
多氣	144円	28,222円

三重県

高野尾	111円	20,750円
梅田	431円	12,869円
伊勢寺	411円	14,925円
松阪東黒部	296円	25,580円
松阪大石	123円	19,673円
桑名深谷	442円	14,120円
三重上野南	150円	65,552円
石薬師	231円	15,958円
三重長沢	191円	25,182円
比奈知	356円	38,567円
桔梗ヶ丘第一	624円	22,720円
賀田	249円	26,396円
北輪内	558円	17,148円
野登	112円	26,464円
三重長岡	122円	35,080円
答志島	349円	16,123円
柳原	85円	16,999円
多度	183円	17,063円
伊勢長島	677円	15,256円
北勢	412円	7,789円
大安	138円	12,346円
朝明	167円	35,431円
四日市楠	582円	12,168円
四日市朝日	438円	12,925円
椋本	223円	13,281円
安濃	238円	20,095円
志	170円	10,894円
三重白山	82円	55,653円
三重嬉野	194円	12,546円
三雲	312円	10,943円
明和	348円	9,612円
伊勢玉城	443円	13,049円
伊勢二見	441円	17,814円
内城田	619円	16,779円
伊賀	175円	9,716円
伊賀平田	205円	59,048円
三重青山	342円	11,740円
大王	360円	7,423円
三重志摩	399円	23,203円
甲賀	560円	12,042円
紀伊長島	589円	11,445円
三重御浜	422円	11,632円
大安東	263円	14,458円
三重藤原	301円	16,095円
三重美里	316円	23,764円
香良洲	349円	11,358円
飯南	385円	16,872円
柄原	290円	14,068円
勢和	410円	19,663円
三重萩原	319円	18,572円
宿田曾	487円	25,809円
五ヶ所	354円	22,682円
南海	280円	11,149円
島ヶ原	119円	20,044円
浜島	365円	32,626円
安乗	436円	25,613円
三重磯部	288円	20,163円
三重九鬼	218円	29,762円
三重飛鳥	363円	18,087円
新鹿	227円	17,162円
二木島	432円	33,942円
美杉	276円	16,529円
三重奥津	253円	19,839円
飯高	387円	14,649円
伊勢志摩3	583円	31,170円
菅島	843円	42,718円
飯高川俣	206円	20,222円
阿山	96円	17,856円
矢口桂城	477円	30,755円
紀宝鶴殿	899円	16,204円
入鹿	166円	16,288円
海山	1,011円	19,206円

滋賀県

高野尾	100円	21,662円
梅田	349円	10,934円
伊勢寺	363円	13,484円
松阪東黒部	255円	22,355円
松阪大石	103円	16,653円
桑名深谷	403円	18,057円
三重上野南	135円	56,470円
石薬師	210円	18,347円
三重長沢	164円	22,090円
比奈知	272円	34,411円
桔梗ヶ丘第一	560円	19,936円
賀田	181円	24,193円
北輪内	422円	14,402円
野登	95円	21,713円
三重長岡	92円	24,441円
答志島	240円	15,979円
柳原	78円	15,214円
多度	168円	15,932円
伊勢長島	615円	12,506円
北勢	358円	6,422円
大安	125円	22,562円
朝明	145円	23,028円
四日市楠	523円	10,852円
四日市朝日	399円	17,444円
椋本	155円	10,994円
安濃	205円	18,626円
志	157円	12,140円
三重白山	79円	33,195円
三重嬉野	173円	11,058円
三雲	254円	9,787円
明和	314円	5,064円
伊勢玉城	395円	10,462円
伊勢二見	360円	15,313円
内城田	552円	15,445円
伊賀	154円	9,066円
伊賀平田	174円	51,191円
三重青山	266円	29,408円
大王	281円	24,627円
三重志摩	316円	22,377円
甲賀	494円	18,379円
紀伊長島	497円	14,532円
三重御浜	309円	10,896円
大安東	254円	12,975円
三重藤原	257円	14,453円
三重美里	282円	21,457円
香良洲	323円	10,171円
飯南	328円	27,972円
柄原	273円	18,054円
勢和	339円	17,443円
三重萩原	249円	20,866円
宿田曾	407円	21,868円
五ヶ所	282円	19,018円
南海	232円	7,961円
島ヶ原	105円	16,775円
浜島	317円	23,720円
安乗	380円	16,597円
三重磯部	263円	16,750円
三重九鬼	151円	25,781円
三重飛鳥	262円	15,456円
新鹿	154円	14,514円
二木島	281円	36,629円
美杉	222円	14,577円
三重奥津	197円	23,410円
飯高	304円	12,880円
伊勢志摩3	508円	27,275円
菅島	597円	79,587円
飯高川俣	141円	23,853円
阿山	90円	17,813円
矢口桂城	323円	25,786円
紀宝鶴殿	651円	13,230円
入鹿	116円	14,427円
海山	922円	16,613円

滋賀県

滋賀大津	884円	41,260円
堅田2	921円	19,639円
滋賀瀬田	1,306円	27,905円
石山	559円	12,627円
大津坂本2	886円	9,012円
におの浜	1,409円	33,485円
彦根3	547円	30,996円
河瀬	339円	12,318円
稻枝	329円	6,199円

滋賀長浜	513円	26,304円
近江八幡	642円	27,837円
六枚橋別館	961円	16,835円
八日市	831円	18,504円
草津	704円	24,781円
常盤	335円	14,758円
近江守山	537円	28,092円
守山北	1,059円	23,362円
栗東	633円	34,864円
野洲2	935円	29,342円
甲西	624円	14,185円
水口	342円	18,329円
滋賀甲賀	478円	13,221円
信楽	272円	38,633円
安土	407円	8,066円
近江日野	287円	27,749円
滋賀鵜川	367円	29,774円
五個荘	574円	14,365円
能登川	1,015円	25,486円
湖東	92円	11,137円
秦荘	155円	15,136円
愛知川	182円	19,311円
滋賀多賀	923円	18,412円
滋賀山東	68円	33,843円
米原	835円	11,337円
虎姫	210円	41,046円
滋賀湖北	314円	13,462円
びわ	321円	21,209円
近江高月	158円	25,346円
木之本	207円	33,942円
今津	228円	20,966円
安曇川	555円	29,548円
高島	424円	13,774円
新旭	242円	29,118円
関ノ津	156円	26,298円
滋賀志賀	228円	18,817円
和述べ	168円	12,678円
金勝	629円	7,456円
中主	699円	21,025円
石部	250円	7,236円
下田	529円	14,971円
菩提寺	664円	20,103円
近江甲南	327円	10,815円
滋賀蒲生	95円	2,945円
竜王	75円	14,540円
豊郷	206円	24,565円
甲良	160円	11,148円
醍ヶ井	251円	22,209円
滋賀浅井	361円	24,855円
比叡平	449円	10,368円
小松	292円	95,453円
長浜局舎2	423円	43,325円
土山	293円	27,685円
滋賀大野	148円	20,828円
雲井	158円	16,964円
柏原別館	202円	22,091円
朝日	209円	7,548円
中之郷	328円	25,208円
マキノ沢	265円	19,302円
船木	284円	29,313円
愛東	200円	11,774円
マキノ	260円	29,102円
途中	232円	17,667円
上田上別館	321円	56,768円
滋賀伊吹	132円	13,485円
近江大浦	60円	27,260円

京都府

滋賀長浜	475円	22,953円
近江八幡	574円	22,992円
六枚橋別館	889円	16,039円
八日市	782円	24,141円
草津	708円	35,761円
常盤	320円	11,190円
近江守山	527円	23,221円
守山北	1,008円	20,949円
栗東	604円	30,064円
野洲2	965円	24,475円
甲西	613円	27,015円
水口	317円	16,775円
滋賀甲賀	430円	13,211円
信楽	232円	29,668円
安土	560円	7,487円
近江日野	281円	22,509円
滋賀鵜川	340円	24,969円
五個荘	462円	13,057円
能登川	862円	21,354円
湖東	71円	8,669円
秦荘	129円	12,461円
愛知川	158円	16,744円
滋賀多賀	840円	13,995円
滋賀山東	61円	28,286円
米原	782円	11,704円
虎姫	186円	42,686円
滋賀湖北	237円	12,988円
びわ	319円	17,128円
近江高月	167円	18,022円
木之本	191円	28,495円
今津	254円	16,446円
安曇川	536円	24,101円
高島	397円	10,466円
新旭	221円	24,921円
関ノ津	149円	25,951円
滋賀志賀	203円	16,832円
和述べ	155円	7,440円
金勝	613円	6,272円
中主	707円	21,720円
石部	233円	6,012円
下田	509円	18,947円
菩提寺	578円	19,719円
近江甲南	299円	13,578円
滋賀蒲生	75円	9,472円
竜王	69円	27,585円
豊郷	211円	19,882円
甲良	150円	9,839円
醍ヶ井	276円	29,226円
滋賀浅井	333円	21,103円
比叡平	379円	15,124円
小松	260円	83,321円
長浜局舎2	441円	41,884円
土山	260円	23,464円
滋賀大野	133円	18,965円
雲井	138円	21,986円
柏原別館	185円	18,519円
朝日	183円	5,741円
中之郷	293円	19,695円
マキノ沢	218円	15,435円
船木	264円	23,484円
愛東	166円	9,094円
マキノ	237円	18,234円
途中	201円	14,795円
上田上別館	285円	51,049円
滋賀伊吹	122円	9,230円
近江大浦	52円	25,269円

京都府

紫野	3,183円	15,804円
京都北野	9,580円	9,818円
西陣別館	4,192円	32,247円
賀茂	3,020円	15,444円
京都吉田	3,462円	39,362円
壬生別館	4,110円	11,744円
京都	12,097円	29,291円
七条	1,985円	31,097円
京都南	2,486円	31,798円
嵯峨2	2,584円	11,361円
朱雀	2,521円	23,129円
深草	2,281円	11,863円
京都醍醐	2,013円	11,900円
伏見	3,000円	24,369円

淀	1,296円	15,262円
山科	1,750円	22,124円
京都桂	3,195円	30,123円
大原野	1,397円	16,736円
前田	751円	11,644円
福知山	1,703円	32,099円
京都舞鶴	1,128円	18,137円
舞鶴西	518円	25,365円
綾部	1,127円	25,151円
宇治2	1,509円	18,517円
京都新田	2,057円	20,400円
宮津	411円	21,650円
亀岡	1,624円	18,518円
城陽	1,051円	16,944円
京都西山	5,623円	20,402円
長岡京	3,068円	42,618円
京都八幡	1,006円	16,503円
山城田辺	1,239円	26,002円
精華2	1,003円	19,510円
園部	1,205円	17,816円
岩瀬	320円	9,212円
加悦谷	149円	13,712円
峰山	220円	21,879円
丹後大宮	133円	22,718円
網野	448円	27,261円
鞍馬	1,208円	24,303円
木幡	1,490円	16,534円
山城木津	1,286円	20,323円
福知山上川口	393円	15,446円
宮前	263円	19,812円
井手	528円	23,174円
山城町	669円	17,701円
山城加茂	858円	23,633円
京都八木	1,209円	18,701円
丹波町	335円	22,696円
京都弥栄	435円	31,131円
京都吉田別館	3,650円	25,660円
山城大原	175円	45,689円
祇園別館	1,926円	20,203円
八田	118円	20,527円
三和	206円	13,488円
朱雀・桂2	3,195円	17,676円
何北	87円	19,379円
天ノ橋立	278円	29,311円
和束	129円	19,645円
京北	709円	6,696円
京都美山	502円	21,937円
京都下山	320円	15,141円
京都日吉	400円	14,518円
瑞穂	237円	13,768円
和知	327円	24,386円
夜久野	99円	18,746円
丹後木津	541円	32,648円
丹後町	464円	28,792円
神野	350円	30,594円
久美浜	750円	27,791円
舞鶴八雲2	113円	203,288円
宇治田原	471円	18,567円
舞鶴岡田	194円	20,663円
京都大江	379円	22,282円
平野	218円	24,745円
伊根	122円	43,330円

大阪府

淀	1,210円	11,929円
山科	1,687円	18,150円
京都桂	3,290円	25,473円
大原野	1,348円	13,554円
前田	700円	9,265円
福知山	1,340円	33,654円
京都舞鶴	936円	15,519円
舞鶴西	449円	24,598円
綾部	925円	22,366円
宇治2	1,450円	18,697円
京都新田	1,747円	15,503円
宮津	340円	24,483円
亀岡	1,532円	16,426円
城陽	1,038円	12,618円
京都西山	5,358円	16,212円
長岡京	2,707円	37,396円
京都八幡	958円	12,366円
山城田辺	1,114円	21,946円
精華2	994円	15,497円
園部	1,120円	23,806円
岩瀬	270円	6,042円
加悦谷	132円	16,044円
峰山	208円	19,436円
丹後大宮	120円	17,917円
網野	365円	18,412円
鞍馬	1,087円	20,061円
木幡	1,402円	21,254円
山城木津	1,187円	16,631円
福知山上川口	352円	13,716円
宮前	233円	15,243円
井手	517円	22,841円
山城町	611円	14,064円
山城加茂	815円	19,685円
京都八木	1,009円	15,670円
丹波町	286円	20,104円
京都弥栄	414円	26,784円
京都吉田別館	3,462円	21,991円
山城大原	152円	38,790円
祇園別館	2,226円	15,423円
八田	92円	22,515円
三和	180円	15,552円
朱雀・桂2	3,290円	16,000円
何北	64円	17,864円
天ノ橋立	266円	25,015円
和束	118円	26,184円
京北	534円	7,617円
京都美山	443円	18,402円
京都下山	256円	12,605円
京都日吉	339円	12,130円
瑞穂	201円	10,941円
和知	273円	28,764円
夜久野	89円	16,112円
丹後木津	508円	26,684円
丹後町	385円	18,660円
神野	308円	25,861円
久美浜	619円	25,299円
舞鶴八雲2	107円	182,128円
宇治田原	445円	26,002円
舞鶴岡田	174円	20,504円
京都大江	354円	19,481円
平野	204円	22,711円
伊根	101円	41,103円

大阪府

都島	2,620円	36,615円
此花	1,626円	31,163円
大阪新町新	2,415円	22,778円
西	2,750円	19,366円
大阪港	1,728円	33,010円
大阪大正別館	1,714円	15,631円
天王寺	2,330円	11,372円
大阪桜川	1,427円	36,093円
日本橋北館	2,083円	16,633円
西淀川	1,552円	14,007円
東淀川	2,964円	53,303円
東成	3,357円	13,363円
生野	1,534円	24,476円
堺	1,614円	18,991円
大阪旭	2,661円	17,351円
大阪城東	2,099円	20,088円
鶴野	2,600円	19,955円
桑津	2,322円	15,214円
阿倍野	3,494円	25,116円

長居	3,841円	31,455円
大阪住吉	2,600円	18,373円
天下茶屋	1,959円	11,222円
大阪淀川3	1,792円	54,375円
大阪三国	1,946円	20,878円
大阪鶴見	4,299円	15,828円
住之江	2,841円	20,697円
南港	1,421円	29,753円
大阪平野	2,999円	25,980円
北平野	2,264円	10,258円
大阪北	2,622円	31,366円
北	2,691円	30,066円
堺川	3,466円	31,096円
豊崎	4,140円	27,185円
高津	2,394円	23,964円
大阪東	2,299円	35,155円
大阪中央ビル	3,894円	50,357円
堺	1,842円	26,776円
大阪石津	1,782円	20,365円
金岡	2,239円	16,070円
鳳	1,801円	31,956円
浜寺	1,977円	12,732円
登美丘	4,873円	13,146円
泉北	1,585円	18,534円
深井	1,688円	14,975円
初芝	1,840円	6,100円
南大阪2	1,351円	14,217円
東岸和田	2,913円	25,981円
山直	854円	4,540円
豊中	3,357円	28,720円
服部	3,233円	17,189円
庄内	3,092円	17,255円
池田石橋	2,738円	14,122円
池田別館	3,010円	18,584円
西吹田	2,696円	19,501円
吹田	1,715円	11,952円
千里	2,699円	18,924円
万国博	2,604円	10,361円
泉大津	1,624円	15,441円
高槻	1,987円	34,930円
南高槻	2,143円	19,522円
茨木富田	1,311円	16,697円
安岡寺	2,163円	24,300円
上牧	1,801円	28,603円
水間	648円	7,306円
大阪守口	1,713円	35,835円
枚方	1,975円	33,611円
枚野	3,294円	14,495円
中宮	1,925円	17,470円
香里丘	(略)	20,956円
津田	1,791円	22,785円
香里	4,192円	11,397円
茨木	1,841円	51,161円
星見	2,597円	26,392円
郡	2,088円	8,122円
平田	2,263円	27,781円
八尾	2,612円	12,383円
志紀	2,321円	23,733円
千塚	1,565円	13,640円
泉佐野	905円	22,508円
大阪田尻	592円	30,924円
白根野2	678円	21,115円
富田林	783円	29,185円
金剛	3,440円	8,185円
佐備	1,930円	25,925円
寝屋川	1,426円	22,597円
池田	2,384円	22,111円
河内長野	1,959円	16,951円
三日市町	1,317円	14,825円
大阪松原	2,273円	26,571円
大阪大東	2,647円	23,961円
大阪和泉	1,393円	17,876円
三林	1,175円	7,294円
箕面	3,678円	21,379円
白島	2,104円	15,967円
柏原	1,611円	13,745円
柏原国分	1,360円	19,591円
羽曳野	1,334円	12,322円
門真	2,080円	13,103円
大和田	1,352円	11,666円
摂津	2,038円	14,503円

長居	3,799円	27,328円
大阪住吉	2,441円	14,255円
天下茶屋	1,790円	9,596円
大阪淀川3	1,686円	46,373円
大阪三国	1,900円	17,682円
大阪鶴見	4,024円	16,056円
住之江	2,651円	25,868円
南港	1,301円	24,822円
大阪平野	2,882円	21,275円
北平野	2,045円	9,031円
大阪北	2,522円	27,803円
北	2,639円	26,981円
堺川	3,625円	25,634円
豊崎	4,072円	22,847円
高津	2,380円	23,948円
大阪東	2,187円	29,526円
大阪中央ビル	3,905円	45,536円
堺	1,524円	21,834円
大阪石津	1,534円	22,935円
金岡	2,198円	13,033円
鳳	1,403円	27,753円
浜寺	1,846円	10,396円
登美丘	4,570円	13,558円
泉北	1,377円	22,718円
深井	1,549円	21,713円
初芝	1,729円	10,238円
南大阪2	1,292円	11,550円
東岸和田	2,461円	22,098円
山直	805円	3,970円
豊中	3,194円	25,763円
服部	3,032円	13,935円
庄内	2,934円	18,679円
池田石橋	2,606円	34,855円
池田別館	3,088円	16,232円
西吹田	2,731円	16,553円
吹田	1,648円	10,176円
千里	2,608円	15,577円
万国博	2,447円	10,287円
泉大津	1,540円	21,313円
高槻	1,982円	33,522円
南高槻	1,956円	17,008円
茨木富田	1,176円	12,498円
安岡寺	1,889円	20,843円
上牧	1,678円	23,780円
水間	608円	9,266円
大阪守口	1,620円	32,311円
枚方	2,090円	29,633円
枚野	3,105円	12,621円
中宮	1,730円	14,795円
香里丘	(略)	22,314円
津田	1,776円	18,529円
香里	3,953円	19,951円
茨木	1,805円	49,709円
星見	2,406円	22,323円
郡	1,819円	5,950円
平田	2,182円	23,338円
八尾	2,424円	9,780円
志紀	2,128円	16,855円
千塚	1,362円	28,611円
泉佐野	864円	27,530円
大阪田尻	541円	27,844円
白根野2	618円	16,764円
富田林	733円	26,415円
金剛	3,403円	5,974円
佐備	1,408円	22,077円
寝屋川	1,286円	21,221円
池田	2,159円	18,155円
河内長野	1,668円	21,280円
三日市町	1,030円	10,969円
大阪松原	2,118円	38,442円
大阪大東	2,547円	20,357円
大阪和泉	1,317円	17,433円
三林	1,121円	6,526円
箕面	3,465円	20,959円
白島	1,914円	13,187円
柏原	1,460円	13,992円
柏原国分	1,258円	15,370円
羽曳野	1,161円	19,510円
門真	2,040円	10,802円
大和田	1,339円	10,916円
摂津	1,910円	11,347円

淀川鳥飼	1,587円	19,991円
高砂	709円	17,731円
藤井寺	1,704円	14,496円
東大阪	2,695円	26,661円
北布施	2,504円	15,865円
大阪河内	2,130円	19,390円
枚岡	2,633円	19,457円
鴻池	1,849円	11,094円
泉南	809円	7,533円
四条畷	2,694円	13,535円
交野	2,060円	19,057円
大阪狭山	1,542円	9,979円
大阪尾崎	687円	26,834円
山崎	1,917円	13,582円
熊取	761円	16,538円
大阪岬	618円	3,327円
太子別館	792円	4,661円
美原	1,046円	10,219円
土佐堀	3,452円	27,799円
北浜R.T.	4,486円	14,043円
島之内南	3,131円	74,956円
西面	1,803円	17,866円
大岩	419円	11,671円
寝屋川高宮	2,254円	35,947円
大阪内田	876円	6,465円
箱作	517円	20,855円
豊中吉川	2,035円	30,498円
河南	272円	6,064円
内畠	208円	15,009円
大阪横山	196円	23,998円
多奈川	312円	19,779円
赤阪	363円	30,538円
茨木2	1,841円	15,910円
茨木3	1,841円	18,475円
田尻別館	592円	26,610円
東能勢	460円	50,547円
野間中	215円	34,049円
能勢	283円	23,163円
淡輪	475円	22,776円

兵庫県

淀川鳥飼	1,410円	16,983円
高砂	600円	13,854円
藤井寺	1,463円	18,538円
東大阪	2,505円	22,823円
北布施	2,326円	18,969円
大阪河内	1,920円	14,539円
枚岡	2,300円	14,622円
鴻池	1,633円	12,547円
泉南	756円	5,541円
四条畷	2,304円	12,375円
交野	1,900円	16,064円
大阪狭山	1,524円	12,055円
大阪尾崎	650円	23,772円
山崎	1,577円	12,579円
熊取	737円	14,020円
大阪岬	556円	10,609円
太子別館	642円	5,416円
美原	906円	8,406円
土佐堀	3,650円	22,544円
北浜R.T.	4,302円	13,171円
島之内南	2,855円	76,782円
西面	1,046円	17,830円
大岩	398円	9,661円
寝屋川高宮	1,972円	31,928円
大阪内田	851円	5,742円
箱作	515円	18,826円
豊中吉川	1,400円	27,810円
河南	218円	3,384円
内畠	186円	13,162円
大阪横山	170円	18,896円
多奈川	303円	18,024円
赤阪	306円	27,079円
茨木2	1,805円	13,702円
茨木3	1,805円	14,302円
田尻別館	541円	23,949円
東能勢	409円	44,499円
野間中	182円	32,297円
能勢	233円	18,865円
淡輪	472円	20,651円

兵庫県

武庫之莊	3,526円	13,070円
明石2	1,985円	28,394円
大久保	1,769円	10,218円
二見	1,151円	14,373円
明石西	1,426円	13,759円
江井ヶ島	1,085円	16,722円
西宮	2,914円	38,418円
瓦木	3,253円	16,998円
甲子園	3,336円	14,847円
仁川	5,539円	12,696円
夙川	3,102円	8,218円
瓦木南別館	3,129円	33,359円
洲本	714円	16,026円
芦屋別館	3,833円	10,195円
伊丹	2,617円	21,062円
兵庫相生	386円	16,244円
豊岡	873円	29,681円
別府	1,026円	22,983円
加古川1	1,424円	18,377円
竜野	549円	22,059円
赤穂	615円	21,797円
西脇別館	495円	20,429円
宝塚	1,539円	15,920円
宝塚別館	1,728円	14,805円
三木	587円	7,970円
兵庫高砂	738円	20,160円
兵庫川西	2,257円	34,618円
兵庫小野	806円	14,699円
兵庫三田	782円	23,975円
加西	731円	22,404円
社	613円	43,926円
播磨八千代	82円	4,283円
福崎	1,013円	17,644円
播磨山崎	912円	11,112円
日高	187円	15,890円
出石	337円	23,314円
浜坂	283円	18,298円
八鹿	398円	26,355円
和田山	726円	22,269円
丹波柏原	169円	23,074円
水上別館	207円	25,453円
春日	154円	6,647円
兵庫津名	322円	11,729円
緑	354円	24,474円
淡路三原	174円	7,280円
西神中央	173円	7,718円
名塩	1,144円	22,466円
宝塚山本	2,264円	51,611円
清和台	875円	15,694円
猪名川	251円	9,613円
六甲山	132円	24,598円
仁豊野	181円	9,533円
播磨山田	161円	5,923円
谷内	202円	7,507円
林田	465円	9,442円
淡路由良	332円	4,761円
安平	435円	11,600円
若狭野	182円	18,691円
矢野	177円	21,949円
津居山	233円	10,671円
志方	150円	13,095円
平荘	125円	5,641円
宝殿	2,124円	14,730円
国包	78円	14,146円
神岡	286円	29,925円
揖西	170円	18,124円
西構	247円	12,136円
坂越	294円	18,334円
有牟	255円	21,906円
宝塚西谷	137円	14,503円
口吉川	115円	18,941円
緑ヶ丘	1,725円	10,297円
大塙	765円	8,514円
曾根	1,082円	14,212円
兵庫山下	1,377円	20,750円
多田	1,150円	22,228円
青野ヶ原	87円	26,978円
小田	74円	4,501円
広野	430円	5,606円
相野	140円	62,166円
高平	103円	10,449円

武庫之莊	3,175円	13,713円
明石2	1,878円	23,850円
大久保	1,694円	9,240円
二見	1,112円	11,636円
明石西	1,305円	11,883円
江井ヶ島	1,049円	18,190円
西宮	2,730円	33,116円
瓦木	3,508円	22,301円
甲子園	3,387円	15,052円
仁川	4,943円	11,046円
夙川	2,887円	8,007円
瓦木南別館	2,803円	29,157円
洲本	608円	21,421円
芦屋別館	3,890円	13,467円
伊丹	2,504円	18,661円
兵庫相生	361円	18,146円
豊岡	734円	28,102円
別府	1,007円	33,085円
加古川1	1,387円	16,620円
竜野	504円	20,621円
赤穂	559円	18,752円
西脇別館	432円	17,599円
宝塚	1,492円	19,538円
宝塚別館	1,757円	11,422円
三木	525円	15,549円
兵庫高砂	631円	17,908円
兵庫川西	1,973円	39,198円
兵庫小野	700円	12,647円
兵庫三田	720円	21,890円
加西	716円	18,593円
社	593円	38,826円
播磨八千代	70円	9,375円
福崎	814円	14,597円
播磨山崎	864円	9,029円
日高	145円	11,506円
出石	256円	14,544円
浜坂	236円	15,832円
八鹿	307円	22,683円
和田山	577円	17,004円
丹波柏原	122円	20,280円
水上別館	151円	20,758円
春日	133円	22,605円
兵庫津名	274円	9,150円
緑	293円	21,447円
淡路三原	136円	7,987円
西神中央	147円	5,191円
名塩	257円	18,967円
宝塚山本	2,318円	44,143円
清和台	719円	12,252円
猪名川	212円	8,341円
六甲山	181円	22,923円
仁豊野	169円	15,652円
播磨山田	151円	10,253円
谷内	184円	11,507円
林田	414円	13,046円
淡路由良	256円	3,263円
安平	364円	21,151円
若狭野	169円	12,968円
矢野	155円	14,975円
津居山	172円	7,776円
志方	135円	8,403円
平荘	105円	4,914円
宝殿	1,980円	12,291円
国包	65円	11,347円
神岡	245円	24,238円
揖西	141円	14,246円
西構	212円	14,614円
坂越	250円	15,894円
有牟	237円	32,435円
宝塚西谷	113円	12,920円
口吉川	104円	13,285円
緑ヶ丘	1,559円	8,717円
大塙	737円	5,969円
曾根	994円	11,692円
兵庫山下	1,257円	26,454円
多田	1,054円	19,252円
青野ヶ原	80円	17,444円
小田	61円	9,156円
広野	373円	10,011円
相野	120円	56,773円
高平	91円	9,126円

北条賀茂	87円	22,652円
姫路下里	78円	4,497円
在田	320円	8,388円
和泉	89円	11,285円
富合	98円	15,081円
中野	312円	18,210円
滝野	663円	39,642円
福美	164円	10,783円
母里	(略)	9,413円
兵庫市川	667円	17,580円
香寺	899円	17,670円
揖保川	771円	7,989円
太子	809円	7,815円
上郡	297円	16,909円
佐用	733円	20,893円
村岡	605円	21,550円
兵庫養父	150円	7,414円
朝来	699円	25,719円
水上	207円	14,912円
山南	115円	3,848円
篠山	399円	11,991円
篠山城東	156円	10,920円
篠山福住	138円	6,149円
兵庫宮田	154円	12,499円
丹南	586円	55,603円
古市	276円	8,378円
今田	201円	12,561円
淡路阿万	135円	13,942円
木津	141円	12,989円
加古川吉川	154円	14,641円
吉川西	202円	6,674円
兵庫鴨川	93円	21,574円
上久米	79円	23,919円
兵庫東条	107円	10,915円
中東条	102円	10,846円
中町	277円	7,112円
加美	69円	10,441円
杉原谷	52円	5,089円
黒田庄	69円	10,766円
家島	373円	19,198円
家島坊勢	262円	38,916円
夢前	205円	21,090円
菅野	193円	4,999円
栗賀	480円	10,653円
瀬加	364円	5,784円
鶴居	613円	5,739円
寺前	91円	20,165円
播磨新宮	742円	10,304円
香島	129円	6,207円
播磨御津	1,396円	10,982円
船坂	89円	17,083円
上月	91円	24,344円
久崎	125円	21,086円
徳久	104円	20,111円
三日月	196円	5,687円
安富	172円	20,412円
播磨一宮	173円	9,474円
三方	101円	16,850円
波賀	91円	11,403円
播磨千種	48円	10,958円
城崎	1,281円	12,466円
竹野	295円	20,740円
喬住	369円	14,787円
神鍋	94円	15,850円
栗山	87円	20,492円
但東中山	113円	27,690円
小代	183円	29,847円
湯村	227円	10,776円
大屋	92円	18,687円
関宮	225円	22,168円
兵庫生野	244円	20,527円
竹田	159円	28,118円
兵庫山東	125円	18,741円
青垣	91円	15,061円
東中	85円	17,741円
西脇和田	80円	9,135円
市島	112円	22,213円
中竹田	73円	15,505円
生穂	158円	16,764円
淡路岩屋	450円	9,853円
北淡	350円	32,882円

北条賀茂	70円	18,866円
姫路下里	68円	8,778円
在田	289円	1,390円
和泉	73円	14,001円
富合	75円	13,264円
中野	292円	13,321円
滝野	617円	34,139円
福美	138円	8,426円
母里	(略)	6,682円
兵庫市川	547円	20,935円
香寺	826円	21,014円
揖保川	700円	5,605円
太子	771円	14,728円
上郡	266円	17,244円
佐用	628円	14,442円
村岡	328円	17,732円
兵庫養父	138円	7,031円
朝来	578円	18,224円
水上	151円	11,385円
山南	91円	21,467円
篠山	317円	15,347円
篠山城東	144円	9,813円
篠山福住	124円	5,323円
兵庫宮田	137円	10,539円
丹南	493円	48,660円
古市	238円	6,078円
今田	175円	10,775円
淡路阿万	114円	11,988円
木津	117円	10,339円
加古川吉川	145円	8,938円
吉川西	179円	10,183円
兵庫鴨川	73円	17,654円
上久米	72円	16,826円
兵庫東条	92円	9,769円
中東条	90円	9,697円
中町	233円	10,824円
加美	65円	13,938円
杉原谷	50円	9,320円
黒田庄	58円	12,803円
家島	219円	16,236円
家島坊勢	166円	31,380円
夢前	162円	17,421円
菅野	160円	8,586円
栗賀	414円	9,449円
瀬加	321円	9,891円
鶴居	520円	9,823円
寺前	87円	18,401円
播磨新宮	593円	13,974円
香島	118円	10,696円
播磨御津	1,280円	9,562円
船坂	83円	12,908円
上月	69円	16,367円
久崎	73円	18,248円
徳久	86円	15,229円
三日月	159円	9,639円
安富	165円	14,373円
播磨一宮	139円	8,568円
三方	85円	11,396円
波賀	74円	10,055円
播磨千種	42円	17,868円
城崎	1,169円	9,167円
竹野	150円	14,995円
喬住	328円	11,518円
神鍋	63円	11,997円
栗山	80円	16,524円
但東中山	87円	23,000円
小代	93円	28,508円
湯村	163円	13,017円
大屋	72円	12,189円
関宮	167円	17,194円
兵庫生野	221円	15,725円
竹田	114円	22,910円
兵庫山東	109円	12,733円
青垣	82円	32,097円
東中	77円	15,504円
西脇和田	73円	8,606円
市島	101円	34,185円
中竹田	62円	12,640円
生穂	103円	12,731円
淡路岩屋	351円	8,943円
北淡	257円	25,141円

淡路室津	143円	7,399円
淡路一宮	218円	13,069円
江井	90円	4,154円
五色	173円	10,087円
鮎原	162円	1,596円
洲本鳥飼	119円	15,925円
淡路東浦	523円	11,230円
西淡	620円	16,774円
西淡阿那賀	281円	15,662円
南淡	310円	6,250円
沼島	149円	32,537円

奈良県

奈良2	2,383円	20,042円
西奈良	2,498円	30,980円
大宮	1,834円	29,017円
大中	1,148円	28,782円
大和郡山	1,272円	48,366円
昭和2	695円	17,282円
天理	871円	35,173円
二階堂	479円	25,640円
櫻本2	811円	8,435円
大和檍原2	1,231円	24,385円
欽傍	5,137円	18,911円
奈良桜井2	744円	12,166円
五條	438円	21,442円
御所	820円	18,944円
奈良名柄	366円	31,429円
生駒	2,004円	41,068円
高山第一	1,147円	30,699円
香芝	1,266円	17,857円
斑鳩	913円	7,311円
田原本	1,040円	20,658円
大和檍原	436円	14,989円
高取別館	513円	15,242円
大和新庄	935円	21,818円
王寺	1,036円	21,618円
広陵	709円	9,166円
奈良吉野	405円	14,960円
奈良下市別館	736円	41,220円
十津川	94円	30,138円
上北山	114円	15,788円
平城	1,041円	14,115円
大和高田	674円	28,492円
南生駒2	1,193円	15,353円
平群	914円	6,350円
馬見	958円	6,109円
天理中山	491円	13,052円
川西	241円	16,649円
明日香	784円	10,385円
奈良当麻2	946円	16,098円
大安寺別館	1,107円	29,772円
大宇陀	356円	22,804円
初瀬	412円	19,571円
葛	109円	16,553円
菟田野	124円	5,694円
御杖	236円	13,641円
大柳生	95円	10,219円
都郡	191円	13,556円
室生	243円	9,129円

和歌山県

和歌山3	877円	25,101円
和歌山東	1,018円	32,508円
和歌浦別館	1,271円	9,670円
狐島別館	906円	18,213円
海南	642円	20,239円
和歌山橋本	558円	19,937円
箕島	965円	13,840円
御坊	806円	13,821円
田辺	1,111円	64,776円
和歌山新宮	625円	21,015円
岩出	422円	20,617円
かつらぎ	189円	13,815円
湯浅	319円	11,823円
和歌山南部	305円	23,845円
和歌山白浜	398円	25,477円
串本	259円	61,024円
京橋別館2	1,006円	29,888円
和歌山山東	155円	16,980円
安原	235円	23,096円
紀伊	681円	12,420円
阪井	526円	14,334円
紀見	913円	39,922円
打田	225円	16,027円

淡路室津	119円	8,927円
淡路一宮	165円	8,951円
江井	73円	10,892円
五色	149円	7,717円
鮎原	139円	6,465円
洲本鳥飼	89円	12,530円
淡路東浦	393円	13,415円
西淡	486円	12,990円
西淡阿那賀	199円	10,140円
南淡	208円	4,266円
沼島	104円	15,225円

奈良県

奈良2	2,306円	22,373円
西奈良	2,474円	35,479円
大宮	1,725円	23,806円
大中	1,013円	30,689円
大和郡山	1,144円	45,255円
昭和2	699円	17,915円
天理	787円	34,062円
二階堂	463円	28,378円
櫻本2	724円	1,132円
大和檍原2	1,175円	21,133円
欽傍	5,288円	15,968円
奈良桜井2	695円	28,258円
五條	387円	18,499円
御所	651円	17,873円
奈良名柄	338円	29,683円
生駒	1,864円	27,621円
高山第一	1,017円	25,921円
香芝	1,200円	15,256円
斑鳩	848円	10,106円
田原本	990円	17,344円
大和檍原	381円	20,433円
高取別館	439円	21,971円
大和新庄	810円	21,560円
王寺	958円	18,858円
広陵	650円	6,698円
奈良吉野	220円	12,954円
奈良下市別館	307円	41,688円
十津川	73円	18,828円
上北山	87円	25,532円
平城	1,024円	11,911円
大和高田	619円	23,230円
南生駒2	841円	12,045円
平群	853円	12,542円
馬見	878円	6,138円
天理中山	416円	7,457円
川西	223円	19,064円
明日香	726円	13,720円
奈良当麻2	852円	12,590円
大安寺別館	1,522円	33,054円
大宇陀	318円	21,843円
初瀬	371円	17,875円
葛	95円	14,776円
菟田野	145円	12,403円
御杖	192円	12,834円
大柳生	88円	16,947円
都郡	176円	11,671円
室生	200円	7,089円

和歌山県

和歌山3	829円	20,748円
和歌山東	881円	32,414円
和歌浦別館	1,197円	7,658円
狐島別館	808円	17,874円
海南	537円	49,378円
和歌山橋本	491円	16,919円
箕島	741円	12,408円
御坊	649円	14,043円
田辺	928円	48,071円
和歌山新宮	522円	17,089円
岩出	390円	20,398円
かつらぎ	157円	11,119円
湯浅	235円	18,492円
和歌山南部	259円	22,118円
和歌山白浜	340円	22,638円
串本	186円	43,522円
京橋別館2	952円	25,902円
和歌山山東	125円	15,817円
安原	179円	47,955円
紀伊	601円	30,466円
阪井	438円	13,521円
紀見	740円	33,162円
打田	185円	14,308円

粉河	493円	7,417円
桃山	210円	50,586円
貴志川	250円	22,397円
高野口	416円	30,044円
太地	388円	12,929円
和佐	188円	19,373円
三輪崎	529円	30,981円
下津	629円	11,210円
野上	717円	17,101円
那賀	400円	16,055円
九度山	391円	31,279円
和歌山吉備	811円	18,121円
上富田	236円	19,705円
那智勝浦	398円	24,546円
和歌山加太	530円	19,333円
糸我	469円	23,568円
名田	690円	18,557円
美里	513円	17,599円
金屋	977円	18,343円
印南	1,295円	20,148円
田辺下里	423円	24,185円
宇久井	273円	23,616円
本宮	427円	19,982円
和歌山由良	230円	26,414円
日置川	265円	24,828円
富貴	237円	16,499円
和歌山清水	779円	26,028円
和歌山日高	790円	32,690円
南部川	840円	19,249円
すさみ	416円	21,561円
古座	411円	23,170円
鳥取県		
鳥取寺町 2	937円	31,273円
鳥取實露	691円	41,017円
鳥取叶	154円	14,779円
米子 3	689円	31,659円
米子巖	444円	16,718円
米子河崎	213円	17,699円
倉吉	508円	22,129円
倉吉上井	930円	20,357円
境港	205円	8,732円
郡家	234円	35,933円
三朗	597円	37,771円
岸本	580円	31,573円
根雨	445円	28,631円
末恒	530円	14,524円
米子大篠津	95円	20,528円
米子福市	299円	6,227円
倉吉福光	79円	12,447円
境港余子	137円	24,259円
岩美	152円	14,696円
浜村	101円	18,387円
青谷	162円	20,550円
羽合	174円	24,336円
倉吉泊	121円	14,792円
倉吉松崎	171円	53,455円
倉吉北条	151円	16,053円
東伯	120円	13,825円
西伯	633円	29,702円
淀江	188円	32,489円
用瀬	103円	21,850円
智頭	266円	11,749円
鳥取鹿野	127円	14,099円
金見	344円	17,091円
米子大山	213円	16,612円
大山寺	266円	58,776円
溝口	523円	18,396円
河原	93円	10,991円
由良	187円	14,457円
東伯赤崎	162円	29,407円
御来屋	327円	17,008円
若桜	99円	27,787円
生山	444円	34,547円
八束	300円	13,926円
閑金	49円	20,046円
倉吉下市	462円	21,448円
島根県		
松江	489円	34,409円
松江古江	977円	14,636円
島根浜田	434円	31,814円
出雲	609円	24,262円
益田	345円	13,815円
石見大田	241円	8,141円

粉河	385円	5,439円
桃山	160円	45,014円
貴志川	210円	18,651円
高野口	364円	33,708円
太地	281円	9,791円
和佐	164円	16,485円
三輪崎	503円	25,153円
下津	514円	9,120円
野上	603円	15,519円
那賀	313円	14,910円
九度山	308円	28,807円
和歌山吉備	705円	14,430円
上富田	200円	32,757円
那智勝浦	306円	16,942円
和歌山加太	420円	15,418円
糸我	380円	35,835円
名田	556円	14,473円
美里	482円	15,071円
金屋	931円	14,794円
印南	1,021円	18,490円
田辺下里	340円	19,672円
宇久井	193円	20,245円
本宮	341円	16,594円
和歌山由良	176円	23,401円
日置川	237円	22,357円
富貴	180円	8,300円
和歌山清水	602円	21,747円
和歌山日高	611円	27,502円
南部川	712円	19,022円
すさみ	362円	18,231円
古座	307円	19,222円
鳥取県		
鳥取寺町 2	717円	31,347円
鳥取實露	570円	38,683円
鳥取叶	137円	55,401円
米子 3	549円	29,903円
米子巖	359円	14,237円
米子河崎	180円	15,082円
倉吉	364円	31,019円
倉吉上井	752円	29,344円
境港	165円	5,181円
郡家	199円	23,842円
三朗	482円	23,879円
岸本	584円	24,114円
根雨	282円	30,577円
末恒	394円	12,090円
米子大篠津	76円	26,432円
米子福市	265円	40,513円
倉吉福光	72円	25,738円
境港余子	120円	20,145円
岩美	131円	12,497円
浜村	84円	14,457円
青谷	116円	20,139円
羽合	154円	24,589円
倉吉泊	97円	14,887円
倉吉松崎	144円	32,116円
倉吉北条	109円	15,083円
東伯	98円	9,831円
西伯	480円	18,241円
淀江	154円	20,881円
用瀬	71円	14,902円
智頭	187円	13,653円
鳥取鹿野	109円	12,951円
金見	251円	17,932円
米子大山	159円	13,391円
大山寺	174円	69,166円
溝口	433円	18,936円
河原	72円	23,378円
由良	104円	13,456円
東伯赤崎	126円	20,235円
御来屋	238円	22,875円
若桜	65円	22,709円
生山	258円	39,125円
八束	204円	11,467円
閑金	42円	19,392円
倉吉下市	290円	14,833円
島根県		
松江	392円	30,235円
松江古江	884円	14,060円
島根浜田	358円	22,215円
出雲	474円	24,055円
益田	233円	12,720円
石見大田	199円	19,275円

安来	694円	14,626円
江津	298円	24,485円
出雲平田	471円	25,693円
木次	335円	20,465円
斐川	712円	39,652円
大社	331円	50,049円
川本2	196円	12,994円
西郷	917円	39,801円
松江八雲	674円	17,394円
多伎	315円	21,009円
温泉津	453円	23,451円
柏原	105円	14,991円
都賀	41円	14,396円
川本瑞穂	69円	18,164円
石見	73円	31,366円
接江	157円	22,282円
金城	107円	19,319円
石見旭	193円	18,371円
匹見	92円	26,394円
津和野	648円	18,041円
海土	140円	16,523円
西ノ島	131円	82,785円
浜田西	422円	18,260円
益田横田	509円	19,530円
益田西	273円	8,722円
益田東	615円	20,551円
安来荒島	478円	15,795円
江津西	405円	17,559円
恵雲	684円	12,110円
美保関	472円	14,884円
揖屋	462円	16,419円
松江玉造	587円	37,633円
宍道	423円	17,590円
島根広瀬	299円	13,625円
伯太	534円	15,039円
仁多	309円	10,336円
出雲横田	242円	18,876円
木次加茂	217円	15,440円
三刀屋	334円	20,043円
仁万	268円	19,492円
浜田三隅	486円	33,139円
六日市	191円	17,278円
津和野七日市	183円	23,276円
西郷布施	302円	246,741円
西郷五箇	275円	20,212円
都万	414円	22,287円
掛合	350円	11,992円
松江本庄	264円	23,449円
秋鹿	157円	23,196円
神西	363円	21,013円
出雲稗原	319円	18,376円
大根島	338円	13,634円
頓原	232円	31,135円
赤来	314円	20,289円
松江馬潟	752円	27,077円
浜田東	408円	21,298円
出雲長浜	347円	31,291円
石見大田三瓶	85円	15,416円
木次大東	399円	19,631円
江津東	101円	21,634円
平田河下	195円	11,825円

岡山県

安来	576円	15,332円
江津	246円	38,936円
出雲平田	412円	20,792円
木次	292円	25,859円
斐川	671円	34,795円
大社	314円	33,077円
川本2	151円	23,685円
西郷	725円	42,263円
松江八雲	615円	14,937円
多伎	270円	16,025円
温泉津	398円	21,630円
柏原	70円	13,926円
都賀	35円	18,807円
川本瑞穂	48円	19,016円
石見	51円	20,355円
接江	141円	15,383円
金城	86円	15,782円
石見旭	141円	16,639円
匹見	73円	18,663円
津和野	513円	16,587円
海土	108円	38,110円
西ノ島	119円	73,460円
浜田西	297円	30,915円
益田横田	443円	15,731円
益田西	258円	21,050円
益田東	507円	70,678円
安来荒島	400円	12,178円
江津西	362円	13,011円
恵雲	599円	17,021円
美保関	397円	22,674円
揖屋	540円	25,281円
松江玉造	551円	35,217円
宍道	379円	10,112円
島根広瀬	282円	12,162円
伯太	393円	12,778円
仁多	234円	15,510円
出雲横田	123円	31,277円
木次加茂	195円	20,344円
三刀屋	264円	32,905円
仁万	204円	17,707円
浜田三隅	402円	27,839円
六日市	130円	14,659円
津和野七日市	118円	17,973円
西郷布施	241円	183,480円
西郷五箇	244円	21,984円
都万	329円	18,178円
掛合	321円	10,266円
松江本庄	248円	20,226円
秋鹿	140円	18,701円
神西	315円	15,010円
出雲稗原	276円	17,966円
大根島	302円	15,345円
頓原	200円	25,544円
赤来	249円	14,710円
松江馬潟	626円	25,226円
浜田東	332円	26,302円
出雲長浜	311円	24,194円
石見大田三瓶	65円	18,725円
木次大東	348円	14,857円
江津東	79円	17,768円
平田河下	172円	16,243円

岡山県

岡山東	1,198円	24,582円
岡山南	725円	16,494円
岡山西	992円	28,636円
妹尾	629円	11,062円
岡山今村	1,394円	35,468円
興除	275円	27,445円
吉備	884円	33,946円
三瀬2	1,169円	30,441円
岡山長岡	623円	18,830円
西大寺	305円	15,088円
倉敷	489円	27,585円
児島	541円	22,192円
水島	665円	22,746円
玉島	340円	13,866円
新倉敷	1,218円	17,084円
茶屋町	566円	18,203円
倉敷東	614円	15,678円
倉敷西	677円	12,802円
児島琴浦	430円	16,211円
水島東	533円	42,940円

津山	398円	22,840円
津山院庄	360円	9,580円
玉野	467円	14,172円
笠岡	974円	19,453円
笠岡吉浜	502円	25,381円
笠岡西大島	587円	15,228円
井原	812円	8,965円
総社	753円	13,879円
高梁	702円	50,791円
新見	750円	18,755円
備前	252円	13,266円
岡山瀬戸	573円	10,762円
邑久	1,062円	16,310円
早島	712円	19,396円
吉備高原	208円	54,669円
美作勝山	417円	11,818円
久世落合	411円	18,329円
久世	577円	11,512円
鏡野	292円	6,428円
日本原	473円	19,848円
美作大原	224円	22,469円
美作	367円	15,244円
岡山高島	1,258円	20,985円
甲浦	515円	26,529円
野谷	350円	21,693円
足守	449円	31,665円
備前一宮	137円	7,527円
備中高松	430円	24,577円
西大寺上南	274円	11,062円
原島郷内	512円	17,806円
玉島黒崎	296円	36,687円
玉野西	499円	5,784円
玉野莊内	790円	24,260円
灘崎	913円	24,409円
金光	726円	15,321円
鵜方	552円	22,453円
真備	594円	12,382円
岡山藤田	397円	25,541円
吉備線路2	1,037円	17,018円
上道	590円	21,380円
原島下津井	438円	19,510円
津山山北	953円	27,059円
津山河辺	345円	14,799円
津山一宮	524円	19,276円
玉野山田	846円	16,380円
玉野八浜	481円	21,771円
総社新本	434円	23,707円
福渡御津	873円	17,444円
福渡	1,129円	23,973円
山陽	516円	8,015円
日生	379円	16,944円
和気	169円	34,122円
長船	887円	56,912円
玉島船穂	496円	17,286円
里庄	417円	16,398円
矢掛	556円	11,467円
成羽	293円	29,864円
高梁川上	389円	10,262円
ひるぜん	88円	28,879円
勝央	352円	6,834円
亀甲	421円	16,461円
福渡旭	158円	23,166円
津山久米	148円	11,308円
楢	266円	16,783円
井原高屋	393円	9,455円
美星	243円	15,332円
哲西	547円	49,582円
湯原	173円	26,307円
美新	30円	22,847円
津山加茂	528円	12,270円
原島塙生	443円	32,932円
笠岡北	344円	17,725円
総社豪渓	555円	17,936円
美袋	142円	19,354円
高倉	262円	22,884円
備前香登	281円	22,698円
備前三石	189円	34,962円
備前伊里	254円	17,602円
加茂川	133円	12,457円
瀬戸万富	711円	33,456円
岡山瀬戸赤坂	659円	30,757円

津山	341円	21,482円
津山院庄	312円	8,377円
玉野	420円	17,932円
笠岡	637円	22,947円
笠岡吉浜	443円	22,140円
笠岡西大島	501円	12,367円
井原	717円	13,212円
総社	666円	10,147円
高梁	598円	41,579円
新見	642円	15,318円
備前	217円	11,776円
岡山瀬戸	525円	9,437円
邑久	975円	19,318円
早島	690円	11,796円
吉備高原	201円	49,611円
美作勝山	344円	9,304円
久世落合	356円	15,729円
久世	497円	11,080円
鏡野	261円	7,530円
日本原	364円	14,429円
美作大原	194円	16,820円
美作	333円	14,710円
岡山高島	1,172円	24,543円
甲浦	437円	30,364円
野谷	305円	19,309円
足守	398円	27,526円
備前一宮	670円	5,367円
備中高松	389円	25,736円
西大寺上南	230円	8,960円
原島郷内	477円	15,663円
玉島黒崎	260円	33,228円
玉野西	470円	8,848円
玉野莊内	699円	20,990円
灘崎	836円	21,502円
金光	618円	12,538円
鵜方	497円	18,344円
真備	526円	20,132円
岡山藤田	351円	22,665円
吉備線路2	884円	14,343円
上道	530円	19,273円
原島下津井	358円	29,030円
津山山北	773円	25,614円
津山河辺	298円	34,705円
津山一宮	462円	14,127円
玉野山田	757円	13,598円
玉野八浜	406円	19,180円
総社新本	382円	27,408円
福渡御津	804円	14,245円
福渡	916円	18,223円
山陽	477円	5,512円
日生	327円	14,729円
和気	164円	34,747円
長船	814円	52,632円
玉島船穂	488円	24,732円
里庄	373円	13,272円
矢掛	402円	9,976円
成羽	243円	25,414円
高梁川上	115円	8,590円
ひるぜん	70円	22,149円
勝央	327円	8,005円
亀甲	367円	17,916円
福渡旭	125円	16,111円
津山久米	106円	18,423円
楢	225円	10,605円
井原高屋	352円	14,489円
美星	170円	11,579円
哲西	481円	32,105円
湯原	126円	18,572円
美新	22円	24,092円
津山加茂	368円	9,932円
原島塙生	390円	19,254円
笠岡北	291円	13,787円
総社豪渓	456円	10,213円
美袋	120円	14,731円
高倉	204円	15,439円
備前香登	253円	18,057円
備前三石	165円	31,015円
備前伊里	221円	15,247円
加茂川	121円	12,922円
瀬戸万富	627円	25,668円
岡山瀬戸赤坂	543円	28,119円

熊山	331円	25,963円
周辺	862円	19,344円
吉永	482円	17,072円
備前佐伯	278円	17,495円
芳井	99円	21,133円
賀陽	435円	10,056円
備中	182円	16,571円
大佐	231円	13,137円
英田	272円	28,242円
福渡弓削	683円	16,769円
岡山原	973円	32,591円
西大寺神崎	231円	20,466円
牛窓	1,118円	12,193円
北房	107円	27,006円
作東	324円	13,258円
牟佐	424円	10,807円
寄島	688円	20,869円
有漢	232円	15,778円
樋原	417円	25,174円

広島県

熊山	287円	12,833円
周辺	720円	16,285円
吉永	433円	33,986円
備前佐伯	226円	17,958円
芳井	82円	12,297円
賀陽	384円	8,566円
備中	147円	13,237円
大佐	197円	13,341円
英田	243円	19,950円
福渡弓削	544円	15,681円
岡山原	908円	32,904円
西大寺神崎	213円	24,634円
牛窓	887円	10,037円
北房	112円	22,360円
作東	273円	10,738円
牟佐	397円	15,927円
寄島	616円	17,624円
有漢	143円	12,319円
樋原	345円	21,982円

広島県

広島西	2,210円	21,014円
広島南2	3,001円	18,246円
広島中	3,995円	31,100円
広島大州	1,547円	23,713円
宇品	2,201円	17,291円
広島西蟹屋	1,864円	14,249円
仁保	1,852円	38,790円
広島庚午	2,379円	17,940円
広島三條	1,466円	11,212円
安古市	1,322円	18,516円
安芸祇園	1,567円	29,272円
可部	940円	27,184円
高陽	851円	13,681円
海田	1,640円	21,540円
五日市廿日2	1,347円	13,168円
吳東	1,117円	15,458円
吳吉浦	311円	31,654円
吳天応	471円	21,260円
郷原	469円	14,416円
吳2	1,081円	13,287円
竹原	323円	18,065円
尾道	497円	23,405円
尾道高須	455円	19,119円
尾道美ノ郷	305円	42,847円
尾道東	1,430円	5,315円
因島	200円	9,170円
因島中庄	548円	17,165円
因島重井	266円	17,304円
福山	746円	23,069円
福山東	788円	20,315円
松永	416円	18,048円
新福山	992円	13,088円
福山西	540円	9,371円
福山北	434円	56,245円
福山水呑	506円	32,227円
福山南	529円	12,488円
福山坪生	481円	9,722円
駅家	560円	58,793円
福山加茂	350円	36,116円
福山熊野	224円	30,548円
府中	747円	49,823円
府中本町	473円	8,297円
三次	1,177円	32,152円
三次塩町	157円	18,577円
庄原	526円	14,941円
東広島	844円	22,941円
八本松	239円	40,636円
八本松原	120円	16,300円
廿日市	1,291円	6,852円
五日市地御前	642円	35,093円
江田島	432円	10,701円
安芸大野1	397円	10,081円
宮島口	1,293円	13,331円
安芸吉田	552円	14,458円
黒瀬	276円	54,108円
甲山	246円	15,212円
神辺電話交2	315円	38,369円
神辺御領	141円	14,372円
神辺中条	576円	11,664円
新市	394円	5,456円
広島中山	808円	23,227円
広島戸坂	1,148円	18,052円

安古市安 2	1,420円	25,720円
八木	862円	31,628円
伴	1,228円	46,787円
坂	1,443円	20,242円
福木	855円	19,480円
戸山	479円	19,535円
高陽狩小川	826円	22,026円
白木井原	472円	22,160円
海田畑賀	819円	15,131円
新矢野	1,574円	14,435円
五日廿日寺田	1,157円	14,302円
五日廿日石内	1,534円	20,800円
吳仁方	986円	30,002円
呉焼山	691円	19,339円
大竹	882円	7,846円
志和	108円	41,734円
三永	210円	18,461円
五日廿日宮内	1,472円	27,905円
安芸熊野	816円	43,484円
安佐	149円	22,887円
吳警固屋	699円	21,968円
竹原忠海	441円	20,615円
三原幸崎	1,212円	31,004円
三原長谷	149円	28,605円
松永藤江	263円	36,718円
福山芦田	304円	14,897円
大竹玖波	471円	21,074円
高屋	738円	44,168円
音戸	417円	21,213円
音戸先奥	170円	28,975円
倉橋	697円	18,549円
倉橋室尾	835円	12,887円
安芸佐伯	521円	18,658円
安芸佐伯友和	281円	16,172円
能美	1,065円	36,627円
大柿	348円	13,246円
八千代	811円	29,399円
甲田	1,147円	12,721円
東広島福富	225円	19,224円
東広島豊栄	396円	11,125円
甲山大和	239円	20,647円
東広島河内	174円	18,386円
河内河戸	215円	22,074円
本郷	617円	15,329円
安芸津	510円	19,164円
安浦	265円	52,404円
吳川尻	439円	14,245円
瀬戸田	368円	17,641円
久井	195円	14,988円
尾道向島	1,787円	11,711円
東城	697円	12,176円
尾道三原 2	1,197円	22,940円
宮島	682円	13,251円
御調	151円	23,426円
安佐久地	765円	14,729円
安佐後山	754円	12,672円
可部三人	643円	24,622円
瀬野川	1,001円	25,753円
瀬野	581円	44,777円
竹原莊野	497円	11,405円
鞆	488円	17,502円
松永本郷	363円	18,909円
庄原山内	122円	19,046円
造賀	142円	16,289円
砂谷	96円	35,404円
沖美	688円	20,482円
加計	584円	17,140円
戸河内	610円	36,990円
大朝	463円	17,136円
広島千代田	357円	45,686円
豊平	363円	16,210円
都志見	277円	14,107円
高島	210円	15,501円
福山内海	533円	17,700円
沼隈	456円	20,955円
沼隈山南	515円	30,791円
吉舎	143円	15,063円
三良坂	257円	16,435円
郷田	236円	24,466円
新向原	1,379円	129,106円
芸北	211円	30,097円

安古市安 2	1,331円	21,967円
八木	661円	26,459円
伴	1,121円	40,338円
坂	1,339円	16,490円
福木	742円	15,370円
戸山	411円	14,087円
高陽狩小川	644円	17,051円
白木井原	407円	16,614円
海田畑賀	728円	11,611円
新矢野	1,551円	11,634円
五日廿日寺田	1,104円	13,212円
五日廿日石内	1,283円	17,068円
吳仁方	716円	15,921円
呉焼山	535円	15,417円
大竹	746円	7,218円
志和	83円	35,539円
三永	156円	12,288円
五日廿日宮内	1,138円	25,753円
安芸熊野	690円	38,242円
安佐	113円	18,544円
吳警固屋	570円	18,823円
竹原忠海	366円	17,373円
三原幸崎	1,013円	25,769円
三原長谷	141円	25,201円
松永藤江	229円	26,456円
福山芦田	255円	27,871円
大竹玖波	392円	16,861円
高屋	689円	38,594円
音戸	304円	18,283円
音戸先奥	102円	111,114円
倉橋	461円	16,313円
倉橋室尾	573円	9,099円
安芸佐伯	560円	14,861円
安芸佐伯友和	217円	12,657円
能美	771円	30,027円
大柿	255円	12,265円
八千代	597円	25,504円
甲田	518円	10,720円
東広島福富	161円	16,342円
東広島豊栄	311円	13,132円
甲山大和	157円	15,558円
東広島河内	146円	21,991円
河内河戸	176円	21,549円
本郷	554円	12,465円
安芸津	384円	19,947円
安浦	230円	46,830円
吳川尻	323円	12,161円
瀬戸田	282円	19,384円
久井	191円	12,925円
尾道向島	1,479円	8,757円
東城	417円	10,881円
尾道三原 2	1,006円	18,562円
宮島	542円	7,755円
御調	136円	73,925円
安佐久地	573円	11,152円
安佐後山	540円	13,407円
可部三人	502円	20,848円
瀬野川	907円	21,298円
瀬野	494円	38,152円
竹原莊野	395円	9,526円
鞆	426円	18,712円
松永本郷	297円	15,442円
庄原山内	97円	11,367円
造賀	114円	9,791円
砂谷	75円	30,420円
沖美	510円	15,661円
加計	324円	16,255円
戸河内	520円	33,424円
大朝	306円	43,868円
広島千代田	306円	52,668円
豊平	281円	13,232円
都志見	218円	11,307円
高島	178円	13,708円
福山内海	435円	13,312円
沼隈	394円	15,880円
沼隈山南	405円	17,867円
吉舎	113円	12,263円
三良坂	222円	13,624円
郷田	210円	19,423円
新向原	992円	115,010円
芸北	170円	21,668円

比和	190円	39,712円
木江白水	777円	42,324円
広島似島	320円	23,258円
三原木原	444円	33,198円
浦崎	589円	29,012円
坂小屋浦	962円	24,430円
下蒲刈	697円	13,230円
湯来	98円	19,419円
木江大崎	574円	23,291円
木江	576円	16,647円
東城三和	302円	26,142円
上下	291円	37,185円
三次三和	169円	15,236円
山口県		
下関東	417円	17,044円
下関北	1,000円	20,401円
下関中	327円	29,096円
下関西	415円	14,711円
下関王司	590円	22,826円
下関勝山	989円	19,188円
宇部3	305円	16,633円
宇部	305円	46,246円
宇部西	453円	12,654円
宇部床波	407円	15,435円
宇部東岐波	506円	40,676円
山口2	604円	37,801円
二島	85円	21,919円
萩	246円	19,144円
徳山	788円	26,216円
徳山周南	824円	18,584円
防府	407円	13,922円
防府2	407円	5,174円
下松	408円	12,271円
岩国支店3棟	511円	7,879円
岩国4	511円	20,078円
岩国西	987円	6,907円
新岩国南	1,169円	38,745円
宇部小野田	206円	17,452円
光	357円	20,455円
長門	408円	12,577円
柳井	264円	9,546円
美祢	168円	14,232円
新南陽1	599円	38,086円
小郡	331円	14,024円
山口大内	459円	33,742円
下関安岡	467円	24,944円
小月	472円	14,733円
山口下関	427円	22,713円
厚東	114円	20,171円
山口仁保	472円	19,555円
四社	159円	30,267円
嘉川	206円	12,555円
萩大井	465円	27,049円
見島	140円	45,724円
徳山惣ヶ浜	713円	12,349円
徳山戸田	321円	20,469円
都濃	356円	18,327円
防府西の浦	275円	15,141円
防府大道	212円	16,991円
防府富海	262円	20,562円
下松久保	345円	17,816円
岩国通津	369円	33,007円
御庄	859円	16,709円
岩国河内	265円	20,760円
西ノ浜	275円	43,791円
光室積	482円	15,074円
光島田	414円	12,910円
久賀	782円	18,533円
大島	310円	18,799円
久賀橋	590円	18,478円
由宇	578円	30,787円
玖珂	241円	17,971円
周東	430円	17,292円
岩田	149円	15,486円
田布施	390円	3,006円
田布施南	359円	19,369円
平生	224円	20,663円
下松熊毛	188円	19,113円
徳山鹿野	345円	60,115円
秋穂	209円	12,579円
宇部橋	163円	19,926円
下関菊川	445円	13,449円

比和	180円	41,206円
木江白水	492円	26,469円
広島似島	210円	17,341円
三原木原	372円	29,625円
浦崎	341円	25,607円
坂小屋浦	799円	19,824円
下蒲刈	432円	11,658円
湯来	81円	16,372円
木江大崎	436円	19,769円
木江	436円	12,443円
東城三和	254円	21,965円
上下	235円	40,004円
三次三和	139円	11,660円
山口県		
下関東	358円	19,633円
下関北	807円	18,659円
下関中	285円	26,725円
下関西	322円	12,974円
下関王司	514円	20,098円
下関勝山	792円	13,943円
宇部3	321円	16,157円
宇部	321円	40,568円
宇部西	402円	10,927円
宇部床波	344円	13,434円
宇部東岐波	393円	37,041円
山口2	503円	37,045円
二島	68円	20,071円
萩	190円	20,316円
徳山	644円	21,127円
徳山周南	678円	28,616円
防府	326円	12,407円
防府2	326円	5,627円
下松	328円	12,445円
岩国支店3棟	450円	7,853円
岩国4	450円	49,138円
岩国西	921円	11,275円
新岩国南	969円	41,273円
宇部小野田	170円	14,400円
光	315円	19,414円
長門	355円	11,116円
柳井	228円	12,919円
美祢	145円	12,817円
新南陽1	593円	32,619円
小郡	274円	15,046円
山口大内	393円	32,352円
下関安岡	284円	19,540円
小月	407円	19,631円
山口下関	404円	22,611円
厚東	87円	42,024円
山口仁保	386円	17,683円
四社	131円	27,496円
嘉川	168円	25,281円
萩大井	316円	24,215円
見島	91円	51,039円
徳山惣ヶ浜	603円	10,651円
徳山戸田	239円	17,340円
都濃	284円	27,362円
防府西の浦	216円	24,991円
防府大道	197円	19,833円
防府富海	192円	26,849円
下松久保	286円	15,022円
岩国通津	298円	27,016円
御庄	672円	13,111円
岩国河内	204円	16,326円
西ノ浜	234円	37,566円
光室積	427円	14,703円
光島田	302円	11,383円
久賀	665円	160,892円
大島	273円	17,923円
久賀橋	489円	15,939円
由宇	498円	23,455円
玖珂	211円	15,438円
周東	391円	16,568円
岩田	131円	14,739円
田布施	333円	2,853円
田布施南	293円	17,404円
平生	186円	19,843円
下松熊毛	141円	16,014円
徳山鹿野	263円	55,198円
秋穂	169円	11,856円
宇部橋	144円	17,837円
下関菊川	464円	18,617円

豊浦	312円	5,223円
豊北	484円	19,383円
特牛	554円	14,748円
長門三隅	187円	18,395円
長門仙崎	314円	24,936円
美祢豊田	432円	17,942円
阿月	155円	12,296円
新南陽2	658円	13,574円
久賀下田	428円	15,931円
久賀和田	289円	14,231円
錦町	369円	20,588円
大畠	454円	13,660円
上関	510円	24,935円
徳地	280円	18,551円
厚狭埴生	250円	21,627円
秋芳	98円	22,484円
長門古市	331円	16,436円
油谷	356円	20,859円
油谷久津	120円	16,052円
下関吉見	262円	17,607円
阿知須	353円	24,547円
美東	225円	18,353円
阿東	125円	19,109円
長門湯本	239円	23,640円
岩国坂上	424円	22,110円
厚狭	194円	23,390円

徳島県

豊浦	300円	4,087円
豊北	416円	18,924円
特牛	410円	14,806円
長門三隅	137円	16,256円
長門仙崎	253円	26,949円
美祢豊田	389円	16,491円
阿月	133円	10,642円
新南陽2	491円	10,752円
久賀下田	362円	12,731円
久賀和田	232円	12,384円
錦町	291円	13,825円
大畠	403円	12,047円
上関	404円	21,729円
徳地	206円	14,191円
厚狭埴生	188円	20,178円
秋芳	79円	16,630円
長門古市	248円	13,983円
油谷	284円	16,669円
油谷久津	98円	13,546円
下関吉見	204円	19,880円
阿知須	309円	25,195円
美東	197円	20,832円
阿東	259円	16,787円
長門湯本	171円	15,676円
岩国坂上	356円	18,024円
厚狭	162円	24,427円

徳島県

香川県	阿波神山	94円	11,137円
	阿波広野	87円	9,407円
	讃岐三条	744円	27,807円
	高松北2	504円	4,082円
	屋島	879円	16,778円
	香西	1,217円	16,604円
	円座2	694円	30,816円
	讃岐前田	378円	14,825円
	讃岐川島	417円	49,706円
	西種田	323円	5,780円
	新仏生山	1,004円	30,452円
	丸亀	509円	10,124円
	讃岐郡家	753円	5,702円
	坂出	329円	14,243円
	讃岐加茂	522円	50,058円
	讃岐林田	323円	5,391円
	善通寺	934円	18,735円
	観音寺	784円	17,900円
	引田	396円	57,913円
	三本松	241円	23,958円
	讃岐津田	252円	19,393円
	讃岐大川	323円	13,405円
	志度	320円	30,005円
	長尾	523円	16,901円
	内海	392円	19,935円
	土庄	553円	16,417円
	讃岐三木	480円	24,809円
	讃岐牟礼	506円	13,651円
	香川	606円	31,818円
	綾南	787円	11,191円
	讃岐国分寺	453円	21,115円
	宇多津	671円	38,515円
	琴平	478円	18,501円
	多度津	528円	29,288円
	讃岐高瀬	416円	29,974円
	讃岐豊浜	293円	5,236円
	本島	151円	33,639円
	与島	265円	23,761円
	木之郷	521円	4,325円
	伊吹	194円	23,122円
	鴨部	551円	5,077円
	庵治	289円	49,059円
	綾上	689円	2,708円
	讃岐昭和	547円	7,637円
	綾歌	338円	12,101円
	讃岐飯山	475円	15,575円
	讃岐吉野	186円	7,157円
	大野原	496円	10,966円
	讃岐豊中	314円	3,670円
	仁尾	273円	14,036円
	三本松2	241円	12,123円
	山本	454円	10,668円
	讃岐神山	285円	7,238円
	塩江	590円	10,259円
	麻二宮	356円	4,423円
	詫間	326円	22,587円
	財田	352円	18,276円
	高松	649円	49,510円
	讃岐池田	482円	6,034円
愛媛県	西須賀	925円	4,272円
	吉田浜	717円	5,127円
	堀江	574円	7,970円
	伊予石井2	1,178円	16,858円
	久谷	1,017円	9,149円
	新久米	1,282円	17,284円
	山越本	825円	27,969円
	松山3	1,473円	30,075円
	今治	622円	36,612円
	伊予桜井2	994円	12,723円
	宇和島	727円	14,749円
	八幡浜	505円	12,278円
	新居浜3	732円	20,758円
	泉川	402円	6,905円
	多喜浜	432円	11,958円
	伊予西条	877円	8,693円
	大洲	453円	8,787円
	新谷	466円	14,432円
	川之江	813円	5,432円
	伊予三島西	882円	8,493円
	伊予2	759円	13,680円
	伊予北条	712円	6,102円

香川県	阿波神山	75円	9,598円
	阿波広野	69円	6,284円
	讃岐三条	636円	24,342円
	高松北2	431円	12,851円
	屋島	657円	13,722円
	香西	920円	13,691円
	円座2	589円	22,961円
	讃岐前田	344円	13,288円
	讃岐川島	337円	48,615円
	西種田	264円	26,168円
	新仏生山	760円	27,490円
	丸亀	450円	8,236円
	讃岐郡家	662円	4,841円
	坂出	299円	12,330円
	讃岐加茂	463円	47,577円
	讃岐林田	308円	3,594円
	善通寺	699円	16,618円
	観音寺	613円	22,885円
	引田	353円	32,463円
	三本松	167円	21,373円
	讃岐津田	207円	17,156円
	讃岐大川	237円	12,171円
	志度	268円	26,176円
	長尾	436円	17,550円
	内海	310円	17,119円
	土庄	499円	13,632円
	讃岐三木	360円	19,031円
	讃岐牟礼	420円	10,879円
	香川	471円	28,797円
	綾南	692円	10,218円
	讃岐国分寺	397円	18,644円
	宇多津	518円	33,548円
	琴平	374円	16,542円
	多度津	470円	17,696円
	讃岐高瀬	330円	25,217円
	讃岐豊浜	272円	4,929円
	本島	124円	28,536円
	与島	219円	16,332円
	木之郷	466円	16,199円
	伊吹	149円	15,417円
	鴨部	364円	23,747円
	庵治	241円	46,914円
	綾上	428円	25,855円
	讃岐昭和	386円	27,155円
	綾歌	297円	10,018円
	讃岐飯山	392円	13,833円
	讃岐吉野	149円	5,911円
	大野原	449円	8,967円
	讃岐豊中	286円	16,504円
	仁尾	215円	24,023円
	三本松2	167円	9,654円
	山本	299円	9,787円
	讃岐神山	217円	24,690円
	塩江	280円	7,788円
	麻二宮	308円	26,386円
	詫間	267円	44,370円
	財田	286円	16,345円
	高松	591円	44,593円
	讃岐池田	439円	5,190円
愛媛県	西須賀	804円	4,440円
	吉田浜	665円	3,876円
	堀江	523円	5,442円
	伊予石井2	1,111円	14,242円
	久谷	903円	8,066円
	新久米	1,152円	33,220円
	山越本	786円	23,134円
	松山3	1,523円	27,138円
	今治	453円	31,674円
	伊予桜井2	832円	9,936円
	宇和島	564円	14,738円
	八幡浜	385円	9,883円
	新居浜3	660円	19,216円
	泉川	400円	4,419円
	多喜浜	378円	9,247円
	伊予西条	651円	7,655円
	大洲	418円	8,682円
	新谷	420円	11,311円
	川之江	742円	12,122円
	伊予三島西	849円	6,771円
	伊予2	649円	11,245円
	伊予北条	594円	5,384円

壬生川2	554円	19,722円
伊予土居	366円	10,209円
大西	1,091円	10,849円
重信	1,251円	13,980円
松前2	1,040円	13,381円
砥部	1,845円	9,587円
宇和	408円	4,466円
広見	402円	52,701円
御莊2	216円	7,335円
湯山	2,908円	31,018円
波止浜交換2	535円	13,372円
来	749円	12,738円
日土	1,054円	16,409円
穴井	870円	26,586円
伊予永見	845円	10,987円
伊予豊岡	955円	20,040円
伊予三芳	665円	12,094円
要井	523円	16,104円
伊予小松	852円	10,424円
丹原	569円	11,433円
伊予玉川	518円	13,021円
菊間	283円	51,264円
吉海	477円	14,506円
伯方	1,078円	8,151円
伊予川内	663円	10,193円
久万	257円	15,770円
保内	536円	17,403円
伊予吉田	594円	46,166円
伊予津島	549円	49,809円
今治支店旧	622円	14,287円
大洲新棟	453円	11,473円
伊予長浜	371円	70,532円
内子	804円	6,601円
伊予三瓶	484円	8,169円
愛媛野村	633円	57,171円
三間	222円	2,992円
伊予朝倉	371円	51,511円
宮窪	44円	2,612円
伊予上浦	82円	13,038円
伊予小田	374円	17,178円
伊予中山機械	995円	11,150円
伊予松野	136円	3,015円
一本松	71円	17,946円
生名	173円	14,587円
伊予弓削	108円	54,973円
双海	811円	11,406円
伊方	293円	12,017円
城川交換機	103円	9,246円
重信2	1,241円	33,947円
伊予中島	602円	14,527円

高知県

壬生川2	329円	15,481円
伊予土居	311円	9,173円
大西	989円	8,493円
重信	1,014円	13,583円
松前2	870円	10,634円
砥部	1,589円	8,546円
宇和	367円	3,747円
広見	311円	29,060円
御莊2	177円	4,675円
湯山	2,697円	28,093円
波止浜交換2	470円	10,633円
来	623円	33,079円
日土	778円	8,312円
穴井	602円	21,932円
伊予永見	713円	9,370円
伊予豊岡	860円	15,475円
伊予三芳	518円	9,154円
要井	435円	13,381円
伊予小松	743円	9,401円
丹原	481円	9,925円
伊予玉川	451円	11,071円
菊間	226円	48,443円
吉海	413円	12,477円
伯方	933円	5,392円
伊予川内	600円	7,172円
久万	196円	14,113円
保内	425円	13,427円
伊予吉田	491円	44,201円
伊予津島	457円	27,519円
今治支店旧	453円	9,738円
大洲新棟	418円	8,449円
伊予長浜	304円	64,106円
内子	665円	26,981円
伊予三瓶	446円	6,097円
愛媛野村	563円	31,623円
三間	174円	25,622円
伊予朝倉	316円	49,000円
宮窪	90円	23,314円
伊予上浦	62円	11,163円
伊予小田	230円	14,750円
伊予中山機械	740円	9,703円
伊予松野	66円	25,645円
一本松	57円	15,292円
生名	137円	13,263円
伊予弓削	104円	27,454円
双海	674円	10,012円
伊方	151円	11,505円
城川交換機	67円	6,895円
重信2	1,014円	32,257円
伊予中島	553円	13,700円

高知県

芸西	813円	12,899円
吾川	686円	34,380円
越知	496円	13,476円
土佐日高	616円	24,267円
吉良川	113円	23,598円
大柄	150円	18,989円
吾北	102円	23,294円
仁淀	96円	13,944円
高知	848円	21,013円
大杉	143円	14,219円
土佐平田	71円	21,934円
土佐清水	391円	77,018円
蓬川	288円	8,435円
大方	277円	12,486円
土佐大月	168円	12,795円
野根	117円	17,439円
嶺北	186円	11,799円
土佐佐賀	176円	17,702円
土佐田野	175円	14,060円
東津野	108円	13,442円

福岡県

芸西	594円	12,932円
吾川	568円	28,296円
越知	317円	11,082円
土佐日高	488円	20,128円
吉良川	77円	19,012円
大柄	117円	18,455円
吾北	91円	19,249円
仁淀	75円	12,411円
高知	673円	47,028円
大杉	103円	12,160円
土佐平田	58円	17,249円
土佐清水	278円	47,037円
蓬川	240円	7,221円
大方	168円	9,904円
土佐大月	142円	14,077円
野根	65円	19,094円
嶺北	154円	7,894円
土佐佐賀	114円	17,876円
土佐田野	127円	14,459円
東津野	102円	12,367円

福岡県

門司2	617円	10,318円
門司恒見	421円	9,792円
門司大里	1,081円	11,749円
福岡若松	742円	13,523円
若松二島	650円	10,515円
戸畠	643円	14,845円
小倉南	1,203円	14,413円
小倉西	883円	11,848円
北九州古船場	732円	24,188円
北九州1	967円	28,496円
北九州2	967円	13,372円
北九州3	967円	10,645円
小倉南曾根	819円	6,783円
小倉南徳力	1,774円	14,784円
八幡鏡田	671円	14,220円
北九州八幡2	468円	15,576円
折尾3	712円	14,270円
八幡黒崎	533円	12,953円
八幡上津役	772円	8,765円
八幡香月別館	1,173円	15,033円
福岡東	2,498円	22,752円
香椎	2,217円	20,336円
二股瀬	1,171円	18,920円
和白	1,177円	12,808円
博多	4,816円	19,929円
土居町	1,199円	36,241円
福岡南	1,196円	27,989円
福岡中央2	13,860円	26,257円
福岡平尾	1,975円	9,783円
筑紫ヶ丘	1,444円	14,797円
屋形原	845円	15,799円
姪浜	1,625円	13,566円
金武	2,064円	14,434円
今宿2	1,120円	12,785円
七隈	1,697円	17,568円
福岡西新	2,878円	19,060円
大牟田	472円	11,923円
久留米	546円	26,409円
荒木	581円	10,393円
御井町	1,012円	16,076円
久留米上津	1,012円	19,811円
久留米2	956円	18,077円
直方2	312円	15,238円
飯塚3	546円	12,039円
田川	367円	9,507円
福岡山田	97円	14,580円
甘木	642円	11,731円
八女	177円	14,872円
筑後	365円	9,780円
福岡大川	343円	25,943円
行橋2	352円	10,701円
中間	290円	14,592円
福岡小郡	705円	20,076円
二日市	738円	17,929円
二日市原田	784円	10,384円
福岡南大野	1,763円	16,712円
乙金	1,721円	19,183円
宗像	484円	7,038円
日の里	1,620円	14,082円
前原営業所	415円	19,637円
宇美	777円	18,643円

志免	1,052円	12,205円
古賀新宮	654円	40,720円
古賀	753円	6,949円
長者原	2,330円	24,420円
福間	366円	8,120円
福岡芦屋	377円	11,146円
折尾水巻	402円	17,785円
折尾海老津	416円	16,257円
直方鞍手	194円	11,664円
田主丸	365円	13,777円
瀬高	271円	10,813円
柳川	314円	13,998円
茹田	800円	10,177円
行橋犀川	436円	39,315円
行橋豊津	504円	19,684円
門司黒川	642円	33,663円
若松小島	302円	29,944円
西谷石原	163円	43,475円
多々良	969円	25,316円
早良内野	721円	34,172円
倉永	364円	20,903円
善導寺	332円	15,991円
福岡三国	417円	18,061円
篠栗	897円	36,083円
久山	605円	8,487円
折尾遠賀川	499円	45,854円
柳川大和	415円	20,477円
江浦	342円	14,193円
西戸崎	489円	14,711円
北崎	967円	20,624円
直方小竹	222円	22,978円
直方宮田	363円	17,198円
稻葉	352円	28,785円
前原志摩	796円	16,199円
田主丸吉井	445円	10,716円
大刀洗	161円	11,298円
広川	391円	10,750円
豊前	504円	9,909円
津屋崎	352円	11,365円
宗像玄海	311円	15,130円
直方若宮	126円	16,416円
飯塚桂川	265円	15,611円
飯塚碓井	151円	31,519円
飯塚大隈	581円	17,606円
飯塚筑穂	434円	16,032円
飯塚庄内	272円	19,700円
杷木	557円	11,564円
甘木朝倉	324円	12,965円
夜須	258円	25,053円
二丈	436円	28,262円
福吉	274円	5,339円
芥屋	242円	22,658円
浮羽	185円	29,331円
久留米北野	915円	17,473円
大木	547円	14,493円
三猪	399円	11,990円
黒木	369円	20,617円
瀬高山川	474円	10,387円
田川香春	460円	12,616円
田川添田	352円	18,296円
田川金田	418円	11,116円
田川糸田	412円	27,398円
田川豊前川崎	299円	12,524円
田川赤池	204円	18,929円
田川大任	356円	22,282円
田川油須原	297円	25,880円
友枝	236円	20,384円
直方東	427円	30,736円
福岡大川2	343円	5,076円
那珂川別	610円	18,103円
若宮吉川	80円	18,916円
城島	531円	11,804円
行橋勝山	628円	28,536円
行橋築城	456円	13,789円
上陽	550円	21,524円
光友	228円	29,687円
星野	287円	10,906円
行橋椎田	342円	12,421円

佐賀県

高木瀬	682円	31,280円
唐津	508円	20,582円
佐賀鳥栖	801円	30,135円

志免	984円	8,678円
古賀新宮	592円	22,360円
古賀	774円	9,324円
長者原	2,259円	21,929円
福間	319円	9,128円
福岡芦屋	335円	7,721円
折尾水巻	392円	14,138円
折尾海老津	365円	13,072円
直方鞍手	178円	11,137円
田主丸	303円	11,209円
瀬高	223円	15,855円
柳川	298円	13,294円
茹田	750円	7,293円
行橋犀川	391円	27,470円
行橋豊津	442円	16,073円
門司黒川	521円	32,120円
若松小島	268円	26,022円
西谷石原	132円	30,870円
多々良	898円	14,408円
早良内野	632円	29,811円
倉永	319円	19,076円
善導寺	285円	30,872円
福岡三国	375円	14,707円
篠栗	817円	30,304円
久山	560円	15,662円
折尾遠賀川	432円	26,818円
柳川大和	314円	18,412円
江浦	262円	15,642円
西戸崎	462円	19,778円
北崎	943円	17,327円
直方小竹	177円	21,152円
直方宮田	318円	14,158円
稻葉	321円	25,726円
前原志摩	720円	13,022円
田主丸吉井	356円	14,651円
大刀洗	141円	10,209円
広川	310円	13,612円
豊前	437円	8,132円
津屋崎	327円	21,214円
宗像玄海	275円	12,566円
直方若宮	104円	14,884円
飯塚桂川	226円	13,862円
飯塚碓井	116円	27,771円
飯塚大隈	424円	14,979円
飯塚筑穂	355円	15,066円
飯塚庄内	258円	16,333円
杷木	424円	10,529円
甘木朝倉	269円	11,183円
夜須	274円	19,373円
二丈	381円	21,992円
福吉	186円	3,585円
芥屋	204円	18,368円
浮羽	154円	20,458円
久留米北野	807円	14,405円
大木	480円	15,216円
三猪	366円	10,625円
黒木	244円	18,042円
瀬高山川	344円	7,545円
田川香春	352円	11,350円
田川添田	257円	16,444円
田川金田	377円	8,946円
田川糸田	343円	18,500円
田川豊前川崎	254円	9,571円
田川赤池	187円	16,868円
田川大任	331円	20,101円
田川油須原	272円	23,235円
友枝	232円	18,254円
直方東	353円	23,620円
福岡大川2	272円	3,252円
那珂川別	552円	15,267円
若宮吉川	66円	16,903円
城島	465円	9,252円
行橋勝山	560円	25,155円
行橋築城	411円	12,735円
上陽	432円	19,812円
光友	148円	26,967円
星野	252円	8,390円
行橋椎田	295円	11,338円

佐賀県

高木瀬	654円	29,734円
唐津	351円	17,646円
佐賀鳥栖	669円	28,092円

多久	374円	26,046円
伊万里	362円	16,420円
伊万里黒川	208円	15,679円
武雄	255円	18,965円
佐賀鹿島	292円	9,554円
川副南	411円	21,523円
神埼	557円	16,934円
基山	462円	23,397円
小城	445円	35,200円
牛津	497円	26,332円
玄海	459円	25,624円
嬉野電交局舎	561円	12,696円
有田	499円	21,199円
蓮池	133円	12,450円
川久保	116円	12,551円
唐津山本	478円	19,038円
唐津鏡	419円	30,288円
東多久	131円	22,670円
久原	241円	13,355円
波多津	249円	28,665円
伊万里松浦	106円	23,496円
大川野	85円	30,567円
南波多	113円	25,490円
諸富	460円	37,329円
佐賀千代田	720円	10,243円
鳥栖中原	898円	19,596円
北荘安	459円	17,287円
呼子	283円	12,638円
西有田	341円	36,812円
武雄北方	694円	19,904円
佐賀大町	580円	9,337円
佐賀白石	321円	23,853円
鹿島塩田	572円	31,657円
久保田	532円	12,724円
佐賀大和	518円	14,577円
江北	530円	16,740円
佐賀福富	570円	22,208円
有明	660円	21,119円
太良	550円	25,260円
若木	300円	13,158円
浜崎	606円	17,413円
武雄山内	238円	28,528円
三根	795円	24,789円
入野	447円	25,993円
西川登	418円	35,096円
七山	329円	10,669円
湊	270円	25,287円
嚴木	247円	11,055円
相知	160円	32,106円
太良大浦	303円	12,952円
浦上 (略)		
長崎県	24,759円	
新長	1,275円	20,735円
小ヶ倉	466円	10,469円
糸佐	1,839円	356円
深堀	417円	14,022円
東長崎	1,216円	10,621円
滑石	1,273円	11,388円
佐世保別	956円	16,678円
尾岐	532円	16,358円
佐世保大和	505円	25,755円
佐世保大野	757円	48,256円
袖木	385円	6,522円
相浦	322円	21,847円
島原	554円	21,377円
諫早	609円	17,607円
西諫早	533円	20,868円
大村	285円	14,995円
福江	240円	12,485円
長崎平戸	513円	44,423円
時津	1,008円	15,244円
有川	419円	30,924円
壱岐	653円	18,702円
厳原	393円	27,020円
大瀬戸	349円	15,545円
長崎小浜	272円	16,860円
豆股	116円	32,702円
竹松	503円	15,855円
長崎茂木	780円	17,946円
木鉢	727円	10,923円
長崎三重	458円	15,307円
鹿子前	488円	15,624円

多久	290円	22,186円
伊万里	279円	16,174円
伊万里黒川	145円	12,756円
武雄	202円	16,546円
佐賀鹿島	241円	6,665円
川副南	362円	18,567円
神埼	498円	20,145円
基山	407円	20,291円
小城	357円	23,407円
牛津	387円	23,709円
玄海	307円	21,727円
嬉野電交局舎	441円	11,666円
有田	322円	32,205円
蓮池	125円	10,807円
川久保	105円	11,138円
唐津山本	319円	16,539円
唐津鏡	361円	21,358円
東多久	98円	19,164円
久原	166円	11,454円
波多津	189円	23,812円
伊万里松浦	78円	19,928円
大川野	63円	27,134円
南波多	70円	22,713円
諸富	394円	34,513円
佐賀千代田	616円	9,799円
鳥栖中原	703円	19,572円
北荘安	379円	15,738円
呼子	175円	9,379円
西有田	272円	32,854円
武雄北方	524円	24,179円
佐賀大町	358円	8,638円
佐賀白石	287円	21,489円
鹿島塩田	353円	28,267円
久保田	547円	63,539円
佐賀大和	456円	12,533円
江北	403円	14,041円
佐賀福富	528円	18,236円
有明	591円	23,533円
太良	500円	22,626円
若木	244円	10,766円
浜崎	358円	13,329円
武雄山内	216円	25,286円
三根	598円	20,134円
入野	270円	21,475円
西川登	340円	30,661円
七山	236円	23,737円
湊	287円	23,625円
嚴木	154円	9,694円
相知	132円	29,687円
太良大浦	245円	10,723円
浦上 (略)		
長崎県	21,339円	
新長	1,201円	20,660円
小ヶ倉	428円	7,711円
糸佐	1,670円	8,498円
深堀	358円	12,717円
東長崎	1,160円	11,075円
滑石	1,189円	9,805円
佐世保別	893円	25,278円
尾岐	420円	12,571円
佐世保大和	438円	24,534円
佐世保大野	592円	44,128円
袖木	347円	5,922円
相浦	281円	21,478円
島原	405円	19,008円
諫早	590円	15,229円
西諫早	475円	17,571円
大村	251円	11,594円
福江	185円	13,193円
長崎平戸	421円	32,401円
時津	860円	15,109円
有川	317円	27,102円
壱岐	523円	16,158円
厳原	332円	43,325円
大瀬戸	170円	13,983円
長崎小浜	224円	13,578円
豆股	103円	27,289円
竹松	455円	26,863円
長崎茂木	681円	15,796円
木鉢	639円	10,872円
長崎三重	378円	12,348円
鹿子前	328円	12,498円

針尾	388円	16,470円
松浦	393円	21,507円
御厨	297円	7,395円
長崎三和	427円	28,314円
多良見	604円	11,961円
長与	867円	23,969円
琴海	389円	46,788円
西彼	304円	13,662円
東彼杵	479円	12,609円
川棚	267円	10,812円
波佐見	208円	14,655円
湯江	368円	11,228円
小長井	276円	11,737円
島原有明	179円	6,727円
島原国見	170円	11,172円
諫早吾妻	379円	15,976円
愛野森山	1,061円	17,773円
千々石	355円	11,212円
有家	307円	14,048円
島原深江	926円	9,540円
田平	108円	11,092円
江迎	216円	9,917円
佐々	354円	21,645円
佐世保吉井	145円	18,238円
黒口	216円	18,172円
飯盛	833円	16,750円
島原瑞穂	647円	20,271円
鹿町	397円	14,314円
小佐々	340円	17,690円
桶泊	272円	15,677円
式見	812円	14,586円
三川内	1,008円	17,606円
紐差	311円	28,282円
津吉	145円	20,541円
今福	212円	38,332円
西彼大串	419円	48,789円
南風崎	865円	23,908円
有嘉	160円	20,102円
鶴知	722円	30,527円
崎戸	119円	24,620円
雲仙	140円	53,278円
伊万里福島	378円	17,635円
鷹島	337円	31,266円
野母崎	697円	20,764円
加津佐	155円	13,214円
長崎口之津	273円	12,855円
南有馬	897円	16,061円
富江	328円	14,782円
青方	387円	16,780円

熊本県

東	1,432円	15,614円
健軍	753円	11,338円
立田	(略)	21,344円
田迎	1,178円	22,604円
桜町	768円	23,540円
熊本清水	830円	13,906円
北部	517円	28,171円
蒂山	977円	23,957円
託麻別館	1,276円	33,255円
新川尻	829円	20,652円
熊本南部	494円	21,699円
都築	192円	21,183円
人吉別館	205円	15,020円
水俣	1,385円	13,703円
玉名	350円	21,369円
本渡	550円	23,558円
山鹿	263円	12,976円
牛深	204円	16,720円
菊池	743円	20,895円
松橋	489円	12,775円
松橋小川	132円	13,410円
植木岩野	625円	20,485円
熊本大津	198円	26,787円
西合志	205円	7,366円
一の宮	240円	12,625円
熊本小国	756円	29,113円
高森	554円	19,359円
南阿蘇	80円	67,032円
木山	790円	51,783円
矢部別館	636円	30,918円
荒尾	189円	13,261円
宇土	435円	23,034円

針尾	332円	13,920円
松浦	321円	17,644円
御厨	229円	6,735円
長崎三和	399円	25,139円
多良見	502円	10,718円
長与	759円	20,360円
琴海	310円	26,657円
西彼	256円	12,001円
東彼杵	257円	10,505円
川棚	241円	11,365円
波佐見	177円	12,918円
湯江	315円	19,758円
小長井	240円	15,033円
島原有明	175円	6,584円
島原国見	175円	8,366円
諫早吾妻	310円	14,386円
愛野森山	857円	16,442円
千々石	253円	10,454円
有家	278円	12,569円
島原深江	949円	8,740円
田平	95円	8,058円
江迎	193円	17,866円
佐々	376円	18,068円
佐世保吉井	123円	16,351円
黒口	182円	16,365円
飯盛	687円	13,981円
島原瑞穂	565円	13,932円
鹿町	316円	23,389円
小佐々	279円	15,087円
桶泊	222円	13,250円
式見	703円	12,796円
三川内	810円	11,211円
紐差	244円	20,919円
津吉	109円	18,120円
今福	162円	35,248円
西彼大串	351円	27,278円
南風崎	704円	17,303円
有嘉	142円	16,003円
鶴知	547円	27,096円
崎戸	102円	20,802円
雲仙	111円	47,604円
伊万里福島	274円	13,415円
鷹島	271円	28,974円
野母崎	553円	40,674円
加津佐	121円	10,381円
長崎口之津	208円	11,652円
南有馬	753円	14,760円
富江	217円	13,340円
青方	318円	13,182円

熊本県

東	1,357円	14,230円
健軍	717円	9,358円
立田	(略)	18,208円
田迎	1,213円	19,465円
桜町	733円	20,596円
熊本清水	846円	11,351円
北部	468円	23,636円
蒂山	1,066円	20,102円
託麻別館	1,152円	28,797円
新川尻	776円	17,874円
熊本南部	399円	20,544円
都築	174円	18,107円
人吉別館	172円	14,596円
水俣	1,073円	10,670円
玉名	308円	18,805円
本渡	499円	19,740円
山鹿	224円	11,793円
牛深	157円	13,663円
菊池	550円	17,389円
松橋	432円	9,437円
松橋小川	113円	11,191円
植木岩野	519円	14,447円
熊本大津	177円	21,737円
西合志	190円	10,350円
一の宮	219円	12,084円
熊本小国	623円	24,889円
高森	441円	23,018円
南阿蘇	71円	34,629円
木山	727円	45,378円
矢部別館	463円	23,503円
荒尾	156円	10,386円
宇土	332円	20,291円

合志	149円	19,538円
熊本小島	726円	18,384円
天明	105円	28,346円
日奈久	458円	8,798円
府本	115円	11,253円
荒尾緑ヶ丘	605円	16,841円
網田	306円	19,037円
三角	583円	13,160円
松橋城南	222円	15,653円
堅志田	210円	19,927円
砥用	179円	18,030円
岱明	67円	13,714円
天水	400円	29,803円
南関	358円	13,278円
熊本長洲	248円	13,397円
鹿本	464円	34,231円
菊陽	922円	13,248円
泗水	297円	16,213円
南小国	540円	19,902円
熊本西原	486円	23,133円
嘉島	289円	49,593円
甲佐	744円	18,230円
坂本	310円	12,673円
熊本鏡	221円	16,627円
宮原	229円	9,568円
東陽	302円	17,514円
湯浦	289円	19,727円
津余木	381円	24,842円
錦	303円	15,936円
多良木	255円	31,031円
大矢野	1,244円	10,727円
本渡松島	478円	15,817円
赤崎	326円	33,378円
鮎田	588円	87,681円
竜峰	437円	15,796円
松橋豊野	39円	18,875円
玉東	378円	7,480円
菊水	415円	8,517円
坊中	188円	38,058円
御船	319円	28,988円
千丁	488円	18,053円
水俣田浦	270円	26,019円
熊本河内	552円	16,930円
水源	183円	22,975円
郡浦	195円	23,987円
鹿北	260円	13,322円
菊鹿	163円	18,330円
鹿央	103円	12,680円
旭志	232円	22,923円
矢部清和	150円	20,160円
芦北	586円	17,690円
湯前	180円	18,864円
姫戸	392円	16,388円
三加和	136円	21,733円
阿蘇	274円	83,830円
本渡富岡	456円	18,074円
河浦	428円	52,673円
蘇陽	287円	19,846円
免田	309円	18,457円
一勝地	173円	19,428円
竜ヶ岳	482円	30,143円
五和	609円	27,054円
玉名大浜	276円	16,706円
大分県	1,935円	32,763円
鶴崎	318円	21,700円
大分東	880円	23,380円
大分滝尾	400円	19,862円
大分大道	951円	22,015円
大分市外	742円	21,610円
大分別府	470円	19,004円
別府北	572円	7,726円
如水	95円	18,667円
新中津	521円	21,870円
日田三本松	376円	31,223円
佐伯	650円	22,077円
臼杵	633円	27,006円
津久見	332円	12,530円
大分竹田	310円	20,078円
豊後高田	432円	11,036円
杵築別館	410円	25,612円
大分宇佐	342円	26,002円

合志	137円	14,934円
熊本小島	649円	15,479円
天明	95円	23,490円
日奈久	355円	8,145円
府本	94円	10,347円
荒尾緑ヶ丘	473円	14,262円
網田	221円	17,041円
三角	582円	10,629円
松橋城南	258円	23,178円
堅志田	189円	16,964円
砥用	137円	15,010円
岱明	54円	10,759円
天水	308円	25,797円
南関	299円	13,240円
熊本長洲	208円	11,392円
鹿本	412円	49,474円
菊陽	860円	15,368円
泗水	248円	15,118円
南小国	479円	18,277円
熊本西原	451円	20,214円
嘉島	256円	43,073円
甲佐	620円	15,888円
坂本	239円	10,812円
熊本鏡	190円	14,643円
宮原	202円	15,884円
東陽	244円	15,156円
湯浦	213円	22,379円
津余木	299円	17,540円
錦	256円	14,069円
多良木	195円	53,573円
大矢野	954円	10,003円
本渡松島	401円	11,847円
赤崎	292円	35,760円
鮎田	539円	81,901円
竜峰	358円	12,373円
松橋豊野	32円	14,296円
玉東	330円	11,239円
菊水	361円	9,791円
坊中	162円	34,619円
御船	267円	23,902円
千丁	437円	14,412円
水俣田浦	193円	21,501円
熊本河内	457円	14,622円
水源	142円	19,789円
郡浦	146円	19,383円
鹿北	221円	17,611円
菊鹿	140円	15,749円
鹿央	88円	21,313円
旭志	194円	19,675円
矢部清和	96円	22,599円
芦北	463円	16,810円
湯前	157円	16,338円
姫戸	313円	14,882円
三加和	110円	26,099円
阿蘇	233円	75,341円
本渡富岡	376円	21,441円
河浦	284円	49,961円
蘇陽	218円	16,204円
免田	261円	15,211円
一勝地	147円	21,644円
竜ヶ岳	370円	25,262円
五和	572円	26,300円
玉名大浜	254円	19,995円
大分県	1,575円	36,875円
鶴崎	296円	18,035円
大分東	75円	19,897円
大分滝尾	351円	30,457円
大分大道	850円	24,858円
大分市外	637円	23,255円
大分別府	418円	19,078円
別府北	477円	8,845円
如水	81円	16,563円
新中津	356円	21,094円
日田三本松	312円	32,696円
佐伯	597円	18,744円
臼杵	441円	22,770円
津久見	223円	14,138円
大分竹田	242円	17,143円
豊後高田	315円	22,451円
杵築別館	329円	21,683円
大分宇佐	260円	21,380円

国東	301円	15,426円
日出	642円	14,991円
由布院	663円	14,239円
大分三重	263円	22,624円
玖珠	574円	22,460円
大分種田	772円	16,860円
大分中津	789円	12,240円
大分戸次	892円	50,494円
鶴崎松岡	436円	28,293円
長洲	327円	18,866円
豊後高田田原	78円	14,172円
大分賀来	826円	19,928円
坂ノ市別館	646円	25,061円
海崎	104円	16,208円
保戸島	550円	70,095円
宇佐八幡	263円	14,599円
山香	359円	16,532円
大分挿間	337円	23,608円
大分庄内	318円	12,019円
佐賀関	220円	37,514円
幸崎	192円	18,445円
佐伯弥生	527円	31,639円
野津	399円	14,437円
糸方	222円	22,681円
三重大野	397円	11,963円
三重千歳	72円	17,115円
天ヶ瀬	794円	20,641円
三光	203円	15,780円
大分野津原	420円	27,078円
直川	331円	15,834円
本郡馬渓	329円	16,583円
院内	134円	24,682円
安心院	232円	15,806円
真玉	163円	25,666円
国東国見	157円	30,522円
国東富来	294円	21,027円
佐伯鶴見	486円	19,571円
竹田萩	119円	15,071円
日田大山	527円	10,698円
大分犬飼	262円	14,313円
大分吉野	102円	17,687円
安岐	221円	13,432円
武藏	401円	14,015円
宇目	338円	20,055円
蒲江	328円	15,452円
耶馬渓下郷	238円	80,871円
山国	185円	25,376円
香々地	158円	27,086円
三重清川	69円	11,424円
久住	545円	13,710円
恵良	272円	10,349円
津江	367円	28,604円
耶馬渓	484円	14,445円
合河	215円	23,035円

宮崎県

国東	263円	13,812円
日出	566円	12,785円
由布院	568円	12,531円
大分三重	228円	20,783円
玖珠	501円	18,871円
大分種田	693円	13,940円
大分中津	619円	9,986円
大分戸次	737円	44,093円
鶴崎松岡	383円	25,367円
長洲	278円	19,665円
豊後高田田原	64円	10,140円
大分賀来	747円	22,244円
坂ノ市別館	523円	25,014円
海崎	90円	13,939円
保戸島	285円	60,151円
宇佐八幡	220円	12,711円
山香	286円	13,765円
大分挿間	318円	22,124円
大分庄内	276円	10,789円
佐賀関	167円	26,199円
幸崎	162円	16,328円
佐伯弥生	463円	27,350円
野津	357円	14,952円
糸方	186円	19,737円
三重大野	306円	13,190円
三重千歳	58円	15,283円
天ヶ瀬	648円	27,326円
三光	184円	13,457円
大分野津原	366円	23,678円
直川	246円	14,211円
本郡馬渓	261円	14,088円
院内	120円	32,526円
安心院	210円	13,025円
真玉	162円	22,064円
国東国見	139円	31,869円
国東富来	181円	18,631円
佐伯鶴見	439円	21,076円
竹田萩	99円	16,015円
日田大山	448円	9,368円
大分犬飼	254円	12,413円
大分吉野	78円	14,608円
安岐	180円	11,073円
武藏	321円	22,137円
宇目	221円	15,576円
蒲江	243円	12,501円
耶馬渓下郷	214円	72,620円
山国	151円	18,992円
香々地	110円	21,371円
三重清川	51円	16,857円
久住	302円	12,777円
恵良	227円	15,842円
津江	265円	23,388円
耶馬渓	238円	13,037円
合河	194円	22,841円

宮崎県

佐土原	182円	24,386円
西佐土原	236円	15,144円
日南北郷	376円	16,338円
日南南郷	286円	34,776円
三股	233円	27,004円
都城高崎	192円	15,629円
高原	224円	22,711円
小林野尻	239円	19,220円
紙屋	136円	22,600円
宮崎高岡	204円	15,971円
国富	278円	19,562円
綾	189円	18,242円
高鍋営業所 1	320円	22,086円
新富	442円	20,984円
木城	475円	23,073円
川南	147円	11,093円
都農	179円	15,917円
門川	328円	19,913円
大東	134円	12,714円
都城山田	171円	22,547円
高千穂別館	294円	23,007円
都城高野	183円	25,588円
美々津	236円	26,410円
岩脇	213円	22,192円
真幸	210円	30,226円
山陰	193円	22,778円
神門	326円	18,718円
日向西郷	152円	19,088円
宇納間	100円	19,787円
曾木	168円	16,876円
北川	291円	22,717円
延岡北浦	497円	29,983円
宮崎東	902円	36,126円
青島	294円	64,879円
都城山之口	206円	18,303円
日之影	155円	17,059円
五ヶ瀬	285円	8,199円
宮崎内海	478円	25,911円
諸塙	139円	26,976円

鹿児島県

鶴池甲南新館	3,023円	25,345円
谷山	1,237円	20,153円
伊敷	1,138円	27,786円
原良	3,474円	24,548円
広木	3,516円	27,462円
坂之上	1,924円	16,698円
鹿原島川内	673円	23,679円
鹿屋	407円	28,146円
枕崎	288円	10,424円
名瀬	802円	17,795円
出水	229円	10,504円
指宿	397円	20,518円
加世田	392円	18,416円
国分	654円	25,975円
種子島	258円	10,304円
加治木	616円	18,091円
帖佐	453円	34,096円
丸尾	154円	22,601円
志布志	158円	12,213円
屋久島	126円	23,476円
徳之島	296円	19,745円
鹿児島吉野	551円	15,834円
鹿児島春日	1,669円	20,462円
鹿児島大口	385円	11,752円
隼人	584円	55,055円
河頭	123円	22,832円
高須	122円	26,032円
大姶良	124円	22,404円
鹿屋南	37円	17,721円
串木野	333円	16,321円
阿久根	320円	24,368円
米之津	130円	25,602円
宮ケ浜	82円	13,498円
鹿児島垂水	205円	27,654円
指宿山川	74円	9,866円
開聞	89円	22,257円
知覧	333円	20,257円
知覧瀬世	38円	15,469円
加世田川辺	196円	27,573円
市来	329円	17,378円
東市来	188円	25,925円
伊集院	391円	16,702円

佐土原	282円	20,629円
西佐土原	224円	13,889円
日南北郷	376円	22,843円
日南南郷	253円	22,125円
三股	202円	23,993円
都城高崎	191円	14,917円
高原	188円	18,901円
小林野尻	258円	14,594円
紙屋	99円	23,248円
宮崎高岡	189円	15,948円
国富	262円	17,190円
綾	177円	28,457円
高鍋営業所 1	293円	18,509円
新富	326円	16,142円
木城	370円	20,575円
川南	129円	21,004円
都農	171円	14,664円
門川	279円	16,744円
大東	106円	15,265円
都城山田	156円	20,418円
高千穂別館	220円	19,108円
都城高野	139円	18,373円
美々津	193円	22,441円
岩脇	184円	17,496円
真幸	199円	26,354円
山陰	159円	18,741円
神門	240円	14,563円
日向西郷	121円	16,140円
宇納間	83円	16,309円
曾木	136円	16,508円
北川	225円	20,838円
延岡北浦	358円	24,980円
宮崎東	665円	32,205円
青島	244円	60,730円
都城山之口	179円	17,386円
日之影	152円	14,499円
五ヶ瀬	224円	6,762円
宮崎内海	340円	22,111円
諸塙	117円	23,011円

鹿児島県

鶴池甲南新館	2,771円	22,252円
谷山	1,115円	24,613円
伊敷	1,073円	28,696円
原良	3,039円	20,279円
広木	3,006円	20,364円
坂之上	1,478円	13,154円
鹿原島川内	627円	22,217円
鹿屋	321円	23,175円
枕崎	211円	15,423円
名瀬	717円	16,216円
出水	181円	8,866円
指宿	335円	25,460円
加世田	246円	15,211円
国分	524円	22,249円
種子島	144円	8,060円
加治木	519円	14,568円
帖佐	377円	29,656円
丸尾	112円	20,309円
志布志	106円	12,093円
屋久島	84円	19,585円
徳之島	247円	17,359円
鹿児島吉野	366円	12,757円
鹿児島春日	1,558円	17,660円
鹿児島大口	294円	16,935円
隼人	399円	51,694円
河頭	103円	20,671円
高須	75円	22,919円
大姶良	79円	19,837円
鹿屋南	25円	14,144円
串木野	210円	14,528円
阿久根	256円	20,079円
米之津	97円	23,110円
宮ケ浜	70円	12,286円
鹿児島垂水	148円	24,661円
指宿山川	72円	19,379円
開聞	76円	19,299円
知覧	282円	17,847円
知覧瀬世	29円	13,945円
加世田川辺	217円	24,099円
市来	237円	15,543円
東市来	197円	23,635円
伊集院	327円	13,233円

松元	243円	30,497円
伊集院郡山	300円	25,294円
金峰	245円	15,001円
入来	99円	24,514円
宮之城	157円	22,139円
高尾野	132円	13,802円
菱刈	113円	9,722円
蒲生	122円	19,175円
十三塚原	101円	19,609円
加治木横川	147円	66,595円
栗野	435円	21,978円
吉松	125円	30,183円
霧島	78円	15,754円
岩川	197円	14,392円
財部	62円	17,193円
都城末吉	407円	19,597円
志布志有明	220円	26,039円
蓬原	125円	16,312円
志布志大崎	122円	12,654円
菱田	78円	33,931円
串良	106円	23,546円
鹿屋高山	225円	24,511円
吉平	153円	23,453円
大根占	221円	22,823円
根占	152円	26,818円
古江	263円	17,195円
川内東郷	291円	29,356円
牧ノ原	151円	18,866円
百引	142円	18,133円
志布志松山	36円	28,314円
大根占田代	133円	23,612円
川内西方	39円	20,136円
城上	116円	25,681円
高隈	244円	17,757円
阿久根脇本	154円	14,201円
阿久根大川	65円	11,031円
鹿屋新城	77円	23,529円
牛根	431円	27,901円
西桜島	300円	18,108円
喜入	166円	24,290円
瀬々串	159円	15,634円
頬咲	274円	14,162円
石垣	53円	12,126円
笠沙	102円	15,806円
加世田大浦	306円	32,101円
樋脇	113円	19,447円
市比野	188円	24,958円
宮野城鶴田	298円	16,647円
薩摩	257円	16,292円
郡答院	207円	18,981円
出水野田	319円	17,341円
牧園	129円	16,359円
細山田	(略)	25,328円
内の浦	419円	23,270円
佐多	220円	20,527円
喜界島	554円	29,865円
鹿児島吉田	338円	18,527円
伊集院吹上	99円	13,429円
出水鷹巣	439円	22,766円
指江	293円	29,977円
竜郷	14円	31,695円
笠利	682円	27,948円
天城	119円	38,334円
伊仙	389円	32,449円
与論島	61円	26,733円
川内羽島	326円	21,075円
山門野	227円	20,161円
瀬戸内	1,581円	17,086円
知名	288円	28,463円
木慈	79円	57,560円
勝能	92円	140,318円
管純	119円	65,746円
与路島	121円	295,914円
請島	192円	204,978円
節子	359円	77,870円
生見	106円	11,534円
中種子	364円	20,146円
南種子	810円	17,261円

松元	188円	26,277円
伊集院郡山	280円	21,569円
金峰	194円	12,966円
入来	69円	21,834円
宮之城	97円	25,087円
高尾野	101円	12,124円
菱刈	83円	8,213円
蒲生	111円	16,286円
十三塚原	76円	15,638円
加治木横川	103円	57,315円
栗野	248円	18,046円
吉松	21円	26,548円
霧島	59円	13,832円
岩川	151円	12,641円
財部	65円	23,318円
都城末吉	355円	17,304円
志布志有明	140円	20,820円
蓬原	107円	13,610円
志布志大崎	82円	15,662円
菱田	53円	29,304円
串良	89円	20,822円
鹿屋高山	146円	21,726円
吉平	89円	20,058円
大根占	165円	19,733円
根占	101円	23,771円
古江	203円	14,546円
川内東郷	314円	24,945円
牧ノ原	120円	13,297円
百引	108円	20,387円
志布志松山	28円	23,998円
大根占田代	93円	18,889円
川内西方	30円	15,940円
城上	91円	21,093円
高隈	188円	14,805円
阿久根脇本	123円	12,226円
阿久根大川	50円	9,752円
鹿屋新城	59円	18,579円
牛根	296円	23,499円
西桜島	257円	17,880円
喜入	178円	21,382円
瀬々串	114円	14,555円
頬咲	128円	11,536円
石垣	52円	10,437円
笠沙	77円	12,336円
加世田大浦	255円	25,910円
樋脇	82円	16,266円
市比野	159円	20,891円
宮野城鶴田	249円	13,718円
薩摩	201円	13,349円
郡答院	176円	15,333円
出水野田	233円	14,810円
牧園	107円	14,050円
細山田	(略)	19,641円
内の浦	170円	19,752円
佐多	194円	16,599円
喜界島	268円	22,867円
鹿児島吉田	243円	15,483円
伊集院吹上	74円	11,599円
出水鷹巣	263円	18,405円
指江	224円	25,367円
竜郷	13円	26,312円
笠利	538円	27,721円
天城	103円	41,223円
伊仙	343円	27,945円
与論島	54円	28,307円
川内羽島	233円	19,462円
山門野	173円	16,083円
瀬戸内	1,131円	14,291円
知名	229円	23,621円
木慈	66円	47,662円
勝能	72円	122,632円
管純	99円	54,731円
与路島	95円	263,020円
請島	135円	178,375円
節子	267円	67,805円
生見	71円	10,066円
中種子	214円	19,448円
南種子	440円	14,059円

母間	63円	20,997円
沖之永良部	260円	28,442円
坊	237円	16,534円
沖縄県		
寄宮	1,830円	20,793円
牧志	2,362円	26,972円
小禄	1,540円	17,355円
首里	4,551円	21,224円
田場	312円	19,677円
大謝名	928円	22,731円
普天間	549円	18,784円
沖縄宮古	455円	24,153円
八重山	778円	26,466円
浦添別	1,998円	32,974円
名護別館	928円	21,005円
照屋	672円	21,038円
コザ	675円	43,096円
胡屋	655円	27,275円
コザ北谷	1,361円	35,735円
豊見城	1,104円	23,075円
与那原	789円	23,300円
南風原	1,064円	52,641円
久辺	100円	101,433円
嘉手納	1,363円	38,268円
沖縄石川別	435円	20,621円
具志川	581円	16,399円
仲尾次	172円	33,798円
米須	293円	31,960円
今帰仁	959円	24,406円
本部	510円	16,675円
コザ金武	580円	19,163円
与那城	475円	16,443円
諫谷	833円	32,598円
中城	696円	26,394円
東風平	272円	26,034円
与那原玉城	176円	33,372円
佐敷	300円	23,140円
本部山川	104円	36,280円
北中城	1,196円	30,692円
南大東	55円	87,212円
北大東	65円	111,394円
久米島	812円	36,272円
城辺	171円	19,846円
沖縄上野	122円	64,549円
平安座	147円	39,659円
座間味	27円	33,845円
伊良部	264円	24,018円
波照間	74円	35,424円
与那国	365円	51,520円
国頭別	347円	30,813円

母間	48円	21,201円
沖之永良部	172円	23,406円
坊	185円	15,354円
沖縄県		
寄宮	1,639円	17,358円
牧志	1,788円	26,528円
小禄	1,462円	14,639円
首里	4,057円	18,543円
田場	282円	16,139円
大謝名	1,071円	20,547円
普天間	450円	14,257円
沖縄宮古	419円	21,120円
八重山	738円	22,122円
浦添別	1,708円	29,281円
名護別館	781円	17,113円
照屋	567円	17,190円
コザ	605円	42,152円
胡屋	597円	23,332円
コザ北谷	1,267円	28,948円
豊見城	1,063円	19,593円
与那原	928円	19,420円
南風原	970円	41,312円
久辺	90円	75,454円
嘉手納	1,307円	28,540円
沖縄石川別	373円	16,752円
具志川	554円	20,702円
仲尾次	159円	28,652円
米須	261円	26,709円
今帰仁	305円	29,852円
本部	437円	14,502円
コザ金武	526円	19,070円
与那城	442円	13,733円
諫谷	746円	28,187円
中城	655円	23,360円
東風平	325円	20,983円
与那原玉城	166円	28,730円
佐敷	264円	19,011円
本部山川	95円	30,309円
北中城	1,270円	27,379円
南大東	50円	71,808円
北大東	50円	98,536円
久米島	748円	29,679円
城辺	172円	17,511円
沖縄上野	110円	57,891円
平安座	127円	33,789円
座間味	17円	28,914円
伊良部	231円	20,489円
波照間	69円	29,298円
与那国	283円	49,413円
国頭別	298円	26,644円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	31,287円
石川県	31,165円
福井県	21,755円
岐阜県	24,363円
静岡県	41,869円
愛知県	44,333円
三重県	27,816円
滋賀県	33,495円
京都府	33,384円
大阪府	54,910円
兵庫県	50,506円
奈良県	29,487円
和歌山県	18,182円
鳥取県	58,976円
島根県	22,237円
岡山県	51,218円
広島県	47,486円
山口県	34,638円
徳島県	59,501円
香川県	35,655円
愛媛県	45,403円
高知県	27,124円
福岡県	54,904円
佐賀県	19,116円
長崎県	13,678円
熊本県	31,249円
大分県	40,913円
宮崎県	30,782円
鹿児島県	40,501円
沖縄県	29,681円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	29,051円
石川県	28,280円
福井県	20,200円
岐阜県	21,523円
静岡県	38,900円
愛知県	40,367円
三重県	29,924円
滋賀県	30,070円
京都府	30,291円
大阪府	50,381円
兵庫県	46,374円
奈良県	26,432円
和歌山県	17,329円
鳥取県	53,555円
島根県	20,622円
岡山県	47,376円
広島県	42,683円
山口県	31,599円
徳島県	59,231円
香川県	32,611円
愛媛県	42,096円
高知県	36,515円
福岡県	49,977円
佐賀県	16,120円
長崎県	15,873円
熊本県	28,678円
大分県	37,679円
宮崎県	28,593円
鹿児島県	36,431円
沖縄県	27,823円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	140円
石川県	138円
福井県	144円
岐阜県	157円
静岡県	169円
愛知県	176円
三重県	162円
滋賀県	172円
京都府	235円
大阪府	213円
兵庫県	243円
奈良県	201円
和歌山県	213円
鳥取県	159円
島根県	170円
岡山県	156円
広島県	170円
山口県	149円
徳島県	168円
香川県	162円
愛媛県	157円
高知県	126円
福岡県	212円
佐賀県	164円
長崎県	132円
熊本県	170円
大分県	192円
宮崎県	134円
鹿児島県	162円
沖縄県	165円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	131円
石川県	129円
福井県	129円
岐阜県	141円
静岡県	154円
愛知県	162円
三重県	154円
滋賀県	156円
京都府	213円
大阪府	195円
兵庫県	223円
奈良県	184円
和歌山県	210円
鳥取県	145円
島根県	155円
岡山県	145円
広島県	153円
山口県	138円
徳島県	158円
香川県	151円
愛媛県	143円
高知県	129円
福岡県	194円
佐賀県	150円
長崎県	125円
熊本県	169円
大分県	178円
宮崎県	127円
鹿児島県	147円
沖縄県	154円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額655円とします。

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額687円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光 信号引 込等設 備管理 負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の 管理を行うとともにその負担額を請求するた めに要する負担額	1光信号引込 等設備ごとに 月額	(略)	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (27,578円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \\ \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	10,853円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	239円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光 信号引 込等設 備管理 負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の 管理を行うとともにその負担額を請求するた めに要する負担額	1光信号引込 等設備ごとに 月額	(略)	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (26,837円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \\ \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	10,653円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238円

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（手動によるものを除きます。）	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
手動交換機能	手動により相互接続通信の交換等を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表1に規定します。
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表2～4 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表2～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,800円	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,304円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

（1）分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,890円 7,778円	_____	_____

イ. 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	70円 1,155円	_____	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

（1）分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,268円 9,601円	_____	_____

イ. 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	130円 1,339円	_____	_____

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,473円

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	8,890円	7,778円
				—

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	11,268円	9,601円
				—

イ. 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	70円 1,155円	_____

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	7,473円	_____

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

- 1～3 (略)
- (経過措置)
- 4 (略)
- (1) 網使用料
- ア (略)

イ. 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	130円 1,339円	_____

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	9,160円	_____

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

- 1～3 (略)
- (経過措置)
- 4 (略)
- (1) 網使用料
- ア (略)

イ 端末回線伝送機能

(ア) 基本料

月額

区分			単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（固定無線通信網終端装置を含みます。）及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,136円	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1の4及び（1）網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,136円	
			C AB以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,170円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに 26,316円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに 26,316円	

(イ) 加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	772円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに 772円	

イ 端末回線伝送機能

(ア) 基本料

月額

区分			単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（固定無線通信網終端装置を含みます。）及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,161円	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1の4及び（1）網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,161円	
			C AB以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,196円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに 22,523円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに 22,523円	

(イ) 加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	168円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに 168円	

ウ 光信号電気信号変換機能

区分				料金額	備考
光信号電気信号 変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	1,523円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1,523円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1,569円	

エ 光信号多重分離機能

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	706円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	706円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	727円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区分		単位	料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	69円	

ウ 光信号電気信号変換機能

区分				料金額	備考
光信号電気信号 変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	2,216円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	2,216円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	2,282円	

エ 光信号多重分離機能

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	694円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	694円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	715円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区分		単位	料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	66円	

附 則（平成 27 年 4 月 10 日西設相制第 11 号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1 件ごとに	15.14 円	
優先接続受付手続費	ア欄	1 変更ごとに	172 円
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
		(イ) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	8,161 円
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	40 円
	イ欄	1 件ごとに	94 円
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	751 円
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	296 円

（手続費の遡及適用）

4 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2－1（手続費）第 32 欄、第 34 欄
ウ(イ)欄及び第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
接続工事等時刻指定手続費	1 件ごとに	平日夜間 16,694 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		平日深夜 27,740 円	
		土日祝日夜間 17,319 円	
		土日祝日深夜 28,646 円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ(イ)欄	1 区間ごとに 2,915 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	1,593,402 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日西設相制第 11 号）

1～2（略）

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第 75 条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第 1 号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表 5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第 18 条、附則（平成 23 年 3 月 31 日西相制第 144 号）及び附則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）に係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 28 年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を 0.5298 として算定します。
（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 26 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料 金 額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1 件ごとに	15.31 円	
優先接続受付手続費	1 変更ごとに	218 円	
光回線設備線路 条件調査費	ウ欄 (7)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
	(4)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報 調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	7,901 円
	イ欄	1 通信用建物ごとに	1,247 円
	ウ欄	1 通信用建物ごとに	2,337 円
ルーティング番 号登録工事等受 付手続費	ア欄	1 件ごとに	43 円
	イ欄	1 件ごとに	96 円
同一番号移転可 否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	750 円
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	297 円